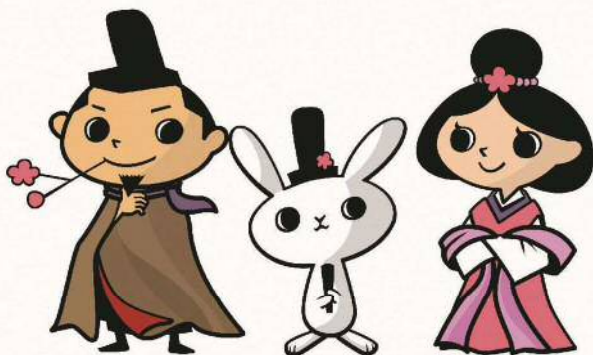


第四次太宰府市環境基本計画

『令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府』をめざして



壱人のたびと

かこせのタビット

れいお姫



令和3年8月
太宰府市

ごあいさつ

日頃より太宰府市の環境施策に対しご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市では、平成2年に制定した太宰府市環境基本条例に基づき、平成6年に第一次太宰府市環境管理計画を国の第一次環境基本計画とほぼ時を同じくして策定し、それ以降平成13年に第二次、平成23年に第三次の計画を策定し環境施策を進めてきました。

それに続く本第四次太宰府市環境基本計画は、第三次計画までの総括をもとに、地域ごとの現況や課題などの特徴を整理し、さらに深刻化する気候変動問題への取り組みや環境に関わる社会情勢の変化に対応した内容の検討を行い、令和3年度から10年間の本市の環境まちづくりの取組の基本方針として策定しました。

これに先駆け、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を発出しました。近年、本市でも度重なる豪雨や異常高温といった事象が出ており、そうした危機から令和発祥の都太宰府ならではの豊かな自然や誇りうる文化財を守り、良好な環境を次代に引き継ぐためです。

今後も、本市が望ましい環境像として掲げる「令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」の実現に向け、市民や事業者の皆様と連携を図りながら、環境を守り、育み、創り、活用する太宰府ならではの取り組みを進めてまいりますので、皆様のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりまして貴重なご意見やご提言をいただきました太宰府市環境審議会委員、自然環境調査員、その他市民事業者アンケート等にご協力いただきました全ての皆様に心から感謝申し上げますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸と本市のさらなる発展を祈念し、巻頭の挨拶といたします。

令和3年8月

太宰府市長
楠田大蔵



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の経緯と趣旨	1
(1) 計画策定の経緯	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2. 計画の枠組み	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の対象地域と対象範囲	3
(3) 計画期間	3
第2章 計画策定の背景と課題	4
1. 太宰府市を取り巻く社会経済状況と環境問題	4
(1) 世界の状況	4
(2) 日本の状況	7
(3) 現在の環境政策の課題	9
2. 地域ごとの特徴	12
(1) 太宰府小校区自治協議会（北谷、内山、松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、大町、新町、白川、五条西、五条、東観世）	13
(2) 太宰府東小校区自治協議会（湯の谷西、秋山、五条台、東ヶ丘、星ヶ丘）	20
(3) 太宰府南小校区自治協議会（高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台）	22
(4) 国分小校区自治協議会（水城、水城台、水城ヶ丘、国分）	25
(5) 水城小校区自治協議会（坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀）	29
(6) 太宰府市西校区自治協議会（都府楼、向佐野、吉松、大佐野、大佐野台、長浦台、青葉台、つつじヶ丘、ひまわり台）	34
3. 第三次太宰府市環境基本計画の評価	38
(1) 行政の具体的な取組の進捗状況	38
(2) 数値目標の達成状況	40
(3) 市民・事業者・団体の意識	42
4. 太宰府市の取り組むべき課題	44
第3章 望ましい環境像・基本理念、各主体の役割、施策体系	46
1. 望ましい環境像・基本理念	46
(1) 望ましい環境像	46
(2) 基本理念	47

2. 各主体の役割、施策体系	48
(1) 各主体の役割	48
(2) 施策体系	49
第4章 重点戦略とそれを支える環境施策の展開	52
1. 重点戦略	52
(1) 健康で心豊かな暮らしの実現	52
(2) 地域ストックを活用した持続可能な地域づくり	57
(3) 持続可能な脱炭素・循環型都市	58
2. 重点戦略を支える環境施策の展開	60
(1) 生活環境の保全	60
(2) 循環型社会の形成	70
(3) 生物多様性の確保・自然共生	79
(4) 気候変動対策	91
(5) 歴史・景観まちづくり	103
(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	111
第5章 計画の推進体制、進行管理	116
1. 計画の推進体制	116
(1) 市民、NPO・ボランティア、事業者とのパートナーシップによる推進体制 ..	116
(2) 行政（市）内部の推進体制	116
(3) 行政（市）外部の推進体制	117
2. 進行管理の方法	118

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の経緯と趣旨

(1) 計画策定の経緯

太宰府市では、平成2年に「太宰府市環境基本条例^{※1}」を他市に先がけて制定しました。平成6年には、同条例に基づく「太宰府市環境管理計画」（第一次計画）を、国の第一次環境基本計画とほぼ時を同じくして策定し、市民、事業者、行政の力をあわせた環境まちづくり^{※2}に先進的に取り組みはじめました。これに続いて平成13年には「太宰府市第2次環境基本計画」（第二次計画）、平成23年には「第三次太宰府市環境基本計画」を策定しましたが、計画期間が令和2年度までであるため、今回、「第四次太宰府市環境基本計画」として改定を行うものです。

※1 環境に関する基本的施策を定め、総合的に推進して、現在と将来の市民生活における良好な環境の保全・創造を図り、市民福祉を増進させることを目的として平成2年（1990年）に制定された条例（平成13年（2001年）に全面改正）。

※2 各主体の協働によって環境保全・創造の取組を積極的に実施し、魅力ある、持続可能な地域社会を形成すること。

(2) 計画策定の趣旨

自治体の環境まちづくりについては、気候変動^{※3}問題の一層の深刻化と対策、我が国における人口減少時代の進展など、近年の社会経済状況の激変に対応する必要があります。この計画は、そのような新たな状況に応じた太宰府市の環境まちづくりの取組方針を定めるものです。

また、本市で進めている各種の取組を環境保全の観点から整理し、総合的な取組を図るため策定するものです。

※3 気候変動の要因には自然の要因と人為的な要因がある。

近年では地球温暖化とほぼ同義で用いられることが多く、気候変動枠組条約では、地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であると定義されている。

2. 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成2年2月26日に制定した太宰府市環境基本条例に基づくものです。

また、市の関連計画と連携を図りつつ、環境保全に関する基本的方向を示し、国や県の環境基本計画に準じて、太宰府市の良好な環境づくりを幅広い立場から総合化するものです。

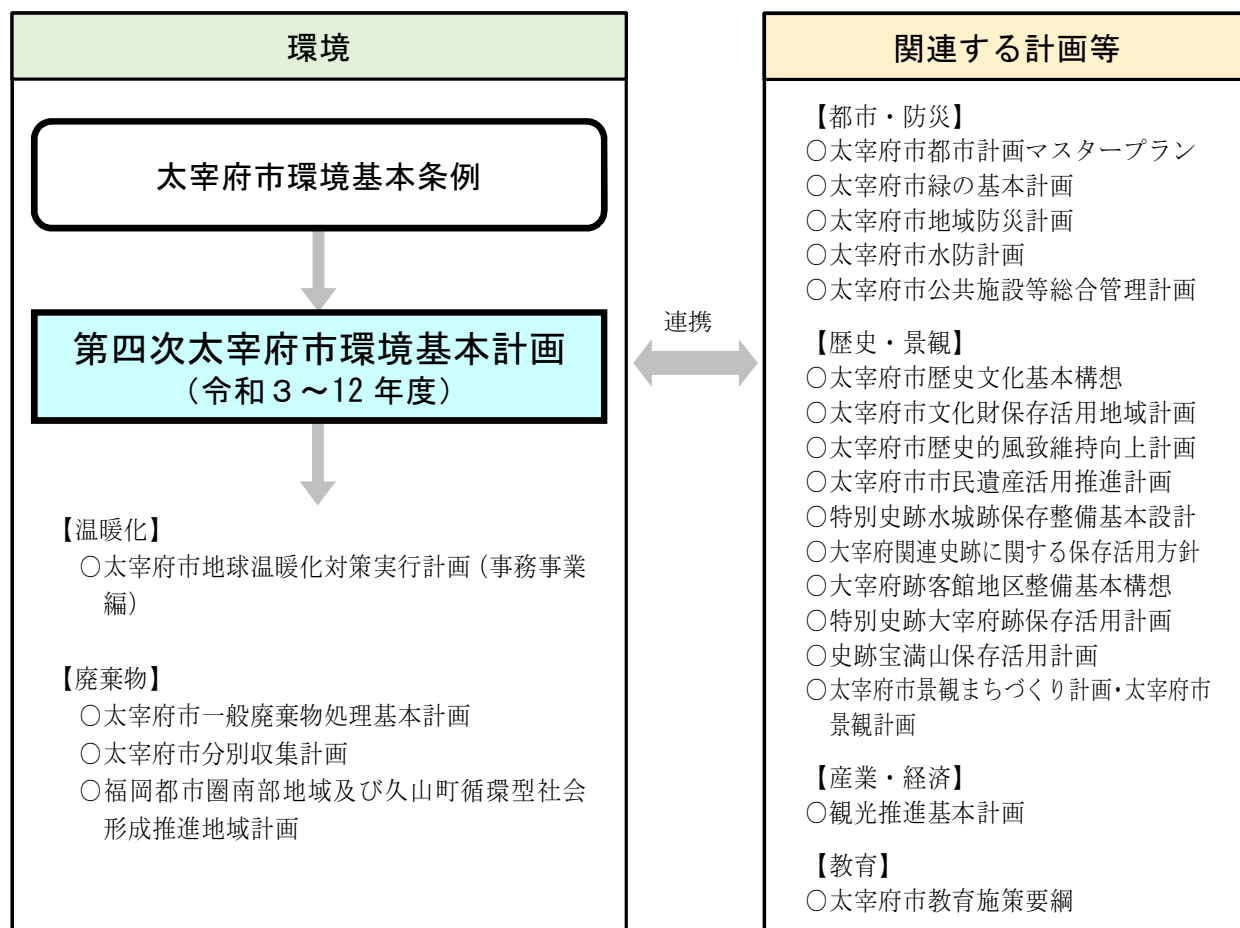


図 1 環境基本計画の位置づけ

(2) 計画の対象地域と対象範囲

1) 対象地域

太宰府市全域とします。

2) 対象範囲

本計画の対象は、①生活環境・循環、②自然環境、③都市環境、④歴史的・文化的環境、⑤地球環境です。

- 生活環境・循環 : 大気、水、土壌、有害化学物質、廃棄物など
- 自然環境 : 貴重な自然、身近な自然、生物多様性^{※1}、自然とのふれあい
- 都市環境 : 身近な緑地・親水空間、都市空間、景観など
- 歴史的・文化的環境 : 歴史的風土、市民遺産^{※2}・文化財、伝統文化など
- 地球環境 : 気候変動対策、省エネルギー^{※3}、再生可能エネルギー^{※4}

* 以上のような環境項目のほか、「学習」、「協働」といった環境まちづくりの担い手が行う行為も対象範囲とします。

※1 地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがいること。そして、それぞれがつながっていること。生態系の多様性、生物種の多様性、種内の遺伝子の多様性の三つを合わせていう。

※2 市民が未来の太宰府に残したいと思う太宰府の物語と、関連する文化遺産と、伝える活動とを合わせて「太宰府市民遺産」といい、太宰府市景観・市民遺産会議が認定をする。2020年現在、16件の太宰府市民遺産が認定されている。

※3 石油や電力などのエネルギーを効率的に使用したり、余分なエネルギー消費を抑えたりすることによって、エネルギー消費量を削減すること。

※4 有限で枯渇の危険のある石油・石炭などの化石燃料、原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーを指す。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年間です。ただし、環境問題の動向や社会状況の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

第2章 計画策定の背景と課題

1. 太宰府市を取り巻く社会経済状況と環境問題

(1) 世界の状況

1) 環境

①地球環境の悪化（プラネタリー・バウンダリー^{※1}）

人間活動に伴う地球環境の悪化が深刻になってきています。私たちの生存や活動の拠り所としている地球環境の容量には限界があり、この容量を超えて負荷がかかれば、回復不可能な変化が引き起こされることが懸念されています。既に種の絶滅速度の増加、気候変動による影響の顕在化など、我々の活動自体が危機に瀕しているとの認識が高まっています。

2015年の国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）^{※2}では、地球の環境容量を評価し、その臨界点内での持続可能な開発を達成する必要があるとしています。

※1 地球が許容可能な人類が生存できる限界点を示す言葉。人類が地球システムに与えている圧力が、地球が本来持つレジリエンス（回復力）の限界を超えると、不可逆的变化が起こりうるもので、人類が生存できる限界を把握することにより、壊滅的变化を回避できるとする考え方を示したもの。

※2 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下にさらに細分化された169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているのが特徴。

②持続可能な開発目標（SDGs）を含む「2030アジェンダ」の採択

持続可能な開発目標（SDGs）を含む「2030アジェンダ」では、世界全体の経済、社会、環境の3側面を不可分のものとして調和させる統合的取組の目標を明示しています。

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のため、2030年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲット、232の指標を定めており、すべての国の政府や市民、事業者、行政など全ての関係者が積極的に取り組み推進していく必要があります。



[出典：地方創生に向けた SDGs の推進について、内閣府]

図 2 SDGs の 17 のゴール

③パリ協定の採択・発効

2015 年 12 月の国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21)^{※1} で「パリ協定^{※2}」が採択され、今世紀後半に人為的な温室効果ガス^{※3}の排出量と吸収量を均衡させることを合意しています。

※1 2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにて開催された国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議。会議では、京都議定書後における 2020 年以降の気候変動対応にかかるあらゆる法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。

※2 2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された気候変動に関する国際条約。

※3 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

2) 経済社会

①人口増大、経済発展、都市移住の増大による問題の深刻化

アジア・アフリカ・中南米等の新興国の経済成長や急速な都市化による環境負荷の増加が懸念されています。これにより人類は今後さらに厳しい環境上の制約に直面する可能性が高くなっています。

②保護主義^{※1}の動き・新興国の台頭

2016年の英国のEU離脱など、保護主義の動きがある一方で、新興国の大国化等による国際的なパワーバランスの変化が生じています。

※1 自国の産業の保護や国際収支の改善などを目的に、自国の経済的利益を優先する政策を取ろうとすること。

③IoT^{※2}やAIなど急速な技術革新による新たな技術イノベーションの可能性

大量のデータを蓄積・分析・活用するビッグデータ等の技術革新により、幅広い分野で新たな技術イノベーションや新たな社会価値軸が創出される可能性があります。

※2 「モノ」のインターネットを指す言葉。さまざまな「モノ」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みで、これによるデジタル社会の実現を指す。

④新型コロナウイルスによる世界経済への影響の長期化・深刻化

新型コロナウイルスによる世界経済への影響の長期化・深刻化が懸念されています。

(2) 日本の状況

1) 環境

①脱炭素社会の実現

日本の温室効果ガス排出量は電力消費量の減少や電力の排出源単位の改善により2013年より5年連続で減少しています。その一方で石炭火力発電の割合が増加傾向にあり、また、フロン類^{※1}の排出量が増加しています。菅内閣総理大臣が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言し、脱炭素社会に向けた取組が加速化しています。

②資源循環、廃棄物処理

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画^{※2}」では、地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化による、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、大規模災害の頻発と大量の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理、国民の意識の変化（モノの豊かさから心の豊かさへ）によるごみ問題への関心や取組実施率の低下などが課題とされています。また、海洋プラスチック問題などへの対応として国の「プラスチック資源循環戦略^{※3}」に示された、リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチック^{※4}の利用促進、ポイ捨て・不法投棄防止に取り組む必要があります。

※1 フロンとは、フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）を「フロン類」と呼んでいる。

※2 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生、などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示している。

※3 資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために日本政府が策定した戦略。

※4 生分解性のプラスチックのことで、植物由来（サトウキビ、米、小麦、サツマイモ、とうもろこしなど）の原料を利用しているものをいう。このため廃棄後は土中のバクテリアによって水と炭酸ガスに分解される。

③生物多様性の状態の長期的悪化

森林資源など自然資源の一部は持続可能な利用がされず、自然環境の保全と持続可能な利用のバランスが十分に保たれていないため、生物多様性の状態は依然として長期的悪化の傾向を示しています。

2) 経済社会

①人口減少・少子高齢化と地方の疲弊・衰退

日本の人口は、2008年をピークに減少に転じています。2065年には8,808万人と縮小し、高齢化率は38.4%に急上昇すると予測されており、人口減少・少子高齢化が進行していきます。

また、都市圏への人口集中と平行して孤立可能性集落が増加し、約1/4の地方公共団体の行政機能の発揮が困難になると予測されており、地方の疲弊・衰退が懸念されています。

②森林劣化や温暖化等による土砂崩れ及び河川氾濫などの自然災害の増大

気候変動による影響とみられる短時間強雨の発生とともに、耕作放棄地の増大、適切な森林管理の担い手不足の深刻化が土砂崩れや河川の氾濫などの自然災害による被害の一因となっています。

③IoTやAIなど急速な普及による経済構造の転換

IoTやAIの急速な普及により大量生産・大量消費・大量廃棄の形態が転換する可能性があり、経済構造が根底から転換しつつあります。

④新型コロナウイルスによる日本経済への影響の長期化・深刻化

新型コロナウイルスによる日本経済への影響の長期化・深刻化が懸念されています。

(3) 現在の環境政策の課題

1) 目指すべき持続可能な社会の姿

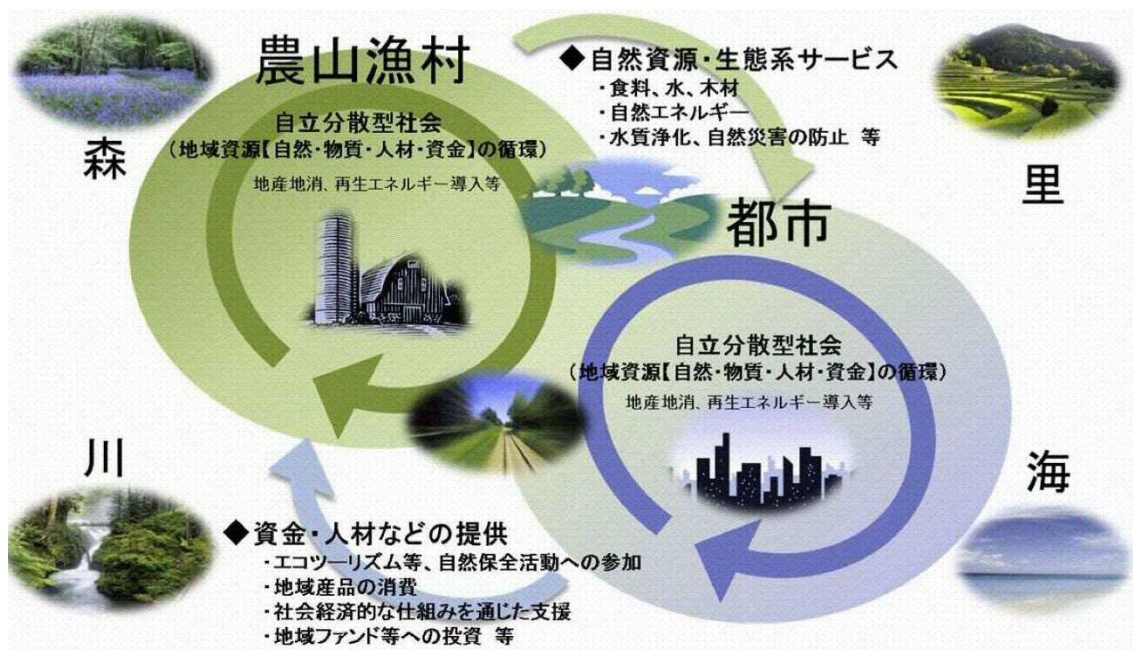
国の「第五次環境基本計画^{※1}」では、目指すべき持続可能な社会の姿を、「人類の英知を集結して環境・経済・社会の統合的向上を目指し、あらゆる物質・生命の循環と自然・生態系^{※2}との共生を追求する社会」としています。第五次環境基本計画は、重点戦略として、①持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システム^{※3}の構築、②国土のストックとしての価値の向上、③地域資源を活用した持続可能な地域づくり、④健康で心豊かな暮らしの実現、⑤持続可能性を支える技術の開発・普及、⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築の6つを掲げ、取組を推進していくこととしています。また、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」の確立を提唱しています。

- ※1 2018年4月に閣議決定された、第5次となる政府の計画。2015年9月の国連サミットにおけるSDGs（持続可能な開発目標）採択や同年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議におけるパリ協定の採択を踏まえて策定された。環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、6つの重点戦略が設定されている。また、地域の活力を最大限に発揮するために「地域循環共生圏」の確立が提唱されている。
- ※2 ある地域に生息・生育する動植物、水や日光などの無機的な条件、それらの関係を含むシステムのこと。
- ※3 持続可能な発展を達成する経済のあり方。「持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済」として、リオ+20に向けた2大主要テーマの一つとして、「持続可能な開発のための制度的枠組み」とともにとりあげられている。

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ESG投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○税制全体のグリーン化の推進 ○サービサイジング、シェアリング・エコノミー ○再エネ水素、水素サプライチェーン ○都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H28環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR） ○森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○コンパクトシティ・小さな拠点＋再エネ・省エネ ○マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂前線防備保安林 (環境省HPより)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における「人づくり」 ○地域における環境金融の拡大 ○地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○国立公園を軸とした地方創生 ○都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、COOL CHOICEなど） ○食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○低炭素で健康な住まいの普及 ○テレワークなど働き方改革＋CO2・資源の削減 ○地方移住・二地域居住の推進＋森・里・川・海の管理 ○良好な生活環境の保全 等  <p>森里川海のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ○自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○バイオマス由来の化成品創出（セルロースナノファイバー等） ○AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と 戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境インフラの輸出 ○適応プラットフォームを通じた適応支援 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中省エネ・環境フォーラム に出席した中川環境大臣</p>

[出典：第五次環境基本計画の概要]

図3 第五次環境基本計画の6つの重点戦略



[出典：第五次環境基本計画の概要]

図 4 地域循環圏^{※1}の概念図

※1 地域特性や循環資源の性質に応じて最適な規模の循環を形成するため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

2) 環境政策の課題

①経済社会での環境配慮の主流化

環境が適切な形で保全・利用されることを担保する経済社会システムへの変革（ライフサイクルマネジメント^{※2}等）が求められています。

※2 製品や商品の企画段階から、設計・製造・販売・使用そして回収・解体・再生までに着目して計画、管理を行なう考え方。製品・商品に依存する効用の最大化、ライフサイクルコストの最適化、資源やエネルギー消費・環境負荷の最小化、障害や災害のリスクの最小化を目標とする。

②自然資本の活用

自然資源の持続可能な方法での利用、生態系を活用した防災・減災などが必要となっています。

③各地域レベルでの課題解決

人口減少・少子高齢化等に起因する地域課題の顕在化や社会インフラの老朽化等の進行を踏まえ、地域の環境政策と経済・社会的課題を同時解決できる具体的な方法とともに、それを具現化するための持続可能な体制を見出すことが求められています。

④環境保全上のリスクの減少

気候変動の影響の顕在化、生物多様性の損失等の状況を踏まえ、その時点での最新の科学的知見に基づいて環境保全上の支障を未然に防止することが必要です。また、経済社会活動における環境負荷を低減する予防的な取組を実施することが求められています。

⑤環境研究・技術開発と普及

環境・経済・社会の統合的向上の実現可能性を高める環境研究・技術開発とその普及を一層推進する必要があります。

⑥我が国の知見、技術の開発途上国への共有

我が国の知見や技術の共有により、世界の経済社会を持続可能なものにするための積極的な貢献が求められています。

⑦ポストコロナ時代の社会づくり

新型コロナウイルス感染症対策とともに、暮らし方・働き方の変革による持続可能で強靱な社会づくりが必要となっています。

2. 地域ごとの特徴

太宰府市を校区自治協議会*単位の6つに区分し、それぞれの特徴を整理します。

※ 太宰府市の小学校区を基本コミュニティ単位とする自治協議会。太宰府小校区自治協議会、太宰府東小校区自治協議会、太宰府南小校区自治協議会、国分小校区自治協議会、水城小校区自治協議会、太宰府市西校区自治協議会の市内6つの校区自治協議会に区分される。

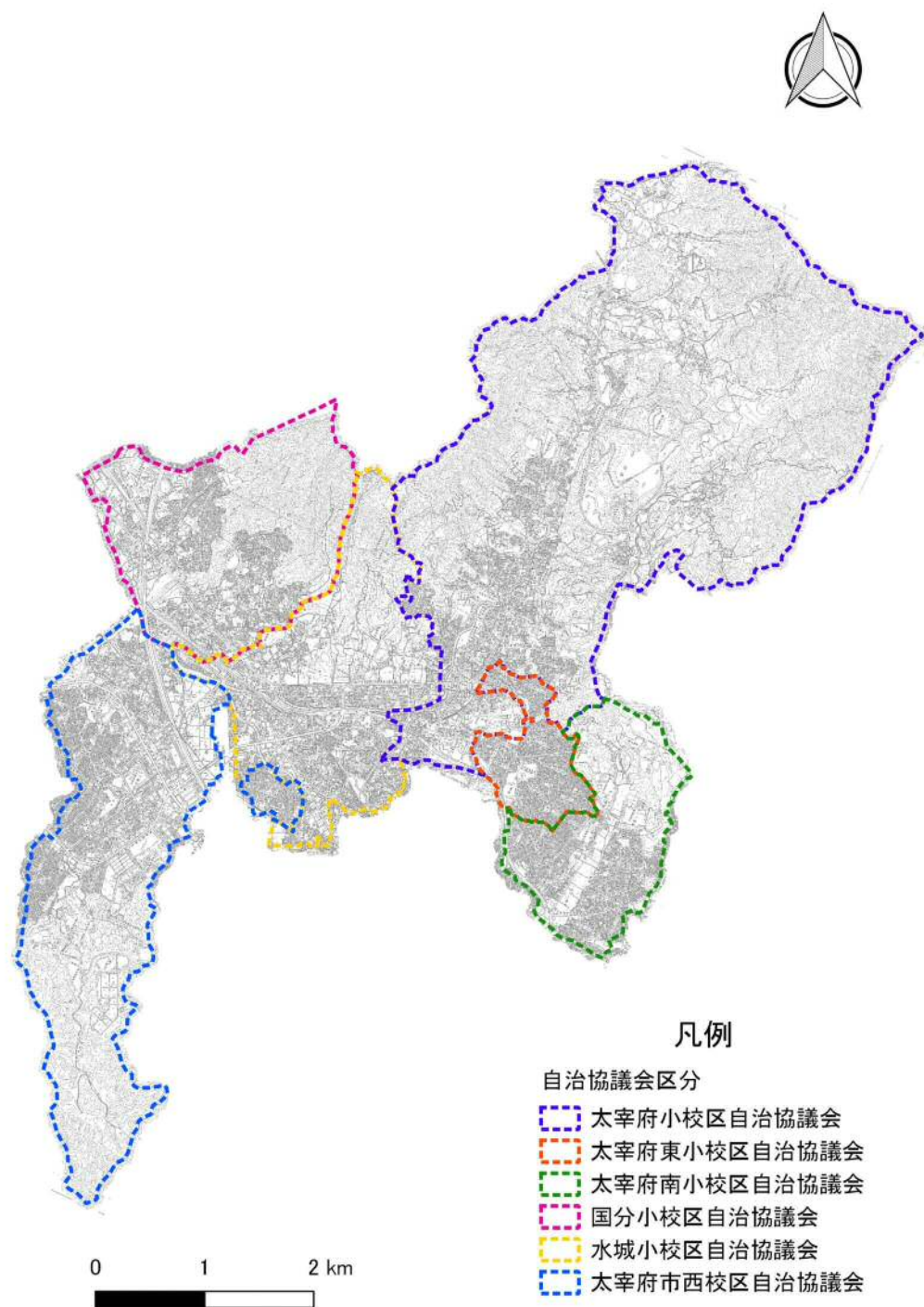


図 5 地域区分図

(1) 太宰府小校区自治協議会（北谷、内山、松川、三条、三条台、連歌屋、馬場、湯の谷、大町、新町、白川、五条西、五条、東観世）



市民遺産八朔の千燈明



竈門神社

表 1 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の北東に位置し、地域の東を宝満山、西を四王寺山の山林に挟まれ、古くからの集落がある自然が豊かな地域である。 ・宝満山を源流とする御笠川が地域を縦断しており、その流れを水源とする北谷ダム、松川貯水池があり、市民の重要な水瓶となっている。 ・御笠川沿いに市街化区域が指定され、古くからの集落と、開発団地が住宅地を形成している。 ・地域を南北に縦断する県道筑紫野古賀線の整備が進んでおり、その沿道及び北谷地区周辺に工場等の事業所の集積が見られる。 ・竈門神社周辺には飲食店等の出店もみられ、近年、登山者に加え参拝客が増加している。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の東部には太宰府天満宮や九州国立博物館があり、観光客を対象とした商業施設が集積していて、古くからの建築物も多い。 ・地区内には、御笠川と宝満川の二つの水系があり、宝満山が二つの水系の源である。 ・西部の四王寺山は特別史跡大野城跡に指定されているが、中腹の一部には未指定の区域がある。 ・東部の宝満山は一部史跡指定され、太宰府県立自然公園^{※1}の区域となっている。その麓には古くからの集落や農地が広がっているが、近年、県道筑紫野古賀線周辺において、作業場や工場等への転用等が進んでいる。 ・松川貯水池周辺や御笠川流域、県道筑紫野古賀線の沿線には住宅・事業所等が集積している。 ・宝満山麓の農地にメガソーラー発電施設^{※2}が建設されている。 ・梅林アスレチック公園の周辺や愛獄山麓等で土取りが行われている。 ・四王寺山麓に開発団地があり、低層の住宅が広がっている。 <p>※1 太宰府・宝満山（標高 829m）及び三郡山系を含む地域。各地に城跡、寺社仏閣、霊場などが点在し、歴史の香りが色濃く残る自然公園。</p> <p>※2 1MW 以上の出力を持つ太陽光発電システムのこと。主に自治体、民間企業の主導により、遊休地・堤防・埋立地・建物屋根などに設置されている。</p>

項目	現況と主な課題
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を縦断する県道筑紫野古賀線は福岡都市圏を縦断する主要幹線道路であり、大型トラック等の交通量も多い。 ・地域内に西鉄五条駅と西鉄太宰府駅がある。 ・宇美町と太宰府市を結ぶ路線バスが運行されているが、便数は少ない。 ・地域内をコミュニティバスまほろば号^{※3}と湯の谷地区、連歌屋地区、東観世地区には、地域サポートカーまほろば号^{※4}が運行している。 ・近年竈門神社への参拝客による交通混雑が発生している。 ・観光客は休日に集中していたが、訪日外国人旅行者の増加のため、大型観光バスが年間を通して来訪し、初詣や観梅の時期に関わらず地域内の主要道路は終日混雑が続く状況となっている。 ・梅大路交差点、五条交差点付近は日常的な交通渋滞を引き起こしている。 ・太宰府天満宮は歴史の散歩道^{※5}の起点となっている。 ・西鉄太宰府駅には十分な駅前広場がない。 <p>※3 ワンコイン（100円均一）運賃で市内の公共施設や観光名所・旧跡、駅などを循環し、高齢者や体の不自由な人にも楽に乗り降りできるコミュニティバス。</p> <p>※4 道路幅が狭いなどの理由により、通常の「まほろば号」が運行できない地域を10人乗りの地域サポートカーが運行している。地域サポートカーは湯の谷地域線、連歌屋地域線、東観世地域線の3路線ある。</p> <p>※5 太宰府市にある名所旧跡をつなぎ、歴史を歩きながら学べるウォーキングコース。天満宮から水城跡までの4.6kmを設定した「歴史の散歩道」を筆頭に文化財課ではお勧めの散策コースを紹介している。</p>
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の旧国士舘太宰府キャンパスを上下水道事業センターとして利用している。また、地域コミュニティの中核的役割を併せ持った施設となっている。 ・太宰府梅林アスレチックスポーツ公園、北谷公園、街区公園が8か所整備されている。梅林アスレチック公園は地区公園としての機能を有する。 ・北谷、内山地区に下水道未整備区域がある。 ・松川貯水池、北谷ダムがあり、市内の水源としている。 ・西側に公共施設が集積しているが、更新の時期を迎えている。 ・西鉄五条駅にはいきいき情報センターが隣接している。 ・西鉄太宰府駅周辺、西鉄五条駅周辺には狭あいな道路が多い。 ・松川運動公園体育館、男女共同参画推進センタールミナス、体育センター、いきいき情報センターは建築後相当年数が経過しているため、今後の在り方の検討が必要となっている。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所（1次避難所）は、公民館等9か所（風水害7か所・地震5か所）、松川運動公園グラウンド（地震）、北谷運動公園（地震）、太宰府梅林アスレチックスポーツ公園（地震）、太宰府小学校（体育館・校庭）、松川運動公園体育館、上下水道事業センター、太宰府館^{※6}、体育センター、男女共同参画推進センタールミナス（風水害）の18か所。緊急一時待機場所施設は、公民館3か所（風水害）。指定避難所（2次避難所）は、太宰府小学校、体育

項目	現況と主な課題
防災	<p>センター、男女共同参画推進センタールミナス（風水害）、いきいき情報センター、松川運動公園体育館、上下水道事業センター、太宰府館の7か所ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山際の開発により、土砂災害発生の危険性が高い地域がある。 ・西鉄太宰府駅周辺、西鉄五条駅周辺には、古い木造家屋が密集している地区があり狭あいな道路が多い。 <p>※6 太宰府市地域活性化複合施設。貸し館事業および観光案内、自主的なイベント事業等を通して、市民と観光客の交流、および滞留型観光の拠点となることを目的に管理運営を行っている。</p>
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・竈門神社周辺には観光客を対象とした商業施設が見られるが、景観に配慮した店舗展開が望まれる。 ・山林・農地・住宅と事業所等の混在が生じ、景観の多様化、多種性が見受けられる。 ・太宰府天満宮の参道周辺は門前町^{※7}としての風情ある景観を呈している。 ・西鉄太宰府駅や五条駅は、景観特性を活かした駅前広場が整備されている。 ・太宰府天満宮、神幸式^{※8}大祭の道（通称 どんかん道^{※9}）等は、景観計画において景観育成地区^{※10}「天満宮と宰府宿地区」に指定されている。 ・史跡地及び史跡地周辺の住地は以前より景観コントロールがなされていたので、景観に配慮した住宅が多い。 ・どんかん道（五条2丁目内）をはじめ、歴史性を有する骨格的な動線は、駐車場やマンション等集合住宅の増加により歴史的風情が損なわれている。 ・地域内では近年空家が増えている。 <p>※7 中世から太宰府天満宮周辺に形成された町を指す。太宰府天満宮に奉仕する社家を始め関係者および参詣者を相手にする商工業者が集まることによって形成された。</p> <p>※8 平安時代から続く太宰府天満宮を代表する祭。福岡県無形民俗文化財に指定されている。菅原道真の神霊を天満宮本殿から神輿に移して、往時世話になったもろ尼御前が祭られている榎社に、年に一度のお礼に行くという意味を持つ。</p> <p>※9 神幸式の神輿が太宰府天満宮から榎社を往復する経路となっている道であり、行列先頭の太鼓と鉦を「どん・かん」と鳴らすことからそう呼ばれる。</p> <p>※10 “太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例”（条例第32号）の第8条第4項に規定する地区。市長は、景観計画区域のうち積極的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を景観育成地区とすることができ、「人と遺跡の共存史地区」、「天満宮と宰府宿地区」が設定されている。</p>
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・「太宰府の木うそ【太宰府木うそ保存会】」 ・「八朔の千燈明【五條風の会】」 ・「かつてあった道「四王寺山の太宰府町道」【四王寺山勉強会】」 ・「太宰府の絵師 萱島家【絵師萱島家保存会】」 ・「太宰府の梅上げ行事【太宰府梅ばやし隊】」 ・「太宰府をうたう♪全11曲（作曲・唄 岩崎記代子）【岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい】」

項目	現況と主な課題
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・「四王寺山の三十三石仏【四王寺山勉強会】」 ・「宝満山のヒキガエル【宝満山ヒキガエルを守る会】」
史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・大野城跡 ・観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡 ・宝満山
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・四王寺山や宝満山は緑豊かな山林として残されているが、北谷、内山などの集落周辺には放置された果樹園等にモウソウチクが侵入し、拡大している。また、農地では未耕作地が増加するなど、里地里山の管理不足による荒廃が見られる。 ・竈門神社周辺や宝満山には、史跡指定地がある。 ・宝満山の山頂部は太宰府県立自然公園の特別地域であり、急傾斜地であるがために太宰府大野城筑紫野地域内でも極めて少ない自然植生が残されており、山林の保全が必要である。 ・松川、三条、馬場地区は太宰府県立自然公園に指定されている。 ・光明寺や太宰府天満宮の周辺にまとまった樹林地が残っているほか、天満宮内のクスノキ巨樹群落が地域のシンボルとなっている。

表 2 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県那珂県土整備事務所と連携し、地域内の御笠川と宝満川の二つの水系の河川改修や維持管理を行っている。 ・下水道未整備地区の整備を実施している。また、下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・事業活動等にもなう騒音や悪臭などの相談が寄せられた場合は、公害に関する法律に基づき対応している。また、地区内には県道筑紫野古賀線、県道筑紫野太宰府線、国道 3 号といった主要幹線道路が通っており、5 年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視^{※1}を行っている。 ・地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努めており、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・三条一丁目、宰府六丁目、連歌屋一丁目、宰府二丁目、石坂三丁目地内の市管理墓地の大雨時における土砂流出状況や強風時の倒木状況の確認、定期的な樹木の伐採や草刈りを行いながら適正管理に努めている。 ・福岡県筑紫保健福祉環境事務所及び筑紫食品衛生協会と連携し、地域内の生鮮食品を取り扱う店舗への来店者を対象に食中毒予防のための啓発や太宰府天満宮周辺の飲食店への巡回指導を実施している。 ・野焼き、生活騒音、犬の放し飼い、犬のふんの放置、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・太宰府天満宮参道にごみ捨てマナー啓発看板の設置、のぼり旗を掲げての天満宮周辺の幹線道路や歴史の散歩道における美化作業、年始におけるクリーンキャンペーンを実施している。 ・市民・NPO^{※2}等、自治会、事業者等において地域内の清掃活動が積極的に行われている。 ・涼感あふれる“打ち水^{※3}”を推進する一環として、西鉄五条駅前にて打ち水大作戦を実施している。 ・太宰府天満宮及びその周辺、国立博物館、西鉄五条駅前にて「太宰府古都の光^{※4}」を開催している。 <p>※1 自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握し、自動車騒音公害防止の基礎資料となるよう、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して地域が曝される年間を通じて平均的な状況について、全国を通じて継続的に把握することを目的として実施するもの。太宰府市においては、騒音規制法第 18 条第 1 項に基づき、市内の 2 車線以上の国道や県道のうち毎年 2 地点（5 年間のローテーションで実施予定）について自動車騒音を測定し、面的評価の方法により環境基準の達成状況を把握している。</p>

環境施策	これまでの取組
生活環境の 保全	<p>※2 Non Profit Organizationの略称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などさまざまな分野で社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。NPOのうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人は、「特定非営利活動法人」と呼ばれる。</p> <p>※3 庭や道路など屋外に水を撒く、昔からの日本の風習。水の蒸散により地表から熱が奪われ涼しくなることから、近年ヒートアイランド対策として注目されている。水資源保護のため、風呂の残り湯などを使うことが勧められている。</p> <p>※4 太宰府が有する歴史的文化資源に、新たに光という付加価値を付けることによって魅力を増し、太宰府ブランドとしての価値を高めていくことを目的に、平成18年（2006年）から開催している。</p>
循環型社会 形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において積極的に古紙等の集団回収が実施されている。 ・連歌屋区内に設置しているし尿中継貯留槽の定期的な清掃や脱臭装置を適正に管理し周辺環境の保全に努めている。 ・地域に隣接する環境美化センター※5の適正な運営に努めている。 ・四王寺林道等の山間部における不法投棄多発箇所のパトロールや監視カメラを設置するなど、不法投棄防止対策を行っている。 <p>※5 太宰府市の不燃ごみおよび粗大ごみを処理することを目的に最終処分場も有した施設。リサイクルセンターとしての機能を有し、鉄、アルミ、ビン等の再資源化を行っている。</p>
生物多様性 の確保・自然 共生	<ul style="list-style-type: none"> ・御笠川の大町親水公園にて水生生物の観察会が実施されている。【太宰府水から川る会】 ・特定外来生物※6であるアライグマの生息情報が寄せられており、駆除のための箱罠を随時設置している。 ・イノシシ捕獲罠を設置するとともに、イノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があつた場合は、注意喚起のための情報を発信している。 ・御笠川に2か所（三条、大町）親水公園が設置されている。 ・五条橋から都府楼橋までの御笠川にて河川美化活動が年2回実施されている。【太宰府水から川る会】 ・御笠川にて野鳥観察会が実施されている。【太宰府水から川る会】 <p>※6 外来生物のうち、特に人の健康、生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法（2004）によって規定された生物。 アライグマ、タイワンリスなど2016年10月1日現在、2科15属108種7交雑種の132種類が指定されている。</p>
気候変動対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブカメラによる渋滞状況や駐車場満空情報の発信など、太宰府天満宮及び竈門神社周辺の交通渋滞対策を行っている。 ・福岡県と連携し治山・治水の整備を行っている。 ・奥園雨水幹線※7、五条雨水管渠※8を整備している。 <p>※7 降った雨を短時間に排水できるように誘導する排水路の幹線部分。河川及びその他の公共用水域、または海域に雨水を放流するための施設を指す。</p> <p>※8 降った雨を短時間に排水できるように誘導する排水施設の一つ。地中に埋設される管状の構造物で、川及びその他の公共用水域、または海域に雨水を放流するための施設。</p>

環境施策	これまでの取組
歴史・景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太宰府天満宮参道沿いや小鳥居小路沿いに立地している歴史的建造物の修理・修景が行われている。 ・ 太宰府天満宮周辺の小鳥居小路や西鉄太宰府駅前など、歴史的な通りやまちなみを整備している。 ・ 歴史的市街地の緑化推進事業のため、市ホームページや窓口等で広報活動を行った。 ・ 太宰府天満宮周辺において、歴史的な道筋の道標サインや文化財説明サインを整備し、回遊性の高いネットワークが構築されてきている。 ・ 地域内の史跡地の公有化を進めている。 ・ 地域内の史跡地の自然や景観を守るために、草刈り、樹木伐採、維持管理工事等を行う等、適正管理に努めている。 ・ 筑紫野市と合同で史跡宝満山保存活用計画を策定している。 ・ 市民遺産を紹介する動画を作成するなど、市民遺産の周知を図っている。 ・ 景観教育を推進するために太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会において、市内大学と連携し、門前景観に関する学習や意見交換の場を設け、地元住民との交流を行っている。 ・ 太宰府市屋外広告物等に関する条例を施行した。 ・ 太宰府天満宮門前町について、門前六町まちづくり協議会や景観・市民遺産審議会で議論し検討したが、景観協定^{※9}には至っていない。 ・ 高度地区^{※10}の指定によって、建築物の高さを制限したことで、山並みや遺跡群が身近に感じられるまちなみができている。 <p>※9 市民が地域の実情に応じて景観形成上のルールを検討し、成文化したもの。市長の認可が必要。</p> <p>※10 市街地の環境の保全あるいは土地の利用の増進を図るため、用途地域内において建築物の高さの最高限度又は最低限度を定めたもの。本市においては最高限度の制限として、2種類（絶対15m高度地区、絶対20m高度地区）を指定している。</p>
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や長寿クラブ等からの要請により、地域の公民館やいきいき情報センターにおいて、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポスト^{※11}に関する出前講座を開催している。 ・ 星空観測会の開催について、市内大学との連携を模索している。 <p>※11 基材（もみ殻くん炭にピートモスや竹粉末を混ぜたもの等）を入れたダンボール箱の中に、食べ残しや調理くずを入れてよくかき混ぜると、微生物の働きにより、生ごみが堆肥へと生まれ変わることを利用した生ごみリサイクルの方法。</p>

(2) 太宰府東小校区自治協議会（湯の谷西、秋山、五条台、東ヶ丘、星ヶ丘）



青山通り



太宰府東小校区航空写真

表 3 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の南東に位置し、ほぼ全域が低層の住宅地が占めている。 ・地区内は低層住宅が多く昭和 50 年代に開発された団地である。住民の居住年数が長く、戸建ての持ち家に住んでいる人が多い地域である。 ・西側に国道 3 号が走っている。 ・青山地区内に商業系の用途を配置しているが営業店舗はない。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の中央部から南側は、緩やかな丘陵地となっている。 ・地域内は良好な低層住宅地となっている。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内に鉄道駅はないが、青山地内には西鉄の路線バス、湯の谷西地区、秋山地区には地域サポートカーまほろば号が運行している。 ・市域内の最寄りの駅は西鉄五条駅となるが、西鉄の路線バスとの関係もあり、青山地区は西鉄二日市駅の利用頻度が高い。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園は 14 か所整備されているが、基準面積を下回る公園が多い。 ・地区内には、小学校（リンデンホール小学部・東小学校）、中学校等（リンデンホール中高等部）の教育施設がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所（1 次避難所）は、公民館 5 か所（風水害 4 か所・地震 2 か所）、太宰府中学校校庭（地震）、太宰府東小学校校庭（地震）、子育て支援センターの 8 か所。指定避難所（2 次避難所）は、太宰府中学校、太宰府東小学校、子育て支援センターの 3 か所ある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内は昭和 40 年代から 50 年代に開発された住宅団地であり、整然としたまちなみである。 ・地域内では近年空家が増えている。
市民遺産	なし
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内に残された森林等はないが、地域に隣接する東側の高尾山及び九州国立博物館周辺等は緑に恵まれている。

表 4 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・地区内には国道 3 号が通っており、5 年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視を行っている。 ・地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努めており、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・犬の鳴き声、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・市民・NPO等、自治会、事業者等において地域内の清掃活動が積極的に行われている。
循環型社会 形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において積極的に古紙等の集団回収が実施されている。 ・地域に隣接する環境美化センターの適正な運営に努めている。
生物多様性 の確保・自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に隣接する高尾山では竹林の繁茂が増えている。 ・地域内でイノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があった場合は、注意喚起のための情報を発信している。
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・秋山地区の浸水被害解消のための整備を行っている。
持続可能な 社会を実現 するための 地域づく り・人づく りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や長寿クラブ等からの要請により、地域の公民館において、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポストに関する出前講座を開催している。

(3) 太宰府南小校区自治協議会（高雄、梅香苑、緑台、梅ヶ丘、高雄台）



高雄地区



市民遺産
梅香苑夏まつり子どもみこし

表 5 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の南東に位置し、西側と南側は低層の住宅地が占めており、北東部の山林やため池、河川、水田等身近な緑に恵まれた住宅地域である。 ・地区内は低層住宅が多く昭和 50 年代に開発された団地である。住民の居住年数が長く、戸建ての持ち家に住んでいる人が多い地域である。 ・南西端に国道 3 号があり、南側に県道筑紫野筑穂線が走っている。 ・中央を流れる高尾川周辺農地には多くの生物が生息している。 ・国道 3 号や県道筑紫野筑穂線沿道には外食産業等や日用品等を取り扱う沿道型商業施設が立地している。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・北東部には山林があり、緩やかな斜面となっている。東部はゴルフ場として利用されている。 ・国道 3 号と県道筑紫野筑穂線の沿道に商業施設が集積している。 ・中央を高尾川が流れており周辺にはまとまった農地がある。 ・西部及び南部は良好な低層住宅地となっている。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内に鉄道駅はないが、西鉄の路線バスやコミュニティバスまほろば号が運行している。 ・市域内の最寄りの駅は西鉄の路線バスとの関係もあり、西鉄紫駅や JR 二日市駅の利用頻度が高い。また、梅香苑地区は西鉄二日市駅の利用頻度が高い。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地区公園は高雄公園 1 か所、街区公園は 26 か所整備されているが、基準面積を下回る公園が多い。 ・高雄公園は計画面積 5.1ha、市域内最大の公園であり、地区公園として位置付けている。現在は一部整備が完了しており、今後 2 次整備を予定している。 ・北部に粗大ごみ処理施設があり、市内の不燃ごみの処理を行っている。 ・地区内には、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校と教育施設が集積している。 ・区域を南北に走る高雄中央通り線と国道 3 号の交差点である高雄交差点は変則 5 差路となっており、円滑な道路交通、交通安全上の課題がある。

項目	現況と主な課題
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所（1次避難所）は、公民館5か所（風水害5か所・地震3か所）、太宰府南小学校校庭（地震）、太宰府東中学校校庭（地震）、高雄公園（地震）の8か所。指定避難所（2次避難所）は、太宰府南小学校、太宰府東中学校の2か所ある。 ・ 高雄中央通り線は溢水箇所があり、雨水処理に課題がある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高雄、梅ヶ丘と梅香苑の東西の住宅団地の間に、農地が連なっており、のどかな田園風景を呈している。 ・ 地域内では近年空家が増えている。
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高雄の自然と歴史【高尾山の自然と歴史を語り継ごう会】」 ・ 「梅香苑夏まつり子どもみこし【梅香苑区自治会】」
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑や水辺等の自然環境は比較的恵まれている。 ・ 太宰府ゴルフクラブ周辺、九州国立博物館周辺や石穴神社周辺に樹林地が残されている。 ・ 区域北部の温水ため池をはじめ、高雄・梅ヶ丘地区には、ため池が残されている。 ・ 高尾川周辺の水田を主体とする農地は、後背地に点在するため池と北部の樹林地（高尾山、更には宝満山）を結ぶ緑の回廊的な役割を果たしており、多くの生物が生息している。

表 6 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県那珂県土整備事務所と連携し、高尾川の維持管理を行っている。 ・下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・地区内には国道 3 号が通っており、5 年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視を行っている。 ・地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努め、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・高雄三丁目地内の市有墓地の樹木を定期的に伐採し適正管理に努めている。 ・野焼き、犬のふんの放置、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・市民・NPO等、自治会、事業者等によって地域内の清掃活動が積極的に行われている。
循環型社会 形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において積極的に古紙等の集団回収が実施されている。 ・地域内に設置している環境美化センターを適正に管理運営している。
生物多様性 の確保・自 然共生	<ul style="list-style-type: none"> ・高雄公園内ビオトープ[※]池は、自然とのふれあいの場として維持管理を行っている。 ・高雄地区に市民農園が設けられている。 ・イノシシ捕獲罠を設置するとともに、イノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があつた場合は、注意喚起のための情報を発信している。 <p>※ 本来、広く生物の生息空間を示す言葉。特に、都市内の事業所用地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。</p>
歴史・景観 まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民遺産を紹介する動画を作成するなど、市民遺産の周知を図っている。
持続可能な 社会を実現 するための 地域づく り・人づく りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や長寿クラブ等からの要請により、地域の公民館において、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポストに関する出前講座を開催している。 ・高雄公園ビオトープ池の生きもの調査等の環境保全活動における市内大学との連携を模索している。

(4) 国分小校区自治協議会（水城、水城台、水城ヶ丘、国分）



太宰府市文化ふれあい館※



国分地区

※ 太宰府天満宮から特別史跡水城跡まで市内を東西に横断する「歴史の散歩道」の中核施設であり、歴史と文化に関わる生涯学習と憩いの場。学術的な調査・研究・保存施設としての機能を併せ持っている。

表 7 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・市の西部に位置し、地域北部は四王寺山の山麓で、その麓に史跡地や低層住宅が広がっている。 ・地域内に太宰府 IC（インターチェンジ）があり、広域交通の便が良い地域である。 ・太宰府 IC 周辺は市内で唯一の準工業地域となっているため、建設業や製造業等の事業所が集まっている。 ・地域内を西鉄の線路や九州自動車道などが縦断しており、観光客の来訪も多いため、県道福岡日田線では交通渋滞が問題になっている。 ・四王寺山の山林や、その周辺の林地や農地、ため池が市街化調整区域及び史跡地として、指定されていることにより維持されている。 ・住宅地は四王寺山の斜面にそって形成されているため、急傾斜地に隣接する箇所もある。 ・水城跡をはじめとした史跡や神社が多いため、歴史的雰囲気を感じられる地域である。 ・史跡指定地内は史跡の保全と活用を図る区域であるが、古くからの集落や住宅団地を含んでいる。地域内に残された農地や史跡地、住宅が混在している。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・北西部の九州自動車道太宰府 IC 周辺は広域交通の便が良いため、工場等が集積し、低層住宅と沿道商業の事業所や工場等が混在している。 ・北部の四王寺山は特別史跡大野城跡、その麓は特別史跡水城跡等の史跡指定がなされており、山林、農地、ため池が史跡地として保全されている。 ・水城台、水城ヶ丘は、昭和 40 年代から 50 年代に開発された住宅団地があり、史跡地周辺に古くからの集落があり住宅が点在している。

項目	現況と主な課題
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・北西部に九州自動車道の太宰府 IC があり、大野城市域に福岡都市高速道路水城ランプが隣接し、それぞれと国道 3 号が接続しており広域交通の要衝となっている。 ・地域内に鉄道駅はないが、住宅地内をコミュニティバスまほろば号が運行している。 ・最寄りの駅は、西側は西鉄下大利駅、東側は西鉄都府楼前駅となるが、駅までのアクセス道路は十分に整備されていない。 ・歴史の散歩道が整備されているが、十分な歩行者の安全確保がなされていない。 ・県道福岡日田線は観光客や通過交通による交通渋滞が課題となっている。 ・未着手の都市計画道路として下大利駅東線がある。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園が 16 か所整備されている。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所（1 次避難所）は、公民館 2 か所（地震）、共同利用施設 2 か所（風水害 2 か所・地震 1 か所）、国分小学校（体育館・校庭）、少年スポーツ公園（地震）、文化ふれあい館の 7 か所。緊急一時待機施設は、公民館 2 か所（風水害）。指定避難所（2 次避難所）は、国分小学校、文化ふれあい館の 2 か所ある。 ・土砂災害特別警戒区域に指定される等、山際の開発により土砂災害発生の危険性が高い地域がある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・大野城跡、水城跡、国分寺跡等多くの文化財があり、古都大宰府^{※1}を象徴する歴史的景観を呈している。 ・水城跡周辺は景観育成地区「人と遺跡の共存史地区」に指定されている。 ・史跡地及び史跡地周辺の住宅地は以前より景観コントロールがなされていたので、景観に配慮した住宅が多い。 ・太宰府 IC 周辺では事業所や住宅、農地等が混在し、景観上まとまりのない地区がみられる。 ・地域内では近年空家が増えている。 <p>※1 「大宰府」と「太宰府」の名称については諸説あるが、現在は古代遺跡等の名称は「大宰府」、中世以降の行政地名等は「太宰府」として使い分けている。</p>
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・「四王寺山の三十三石仏【四王寺山勉強会】」 ・「万葉集つくし歌壇【大宰府万葉会】」
史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・水城跡 ・大野城跡 ・観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡 ・筑前国分寺跡 ・国分瓦窯跡

項目	現況と主な課題
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四王寺山は太宰府県立自然公園や特別史跡に指定されており、豊かな山林が残されている。 ・ 水城跡は特別史跡に指定されており、良好な緑地となっている。 ・ 地域の南西端を御笠川が流れているが、近年、周辺の水田等の農地が急激に宅地化されており、大佐野地区、四王寺山等への生物の生息空間としての連絡性が失われつつある。また、御笠川には親水整備はなされていない。 ・ 史跡指定地内に農地があるが、概ね営農されていない。 ・ 地域内に多数ため池がある。新池、西ノ池では福岡県のレッドデータブック^{※2}で準絶滅危惧に指定されているオシドリの越冬が確認されている。 ・ 衣掛天満宮の後背地にはまとまった樹林地が残っている。 <p>※2 略してRDBとも呼ばれる。ある地域に生息または生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅のおそれのある種を選定してリストにまとめ、リストに掲載されている種について生息状況や減少要因等を取りまとめた図書。</p>

表 8 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県那珂県土整備事務所と連携し、御笠川の改修や維持管理を行っている。 ・ 下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・ 事業活動等にもなう騒音や悪臭などの相談が寄せられた場合は、公害に関する法律に基づき対応している。また、地区内には県道水城下臼井線、県道福岡日田線、国道 3 号といった主要幹線道路が通っており、5 年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視を行っている。 ・ 地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・ 地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努め、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・ 地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・ 野焼き、犬のふんの放置、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・ 地域内の県道福岡日田線において、のぼり旗を掲げ道路美化作業を実施している。 ・ 市民・NPO等、自治会、事業者等によって地域内の清掃活動が積極的に行われている。 ・ 水城跡及びその周辺、国分寺跡周辺にて「太宰府古都の光」を開催している。
循環型社会形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において積極的に古紙等の集団回収が実施されている。

環境施策	これまでの取組
生物多様性の確保・自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ・特定外来生物であるアライグマの生息情報が寄せられており、駆除のための箱罠を随時設置している。 ・イノシシ捕獲罠を設置するとともに、イノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があつた場合は、注意喚起のための情報を発信している。 ・水城跡において花いっぱい運動推進のためにコスモスの植え付けを行っている。【太宰府市農業生産組織組合】 ・国分地区のため池の耐震調査を実施し改良工事を実施している。また、ため池にて生きもの調査が実施されている。【まほろば自然学校】
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県と連携し治山・治水の整備を行っている。 ・陣ノ尾雨水幹線を整備している。
歴史・景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な道筋である地域内の旧日田街道[※]におけるサイン等を整備している。 ・地域内史跡地の公有化を進めている。 ・地域内史跡地の自然や景観を守るために、草刈り、樹木伐採、維持管理工事等を行う等、適正管理に努めている。 ・特別史跡水城跡保存整備基本設計に従い水城跡の整備を進めている。 ・市民遺産を紹介する動画を作成するなど、市民遺産の周知を図っている。 <p>※ 博多・中津・久留米・熊本・別府から日田に向かう街道の総称で、九州各地の天領を支配する西国郡代が日田に置かれたために整備された街道。本市においては、水城、上水城、坂本、通古賀の各旧集落を通りながら、主に県道福岡日田線に平行して走っている。</p>
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や長寿クラブ等からの要請により、地域の公民館において、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポストに関する出前講座を開催している。 ・小学校と地域住民が連携し、ため池の自然環境を学んでいる。

(5) 水城小校区自治協議会 (坂本、観世音寺、桜町、榎、榎寺、芝原、通古賀)



四王寺山からの景色



市民遺産
太宰府における時の記念日の行事

表 9 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中央に位置する東西に広がる平坦地で、都市施設や観光・文化資源が集中している地域である。 ・地域内の南部は市街化区域で公共施設が集中し、西鉄都府楼前駅があり、西鉄五条駅や西鉄二日市駅にも隣接している。 ・地域内を西鉄の線路や国道3号などが縦断しており、観光客の来訪も多いため、特に県道福岡日田線や県道筑紫野太宰府線（政庁通）では交通渋滞が問題になっている。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・北部の四王寺山は特別史跡大野城跡に指定されているが、中腹の一部は未指定の区域がある。 ・国道3号の北側は低層住宅地、南側は中低層の住宅地として利用されている。 ・南部は筑紫野市の西鉄二日市駅が隣接しており、商業利用が期待されている。また、西鉄二日市操車場跡地で客観跡が発見され、特別史跡大宰府跡に追加指定された。これにより、商業地と住宅地と史跡地の土地利用の調和を図って行く必要がある。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路として国道3号、都市計画道路「長浜太宰府線」が横断している。 ・太宰府天満宮等への参拝者や観光客及び通過交通による交通渋滞が課題である。 ・観光客は休日に集中していたが、訪日外国人旅行者の増加のため、大型観光バスが年間を通して来訪し、初詣や観梅の時期に関わらず道路は終日混雑が続く状況となっている。 ・地域内の駅は西鉄都府楼前駅がある。 ・政庁通りは観光客や通過交通による交通渋滞が課題となっている。

項目	現況と主な課題
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通古賀近隣公園と街区公園 39 か所が整備されている。 ・ 未着手の都市計画道路として塔原太宰府線がある。 ・ 西鉄二日市駅周辺には狭あいな道路が多い。 ・ 小中学校、隣保館等は建築後相当年数が経過しているため、大規模改修等の検討が必要となっている。 ・ 史跡地内に市民の森が整備されている。 ・ 大宰府政庁跡は地区公園的機能も併せ持っている。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所（1次避難所）は、公民館 6 か所（風水害 6 か所・地震 5 か所）、共同利用施設 1 か所、水城小学校校庭（地震）、学業院中学校校庭（地震）、通古賀近隣公園（地震）、南体育館 11 か所。指定避難所（2次避難所）は、プラム・カルコア太宰府（中央公民館）、水城小学校、学業院中学校、南体育館の 4 か所ある。 ・ 西鉄二日市駅周辺には古い木造家屋が密集している地区があり、そこは狭あいな道路が多い。 ・ 地区内を流れる御笠川の下流は河川改修が望まれる。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡大宰府跡が地区内にあり、政庁通りは、大宰府政庁跡等の史跡と接しているため、史跡地に配慮した都市づくりが求められる。 ・ 大野城跡や大宰府跡、学校院跡、観世音寺、戒壇院等多くの文化財があり、古都大宰府を象徴する歴史的景観を呈している。 ・ 政庁通り、神幸式大祭の道（通称 どんかん道）等は、景観計画において「天満宮と宰府宿地区」景観育成地区に、観世音寺地区の低層住宅は「人と遺跡の共存史地区」景観育成地区に指定されている。 ・ どんかん道や日田街道等、歴史性を有する骨格的な動線は、駐車場等の増加により歴史的風情が損なわれつつある。 ・ 政庁通りや朱雀大路等は良好なまちなみを形成している。 ・ 史跡地及び史跡地周辺の住宅地は以前より景観コントロールがなされていたので、景観に配慮した住宅が多い。 ・ 御笠川及びその遊歩道は良好な河川景観を形成している。 ・ 地域内では近年空家が増えている。
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「芸術家 富永朝堂【NPO法人歩かんね太宰府】」 ・ 「万葉集つくし歌壇【大宰府万葉会】」 ・ 「太宰府における時の記念日の行事【辰山会】」 ・ 「隈麿公のお墓【榎文化保存会】」 ・ 「苧萱の関跡とかるかや物語【かるかや物語を伝える会】」 ・ 「太宰府をうたう♪全 11 曲（作曲・唄 岩崎記代子）【岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい】」 ・ 「四王寺山の三十三石仏【四王寺山勉強会】」

項目	現況と主な課題
史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・大宰府跡 ・大野城跡 ・観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡 ・大宰府学校院跡
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・四王寺山は太宰府県立自然公園や特別史跡に指定されており、豊かな山林が残されている。 ・大宰府跡等は観光や市民レクリエーションの場として利用されている。その他の史跡地はオープンスペースとして保全されている。 ・四王寺山山麓から大宰府跡にかけては、里地里山的な景観を有する水田・畑地、ため池、草地より構成される。国や福岡県のレッドデータブックに記載されているイチョウウキゴケやミツガシワ（植物）、ドジョウ（魚類）などの湿性の多くの生物が生息する地域となっている。一方、人による攪乱の大きい地域であり、外来種の持ち込みによる交雑が進んでいることが確認される。 ・日吉神社、坂本八幡宮とその周辺にまとまった樹林地が残っており、地域のシンボルとなっている。 ・地域の中心を御笠川と鷺田川が流れている。 ・御笠川には観世音寺地区に遊歩道、宰都地区に遊歩道と親水護岸が整備されている。 ・榎社、鹿島神社等の周辺にまとまった樹林地が残っており、地域のシンボルとなっている。

表 10 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・通古賀地域の鷺田川にて水質検査を実施している。 ・福岡県那珂県土整備事務所と連携し、御笠川及び鷺田川の改修や維持管理を行っている。 ・下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・事業活動等にもなう騒音や悪臭などの相談が寄せられた場合は、公害に関する法律に基づき対応している。また、地区内には県道福岡日田線、県道筑紫野太宰府線、国道 3 号といった主要幹線道路が通っており、5 年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視を行っている。 ・地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努め、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。

環境施策	これまでの取組
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通古賀二丁目地内の市有墓地の草刈りを定期的に行い、適正管理に努めている。 ・ 野焼き、生活騒音、犬の鳴き声、犬のふんの放置、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・ 地域内の県道福岡日田線、県道筑紫野太宰府線、歴史の散歩道、大宰府政庁跡から通古賀交差点までの市道、坂本八幡宮までの園路、都府楼前駅ロータリーから洗出交差点までの国道3号において、のぼり旗を掲げ道路美化作業を実施している。 ・ 自治協議会の環境部会を中心に、市民・NPO等、自治会、事業者等による地域内の清掃活動をはじめ、西鉄都府楼駅前周辺や鷺田川の河川美化活動が積極的に行われている。 ・ 坂本八幡宮周辺、大宰府跡及びその周辺、観世音寺・戒壇院及びその周辺にて「太宰府古都の光」を開催している。
循環型社会形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域において積極的に古紙等の集団回収が実施されている。 ・ 四王寺林道における不法投棄多発箇所のパトロールや監視カメラを設置するなど、不法投棄防止対策を行っている。
生物多様性の確保・自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定外来生物であるアライグマの生息情報が寄せられており、駆除のための箱罠を随時設置している。 ・ 四王寺山及び市民の森等四王寺山周辺において、樹木の伐採、市民やNPOによる荒廃竹林の伐採が行われているほか、ビオトープの整備などによって自然観察会の場として活用されている。【月山の会、古都大宰府の風を育む会、まほろば自然学校】 ・ 観世音寺地区に市民農園が設けられている。 ・ イノシシ捕獲罠を設置するとともに、イノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があつた場合は、注意喚起のための情報を発信している。 ・ 観世音寺周辺において花いっぱい運動推進のためにコスモスの植え付けを行っている。【太宰府市農業生産組織組合】 ・ 通古賀地区内の幸都一丁目に御笠川に親水公園が整備されている。 ・ 観世音寺及び坂本地区のため池の耐震調査を実施し改良工事を実施している。また、ため池にて生きもの観察会が実施されている。【まほろば自然学校】 ・ 五条橋から都府楼橋までの御笠川にて河川美化活動が年2回実施されている。【太宰府水から川る会】 ・ 御笠川にて野鳥観察会が実施されている。【太宰府水から川る会】
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県と連携し治山・治水の整備を行っている。 ・ 芝原雨水幹線が整備されている。

環境施策	これまでの取組
歴史・景観 まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・日吉神社本殿・拝殿、観世音寺金堂、戒壇院において歴史的建造物や史跡の修理・修景が行われている。 ・大野城跡散策路環境整備、蔵司通路環境整備や大宰府跡周辺の樹木整理など、歴史的な通りとまちなみの整備を進めている。 ・御笠川遊歩道に桜並木を整備している。 ・「歴史の散歩道」の再整備として大宰府跡周辺の街路を整備している。 ・歴史的な道筋である「さいふまいり[※]の道」、「どんかん道」、「旧日田街道」のサイン等が整備されている。 ・地域内史跡地の公有化を進めている。 ・地域内史跡地の自然や景観を守るために、草刈り、樹木伐採、維持管理工事等を行う等、適正管理に努めている。 ・大宰府跡客館地区の第一期整備が完了している。 ・市民遺産を紹介する動画を作成するなど、市民遺産の周知を図っている。 <p>※ 学問の神として信仰を集めた太宰府天満宮への参詣を兼ねて、周辺の名所旧跡をめぐる遊山（観光旅行）であり、江戸時代以降庶民の間に浸透した。</p>
持続可能な 社会を実現 するための 地域づく り・人づく りの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会や長寿クラブ等からの要請により、地域の公民館において、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポストに関する出前講座を開催している。 ・自治協議会の環境部会において環境イベントを検討しており、市と自治協議会の連携について模索している。

(6) 太宰府市西校区自治協議会（都府楼、向佐野、吉松、大佐野、大佐野台、長浦台、青葉台、つつじヶ丘、ひまわり台）



おおさの川を愛する会による
河川清掃



市民遺産
太宰府悠久の丘—メモリアルパークからの眺望

表 11 現況と主な課題

項目	現況と主な課題
概況	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の西南に位置し、北部は住宅地、南部は農地や水源となる山林が豊かな地域である。 ・大佐野川を水源とする大佐野ダムがあり、市民の重要な水瓶となっている。 ・佐野土地区画整理事業で市街地が整備されたことにより、人口が大きく増加し、若年齢層が多く、15歳未満の年少人口の割合が市内で最も高くなっている。 ・地域内北部には、JRの線路や九州自動車道、県道福岡筑紫野線や都市計画道路長浜太宰府線の高規格道路が走り、沿道商業が盛んである。 ・北部は大野城市に隣接し、西鉄下大利駅やJR水城駅への利便性が高いことから、大野城市との関連性が強い地域である。 ・地域内北部の市街化調整区域では、（仮称）JR太宰府駅設置を含む佐野東地区のまちづくりが検討されている。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・県道福岡筑紫野線沿線と県道板付牛頸筑紫野線沿線に沿道商業施設が集積している。 ・地域内北部の市街化調整区域にまとまった農地が残っているが、体育館や社会福祉施設等の公共施設、病院等が立地している。 ・北端には特別史跡水城跡がある。 ・地域の北部は低層住宅地が広がっている。 ・南部の林地と住宅地の間と、北端の水城跡周辺には農地が残されている。 ・地域内に大小のため池が点在している。 ・南部の山林の大部分は、太宰府市緑地の保全に関する条例^{※1}に基づく緑地保護地区^{※2}に指定されており、墓園等がある。

項目	現況と主な課題
土地利用	<p>※1 太宰府市環境基本条例(平成2年条例第23号)の趣旨に基づき、緑地の保全に関して必要な事項を定めた条例。これにより、良好な自然環境を形成し、市民の健康で文化的かつ快適な生活に寄与することを目的としている。</p> <p>※2 “太宰府市緑地の保全に関する条例”(条例第24号)の第3条に規定される地区。①歴史的及び文化的遺産と一体となった緑又は森等が残存する地域、②河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域と一体となった緑又は森等が残存する地域、③美観風致が優れている緑地を形成している地域、④その他緑地の保護を必要とする地域について、市町が指定することができ、保護義務の伴う規制の対象となる。</p>
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・最寄りの鉄道駅は大野城市にあるJR水城駅及び西鉄下大利駅とJR都府楼南駅であるが、地域内からのそれらの駅へのアクセス道路は十分ではない。 ・地域内にはJR都府楼南駅がある。住宅地内を路線バスやコミュニティバスまほろば号が運行している。 ・JR都府楼南駅には十分な駅前広場がない。
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・青葉台通りは、歩道が狭く、住宅地内には歩道のない通学路が多い。 ・佐野土地区画整理事業の完了に伴い、新たに公園が整備され、佐野近隣公園、太宰府歴史スポーツ公園と街区公園が28か所整備されている。 ・太宰府歴史スポーツ公園は、ため池と一体として整備され、多くの市民に利用されている。また、地区公園としての機能を有している。 ・地域の中央に県立福岡農業高等学校があり、総面積は44haの西日本最大の高等学校。 ・特別史跡水城跡は、樹林地と公園機能として利用可能なオープンスペースも見られる。 ・未着手の都市計画道路として塔原太宰府線がある。
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所(1次避難所)は、公民館3か所、共同利用施設6か所(風水害6か所・地震4か所)、水城西小学校校庭(地震)、太宰府歴史スポーツ公園(地震)、とびうめアリーナ(総合体育館)、太宰府西小学校校庭(地震)、太宰府西中学校校庭(地震)、佐野近隣公園(地震)の15か所。指定避難所(2次避難所)は、水城西小学校、とびうめアリーナ(総合体育館)、太宰府西小学校、太宰府西中学校の4か所ある。 ・北部に活断層の警固断層がある。
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ・県道福岡筑紫野線沿線は沿道商業施設が集積しており、多数の屋外広告物がある。 ・佐野土地区画整理事業の他に大小11の開発団地があり、団地内は整然としたまちなみである。 ・地域の北部には古くからの集落がある。 ・地域内では近年空家が増えている。
市民遺産	<ul style="list-style-type: none"> ・「太宰府悠久の丘～メモリアルパークからの眺望～【(公財)太宰府メモリアルパーク】」

項目	現況と主な課題
史跡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水城跡
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別史跡水城跡は良好な緑地として残されている。 ・ 地域内に吉松大池を始めとするため池が多数残されている。 ・ 水源地となる山林と農地がある。 ・ 宝満宮にはまとまった緑地がある。 ・ 御笠川には吉松地区の一部に遊歩道と親水護岸が整備されている。 ・ 吉松地区の御笠川周辺は近年急速に水田から宅地化の進んだ地域であり、大佐野から四王寺山等への生物の生息空間としての連絡性が失われつつある。 ・ 佐野東の調整区域にはまとまった農地が残っているが、佐野東地区のまちづくりによる土地利用の変化が想定される。

表 12 これまでの取組

環境施策	これまでの取組
生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県那珂県土整備事務所と連携し、大佐野川の改修や維持管理を行っている。 ・ 下水道未接続世帯に接続促進のための通知文書を送付している。 ・ 事業活動等にもとまう騒音や悪臭などの相談が寄せられた場合は、公害に関する法律に基づき対応している。また、地区内には県道福岡筑紫野線、県道板付牛頸太宰府線といった主要幹線道路が通っており、5年ごとに環境省の面的評価支援システムにて自動車騒音常時監視を行っている。 ・ 地域内数箇所の公民館にて狂犬病予防集団注射を実施している。 ・ 地域内あき地の雑草等の繁茂状況の把握に努め、草刈り等の管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・ 吉松三丁目地内の市有墓地の法面樹木を定期的に伐採し適正管理に努めている。 ・ 野焼き、生活騒音、犬の鳴き声、犬のふんの放置、飼い主のいない猫が増えているなどの生活マナーに関する相談が寄せられており、現地確認のうえ、マナーアップのための啓発に努めている。 ・ 地域内の空家の把握に努めており、管理がなされていない場合は、所有者に対して随時適正管理通知を送付している。 ・ 地域内の総合体育館周辺の市道において、のぼり旗を掲げ道路美化作業を実施している。 ・ 自治協議会の環境部会を中心に、市民・NPO等、自治会、事業者等によって地域内の清掃活動をはじめ、大佐野川の河川美化活動が積極的に行われている。 ・ 水城跡にて「太宰府古都の光」を開催している。

環境施策	これまでの取組
循環型社会形成	<ul style="list-style-type: none"> ・大佐野ダム側道における不法投棄多発箇所に監視カメラを設置するなど、不法投棄防止対策を行っている。
生物多様性の確保・自然共生	<ul style="list-style-type: none"> ・大佐野緑地について、計画的な公有化、荒廃森林整備[※]を行っている。 ・向佐野地区に市民農園が設けられている。 ・イノシシ捕獲罠を設置するとともに、イノシシ、サルなどの野生動物の出没情報があった場合は、注意喚起のための情報を発信している。 ・向佐野地区の大佐野川に親水公園が整備されている。 ・向佐野地区の大池の耐震調査など堤体の安全対策を実施している。 ・大佐野川の河川美化活動が年2回実施されている。【おおさの川を愛する会】 <p>※ 長期間放置されたスギ・ヒノキ林等を手入れし、健全な状態で次世代へ引き継ぐための作業。福岡県内では、福岡県森林環境税を活用して、市町村が事業主体となり、強度間伐などを行う荒廃森林整備事業に取り組んでいる。</p>
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県と連携し治山整備を行っている。
歴史・景観まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特別史跡水城跡保存整備基本設計に従い水城跡の整備を進めている。 ・市民遺産を紹介する動画を作成するなど、市民遺産の周知を図っている。
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の公民館において、ごみの減量、ごみの分別、ダンボールコンポストに関する出前講座を開催している。 ・自治協議会の環境部会が中心となり、地域内のイベント活動において排出されるごみの分別の徹底に取り組んでいる。

3. 第三次太宰府市環境基本計画の評価

(1) 行政の具体的な取組の進捗状況

第三次太宰府市環境基本計画に示す行政の具体的な取組の実施状況を見ると、153の施策数に対して153の実施数で、計画された取組が全て実施されています。

表 13 第三次太宰府市環境基本計画の具体的な取組の実施状況

章	項目	行政の具体的な取組	施策数	実施数		
生活環境の向上	土地利用と都市計画によるまちの骨格づくり	秩序ある土地利用の推進	1	1		
		適正な都市計画の推進	1	1		
		環境に配慮したまちづくり	2	2		
	生活環境の保全	大気汚染の防止、騒音・振動の防止などの生活環境の保全		3	3	
		生活衛生の向上		7	7	
	市民の行動が支える良好な生活空間づくり	環境マナーアップの推進		3	3	
		環境美化活動の推進		2	2	
	暮らしやすい安全安心な生活空間づくり	安全な防災体制づくり		3	3	
		治山・治水		1	1	
		雨水対策		2	2	
安全な交通環境づくり		6	6			
小計			31	31		
自然共生社会の構築	みどりの保全と創造	森林の保全・再生・活用	3	3		
		里山・農地の保全・再生・活用	6	6		
	水環境の保全と創造	水環境の保全・再生・活用		4	4	
		人と自然がふれあう環境づくり	豊かなみどりの自然とのふれあい		3	3
			豊かな水辺の自然とのふれあい		5	5
	水とみどりのネットワークづくり		2	2		
	生物多様性の保全	生物多様性の保全と持続的な利用		2	2	
生物多様性に関する情報の共有		1	1			
小計			25	25		
循環型社会の構築	ごみの減量	3Rの推進	2	2		
		ごみ減量の推進	2	2		
	リサイクルの推進	リサイクルの推進		2	2	
	廃棄物の適正処理	廃棄物の適正な収集・運搬		2	2	
		廃棄物処理施設の適正な運営		3	3	
		広域的かつ計画的な施設整備		1	1	
小計			12	12		

注 担当課が複数ある場合の計画数及び実施数は、担当課の数をカウントしている。

[出典：太宰府市資料]

表 14 第三次太宰府市環境基本計画の具体的な取組の実施状況（続き）

章	項目	施策の概要	施策数	実施数
低炭素社会の構築	省エネルギー・新エネルギー※対策の促進	省エネルギー対策の促進	2	2
		新エネルギー導入の促進	1	1
		関係機関、大規模事業所との連携	2	2
	交通に起因する温室効果ガスの排出抑制	交通渋滞対策	4	4
		公共交通の利用促進	2	2
	先導的役割を果たす行政の環境にやさしい取組の推進	エコ・オフィスの取組推進	3	3
		環境にやさしい公共施設への転換	6	6
環境にやさしい「まほろば号」の導入		1	1	
小計			21	21
環境教育・学習の推進	環境教育・学習の推進の仕組みづくり	(仮称) 環境教育・学習推進計画等の策定（ルールづくり）	4	4
		環境教育を担う多様な人材の育成（担い手づくり）	1	1
		環境関係団体のネットワークづくり（組織づくり）	4	4
	環境活動に参加し、取り組み続けるための仕組みづくり	環境保全行動の中核となる場づくり	3	3
		環境まちづくりを支える人づくり	10	10
	環境にやさしいライフスタイルの推進（総合的啓発）	環境に配慮したライフスタイルの推進	4	4
小計			26	26
景観・歴史・環境まちづくり	景観まちづくり	協働の景観まちづくりを支える組織体制の整備	4	4
		市民主体の景観まちづくり活動への支援と連携	4	4
		良好な景観形成のためのルールづくり	4	4
	歴史まちづくり	良好な景観と歴史的風致を保全育成するための事業の展開	2	2
		市民と来訪者がふれあうにぎわいのある門前町界隈の空間整備	4	4
		自然や歴史などの地域資源を結ぶ楽しく歩いて回遊できる道づくり	3	3
	文化財からはじめるまちづくり	史跡地公有化事業の推進	1	1
		文化財の調査と保護の充実	3	3
		文化財整備の推進	2	2
		文化遺産の展示、普及啓発の充実	2	2
		市民遺産の取組の推進	2	2
	感覚環境まちづくり	音やかおりを生かしたまちづくり	3	3
		光と美しい星空が見えるまちづくり	4	4
小計			38	38
合計			153	153

注 担当課が複数ある場合の計画数及び実施数は、担当課の数をカウントしている。

[出典：太宰府市資料]

※ 自然エネルギーなど化石燃料によらないエネルギーのこと。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池がある。

(2) 数値目標の達成状況

第三次太宰府市環境基本計画の数値目標の令和元年度における達成状況をみると、景観・歴史・環境まちづくり以外の章は、未達成の数値目標が多くなっています。第四次計画では、第三次計画の数値目標の達成状況や指標としての妥当性を考慮して成果指標と数値目標を設定します（「2. 重点戦略を支える環境施策の展開」参照）。

表 15 第三次太宰府市環境基本計画の数値目標の達成状況

章	項目	指標内容	H21 (策定時)	R1	R2 (目標値)	達成 状況
生活環境の向上	土地利用と都市計画によるまちの骨格づくり	道路や公園などの都市基盤が周辺に整えられ、快適で住環境がよいと感じる市民の割合	69.6%	69.1%	78.0%	×
		商店や学校、病院等が周辺にあり、生活するうえで便利と感じる市民の割合	69.7%	66.2%	78.0%	×
	生活環境の保全	自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	73.7%	85.6%	84.0%	○
	市民の行動が支える良好な生活空間づくり	環境マナーが守られていると感じる市民の割合	62.8%	76.9%	74.0%	○
		地域の美化活動に参加している市民の割合	52.2%	72.2%	65.0%	○
	暮らしやすい安全安心な生活空間づくり	市内鉄道の利便性に満足を感じる市民の割合	63.7%	70.6%	66.0%	○
		市内バスの利便性に満足を感じる市民の割合	31.1%	43.5%	55.0%	×
		日頃から災害に備えている市民の割合	47.4%	50.3%	65.0%	×
		雨水幹線整備率	81.5%	95.2%	97.6%	△
	自然共生社会の構築	みどりの保全と創造	自然環境が豊かであると感じる市民の割合	88.1%	92.8%	93.0%
緑地公有化面積割合			24.3%	42.9%	43.0%	△
耕作放棄地面積			235アール	202アール	190アール	×
市民農園入園者数			205人	187人	300人	×
水環境の保全と創造		河川水質検査のBOD ^{*1} 値	0.9mg/L	1.0mg/L	現状維持	×
		下水道汚水整備率（処理区域面積／全体計画区域面積）	83.2%	88.3%	95.0%	△
		水洗化人口普及率（水洗化人口／行政区内人口）	95.4%	97.2%	98.0%	△
人と自然がふれあう環境づくり		森林面積	1,188ha	1,193ha	現状維持	○
		公園の箇所数	130箇所	137箇所	現状維持	○
生物多様性の保全		野鳥や昆虫等とのふれあう市民の満足度	56.4%	46.4%	現状維持	×
循環型社会の構築	ごみの減量	ごみ排出量	20,906トン	20,071トン	18,900トン	×
		1人1日当たりのごみ排出量	825g/人・日	765g/人・日	737g/人・日	×
	リサイクルの推進	リサイクル率	17.2%	17.5%	24.0%	×
		古紙等集団回収量	2,745トン	1,597トン	3,900トン	×
		物を修理して大切に使うようにしている市民の割合	86.8%	—	90.0%	—
		不要な紙類を集団回収などに出すようにしている市民の割合	88.3%	91.0%	90.0%	○
		不要なものをリサイクルショップやガレージセールなどに出すようにしている市民の割合	52.8%	—	60.0%	—
		生ごみを堆肥化している市民の割合	20.4%	14.9%	30.0%	×
環境美化センター地下水の水質	基準未満	基準未満	基準未満	○		

達成状況：○（達成）、△（概ね達成＝目標数値の9割）、×（未達成）

[出典：太宰府市資料]

表 16 第三次太宰府市環境基本計画の数値目標の達成状況（続き）

章	項目	指標内容	H21 (策定時)	R1	R2 (目標値)	達成 状況
低炭素社会の構築	省エネルギー・新エネルギー対策の促進	市域電力使用量の排出二酸化炭素 (CO ₂) 換算量	106,262 トン	46,568 トン	97,700 トン	○
		省エネルギー・省資源を実践している市民の割合	82.1%	87.8%	90.0%	△
		エコ事業所 ^{※2} の登録数	13 件	40 件	26 件	○
		エコファミリー ^{※3} の登録数	67 件	396 件	120 件	○
	交通に起因する温室効果ガスの排出抑制	外出の際に、なるべく自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用している市民の割合	62.7%	20.4%	70.0%	×
		市内の道路が渋滞なく円滑に移動できると感じる市民の割合	28.0%	48.7%	33.0%	○
先導的役割を果たす行政の環境にやさしい取組の推進	庁舎や学校等の公共施設における電力使用量の排出二酸化炭素 (CO ₂) 換算量	2,200 トン	2,327 トン	1,650 トン	×	
環境教育・学習の推進	環境教育・学習の推進の仕組みづくり	環境関係団体NPO法人等登録数	14 団体	14 団体	30 団体	×
		こどもエコクラブの登録クラブ数	1 件	2 件	11 件	×
	環境活動に参加し、取り組み続けるための仕組みづくり	環境学習会や環境講演会等に参加したことがある市民の割合	12.3%	16.1%	33.0%	×
		庭、ベランダ、屋上等の緑化に取り組んでいる市民の割合	68.4%	—	75.0%	—
		花いっぱい運動など地域の緑化活動に参加している市民の割合	19.3%	—	25.0%	—
		里地・里山の管理活動に参加している市民の割合	3.9%	—	8.0%	—
景観・歴史・環境まちづくり	景観まちづくり	自然が美しいと感じられる市民の割合	85.5%	89.3%	現状維持	○
		歴史的景観が美しいと感じられる市民の割合	91.3%	93.7%	現状維持	○
		良好なまちなみと感じられる市民の割合	76.8%	87.9%	80.0%	○
	歴史まちづくり	文化遺産情報に掲載された文化遺産の数	700 件	1,162 件	1,000 件	○
		これまでに修理・修景された歴史的建造物の数	0 件	16 件	9 件	○
		観光客入込み数	714 万人	818 万人	720 万人	○
	文化財からはじめるまちづくり	史跡地公有化率	52.1%	68.4%	65.0%	○
		市指定文化財の指定件数	10 件	32 件	40 件	×
		市民遺産の認定件数	0 件	15 件	24 件	×
	感覚環境まちづくり	まちを散歩していて梅の香りがする場所があると思う市民の割合	未調査	—	10%	—
住んでいる場所で星空がきれいに見えると思う市民の割合		未調査	—	10%	—	

達成状況：○（達成）、△（概ね達成＝目標数値の9割）、×（未達成）

[出典：太宰府市資料]

- ※1 生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand) の略称。水のきれいさの指標となるもので、値が大きいほど水質汚濁が著しい。御笠川・鷲田川の河川環境基準値は 3.0mg/L 以下。
- ※2 福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録し、電気、自動車燃料使用量削減などの地球に優しい活動に取り組むことを宣言する事業所（事務所、店舗、学校、病院など）。
- ※3 福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録し、「ふくおかエコライフ応援 book」などの情報を参考に、電気やガス、ガソリンの使用量節減など省エネルギー・省資源に取り組む家庭。一つの世帯でも複数の世帯によるグループでも登録可能。

(3) 市民・事業者・団体の意識

1) 環境基本計画策定に係る市民意識調査

市民意識調査によると、今後、積極的に対応を図るべき施策（＝重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策）は、「省エネルギー・新エネルギー対策の促進」、「水環境の保全と創造」、「交通に起因する温室効果ガスの排出抑制」、「環境教育・学習の推進の仕組みづくり」です。

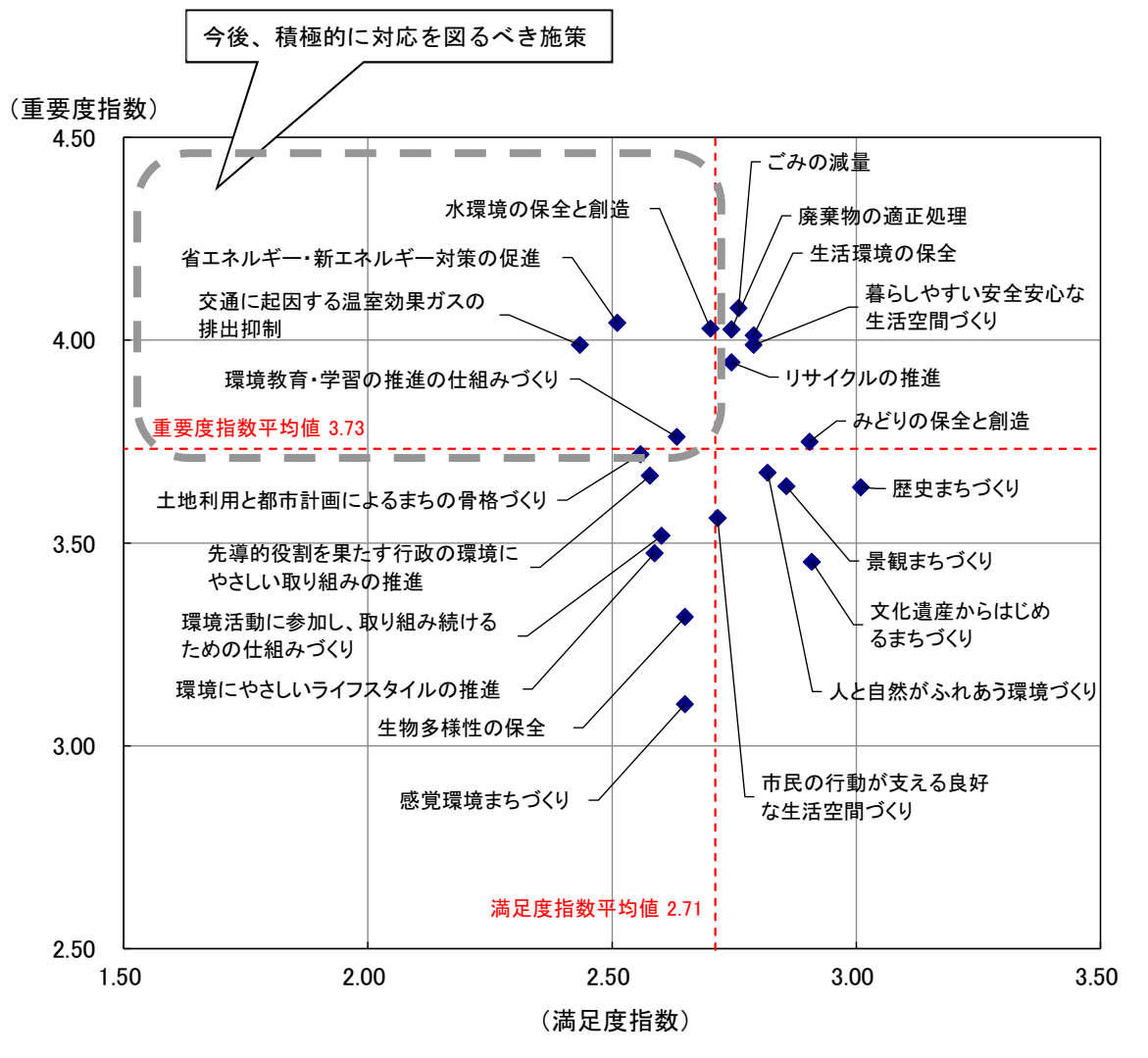


図 6 環境関連施策に係る満足度と重要度の関係（環境基本計画策定に係る市民意識調査より）

2) 環境基本計画策定に係る事業者意識調査

事業者意識調査によると、今後、積極的に対応を図るべき施策(=重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い施策)は、「ごみの減量」、「暮らしやすい安全安心な生活空間づくり」、「廃棄物の適正処理」、「生活環境の保全」、「市民の行動が支える良好な生活空間づくり」、「土地利用と都市計画によるまちの骨格づくり」、「省エネルギー・新エネルギー対策の促進」、「交通に起因する温室効果ガスの排出抑制」です。

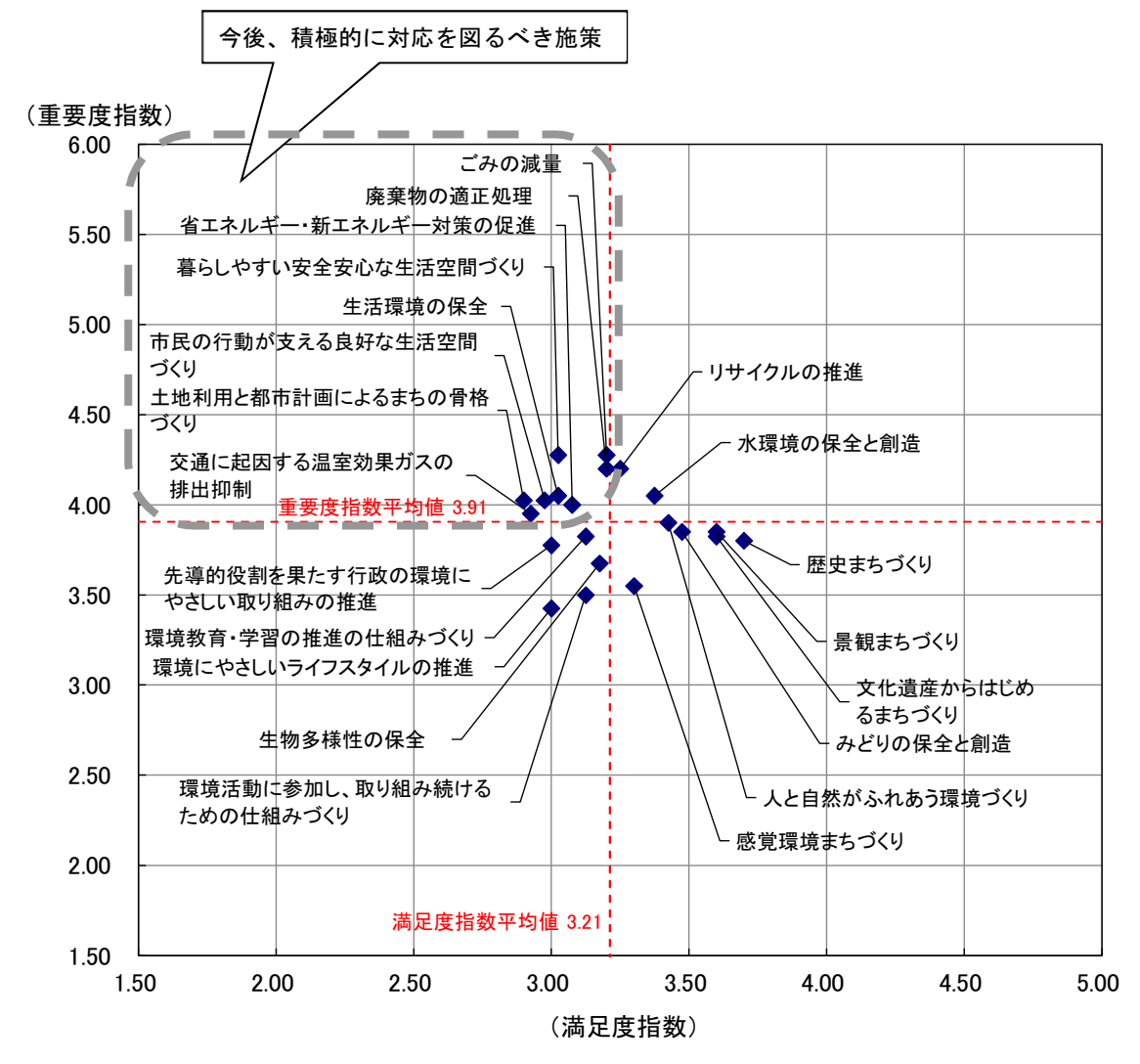


図 7 環境関連施策に係る満足度と重要度の関係 (環境基本計画策定に係る事業者意識調査より)

4. 太宰府市の取り組むべき課題

本市の現状と取り組むべき課題は、次のとおりです。

表 17 現状と取り組むべき課題

項目	現状	取り組むべき課題
経済社会、環境問題の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化 ・新型コロナウイルスによる経済への影響の長期化・深刻化 ・生物多様性の悪化 ・森林劣化や温暖化等による自然災害の増大 ・プラスチック問題、食品ロス^{※1}の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の支え合いによるまちづくり ・ポストコロナ時代の持続可能で強靱な社会づくり ・自然ストックの持続可能な利用、生態系を活用した防災・減災 ・ごみ減量・資源の循環的利用
自然・社会条件	<ul style="list-style-type: none"> ・老年人口の急激な増加による高齢化 ・年末年始や11月等の休日の太宰府天満宮周辺への交通渋滞、狭い道路、歩行ネットワークの不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に配慮した集約型のまちづくり ・渋滞緩和、安全な道路環境づくり
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・典型7公害^{※2}の発生は少ないが、空き地等の雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄、ペットの鳴き声やふんの始末など、市民のモラルなどに起因する苦情が多い。 ・「太宰府天満宮の梅林とクスノキの森」は、環境省のかおり風景100選^{※3}に、「観世音寺の鐘」は、残したい“日本の音風景100選^{※4}”に選定 ・リサイクル率は増加傾向だが福岡県平均を下回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民のモラル向上 ・ポストコロナの社会で生活環境苦情の増加 →地域コミュニティの連帯の強化 ・感覚環境によるまちづくり ・ごみ減量・リサイクルの推進
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地やその周辺の宅地化や土砂の採取による緑の減少 ・生物の生息・生育環境の悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然や生物の生息・生育環境の保全・創出
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ・太宰府市景観・市民遺産会議^{※5}で認定された市民遺産は16件 ・市内には、国指定45件、県指定34件、市指定32件の文化財 ・「太宰府天満宮幸行事」、「鬼すべ」、「竹の曲」などの伝統行事 ・古代、中世、近世の文化遺産と現代の農業・商業・観光業等の生業や住宅団地の生活が共存する重層的な歴史景観 ・盆地の中に条坊を引き継ぐ道路や参詣道の道標など、古代、中世・近世、近代・現代の各時代のなごりがある変化に富んだ市街地景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源・景観資源・文化遺産・市民遺産を生かしたまちづくり
地球温暖化 ^{※6}	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システムの導入件数、設備容量は増加向 ・国内的にはフロン排出量が増加 ・2016(平成28)年度のエネルギー消費量は3,150千GJで、2013(平成25)年度に比べて19.6%増加。製造業部門、自動車部門が大きく増加し、それ以外の部門は大きく減少 ・2016(平成28)年度の二酸化炭素排出量は277千t-CO₂で、部門別の割合は、自動車部門、家庭部門、業務部門、製造業部門の順で高い。2013(平成25)年度の排出量に比べて0.9%増加。 ・特段の対策を講じない場合、2030(令和12)年度の二酸化炭素排出量は2013(平成25)年度比で6.8%の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進 ・フロンの適正処理
市民・事業者・団体の意識	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査、事業者意識調査で共通の今後積極的に対応を図るべき施策は、「省エネルギー・新エネルギー対策の促進」、「交通に起因する温室効果ガスの排出抑制」 ・団体アンケート調査では、環境活動上の課題は、「高齢化」と「人材の不足」。行政に望むことは、「活動のPR・サポート」、市民や事業者に望むことは、「活動への参加」 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の重点戦略化 ・環境活動への参加促進
庁内アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次環境基本計画については「事業数が多すぎる」、第四次環境基本計画については、「基本計画の簡素化、または概要版の充実」、「SDGsの考え方の導入」との意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの考え方(パートナーシップ、政策統合など)の導入
パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナ時代の社会づくりとして、環境に配慮した事業による経済復興や雇用の拡大、ひいては持続可能な社会に転換するきっかけとすべきとの意見 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンリカバリー^{※7}の考え方の導入

- ※1 本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品のこと。食品ロスが生じる主な原因は、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、食べ残し、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、宿泊施設や結婚披露宴・宴会などにおける食べ残し、食品メーカーや小売店における規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。加えて、鮮度を重視する消費者に対応する商習慣も、食品ロスを増加させる大きな原因になっているとされている。
- ※2 環境基本法で規定されている公害で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭。
- ※3 平成 13 年（2001 年）、環境省が「良好なかおりとその源となる自然や文化（かおり環境）を保全・創出しようとする地域の取組み」を支援する一環として、かおり環境として特に優れたものを認定したもの。
- ※4 平成 8 年（1996 年）、環境省が「全国各地で人々が地域のシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音の聞こえる環境（音風景）であり、音環境を保全する上で特に意義があると認められるもの」として選定したもの。
- ※5 景観まちづくり計画、市民遺産活用推進計画、歴史的風致維持向上計画の三つの計画を連動させた総合的な景観と歴史のまちづくりの中心となる会議で、景観まちづくり計画の変更に関する検討・提案や市民遺産の認定等を行う組織。
- ※6 温室効果ガスの濃度の増加により、大気や地表にとどまる熱が増え、地球の気温が上昇していくこと。温室効果ガスは、大気中に微量に存在する二酸化炭素（CO₂）などであり、太陽光線は透過するが、地表面から宇宙へ熱として放射する赤外線の一部を吸収し、再び地表面に放射することにより、地球の温度のバランスを保っている。
- ※7 新型コロナウイルスの感染拡大による景気後退への対策で、環境を重視した投資などを通して経済を浮上させようとする手法。気候変動への対応や生物多様性の維持といった課題の解決に重点的に資金を投じ、そこから雇用や業績の拡大で成果を引き出す。先進国を中心に各国がグリーンリカバリーを意識した景気刺激策を相次いで打ち出している。

第3章 望ましい環境像・基本理念、各主体の役割、施策体系

1. 望ましい環境像・基本理念

(1) 望ましい環境像

太宰府市環境基本条例の理念に基づき、今後の環境行政の基本となる第四次太宰府市環境基本計画を推進するため、「令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」を望ましい環境像に掲げることとします。

そして、市民のだれもが「ずっと住みたい」「住んで良かった」と、地域に誇りと愛着が持てるような望ましい環境像を達成するため、太宰府の環境を守り、育み、創り、活用する取組を総合的かつ計画的に展開し、次世代に継承していきます。

望ましい環境像

『令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府』

*「まほろば」とは、優れた良い所、国という大和言葉

(2) 基本理念

人と環境にやさしいまほろばの里をめざし
悠久の自然と歴史を今に活かし
市民の知恵と力を結集し
今の環境を磨き、歴史と文化の発信・人の交流を通した
令和発祥の都太宰府における
循環共生圏の形成をめざした新たな住み良いまちを創りあげ
百年後の子どもたちにつないでいく

本市は、宝満山や四王寺山の豊かなみどりと、その素晴らしい眺望、御笠川、大佐野川や鷺田川の水辺とそこに生きる多様な生きものたちなど、四季折々に表情を変える豊かな自然環境に恵まれています。また、国指定の特別史跡大宰府跡をはじめとする8つの史跡^{※1}や、太宰府天満宮本殿などの多くの文化財があり、本市独自の取組として「太宰府の木うそ」など16の市民遺産が市民遺産育成団体によって育成されています。

こうした太宰府ならではの悠久の自然と歴史の中で暮らせることは、市民一人ひとりの地域への誇りと愛着につながるかけがえのない有形・無形の財産です。

このように、私たちは、太宰府にはさまざまな地域ストック^{※2}があることを認識するとともに、目の前の現状と真摯に向き合い、太宰府ならではの豊かな自然と古からの歴史や文化を享受し、守り育て、活用を図り、新たに良好な環境を創り、「古き良きものと新しいもの」「環境と地域経済」が調和した持続可能な地域社会を形成しながら、将来に継承していかなければなりません。

このことを市民一人ひとりが自覚し、環境にかかわるさまざまな問題を、市民、自治会、NPO・ボランティアをはじめ、学校、事業者や行政など多様な主体がパートナーシップを形成し、共に考え、共に行動し、共に支え合うことで、「人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府」をめざしていきます。

※1 「大宰府跡」、「大野城跡」、「水城跡」、「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」、「筑前国分寺跡」、「国分瓦窯跡」、「大宰府学校院跡」、「宝満山」。

※2 地域の人的資源、歴史・文化的資源、自然的資源、インフラ等の資源を指す。

2. 各主体の役割、施策体系

(1) 各主体の役割

将来の望ましい環境像の実現に向けて、市民、自治会、NPO・ボランティア、事業者、学校及び行政などの各主体が、お互いに協力しながら、それぞれの役割や責務に応じて、環境の取組を実践し、計画を推進していくことが期待されます。

*市に暮らす一人ひとりには、家庭人、地域住民、社会人、NPOのメンバーなど多様な主体としての側面を持っており、場面に応じて、さまざまな主体としての役割を発揮することが望まれます。

1) 市民

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするよう、環境にやさしいライフスタイルへ転換することが求められています。また、主体的に環境について学び、理解を深め、良好な環境保全及び創造のため、積極的に行動、実践するよう努める必要があります。さらに、自治会などの地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

2) NPO・ボランティア

NPOなどの市民活動団体やボランティアは、市民との活動を橋渡しするなどして、地域の環境保全活動のリーダー的役割を果たすことが期待されます。

3) 事業者

事業者は、事業活動が環境に大きな影響を与えることを認識し、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守することはもちろん、事業活動のすべての場面で、環境への負荷を少なくするよう積極的に取り組む必要があります。

さらに、地域社会の一員として、その社会的責任を自覚し、市の良好な環境保全や創造のための計画を理解し、積極的に協力することが求められます。

4) 市

市は、市民や事業者の自主的な環境に関する取組を支えるため、体制づくりや関連施策の実施を行うとともに、効果的な環境施策・事業を企画・実施します。さらに、市内最大の事業者の一つとして、市民や事業者の模範となるよう、率先してその活動に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。

また、学校は、子どもたちの環境教育を担う場として中心的な役割を果たすことが期待されます。

さらに、国や県をはじめ、近隣市町と連携・協力しながら、計画を推進していきます。

(2) 施策体系

国の第五次環境基本計画に示す6つの重点戦略と政策のうち、太宰府市で適用可能な政策を検討し、本計画の3つの重点戦略に再編しました。

また、本計画の3つの重点戦略を支える環境施策として、①生活環境の保全、②循環型社会の形成、③生物多様性の確保・自然共生、④気候変動対策、⑤歴史・景観まちづくり、⑥持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの促進を掲げます。

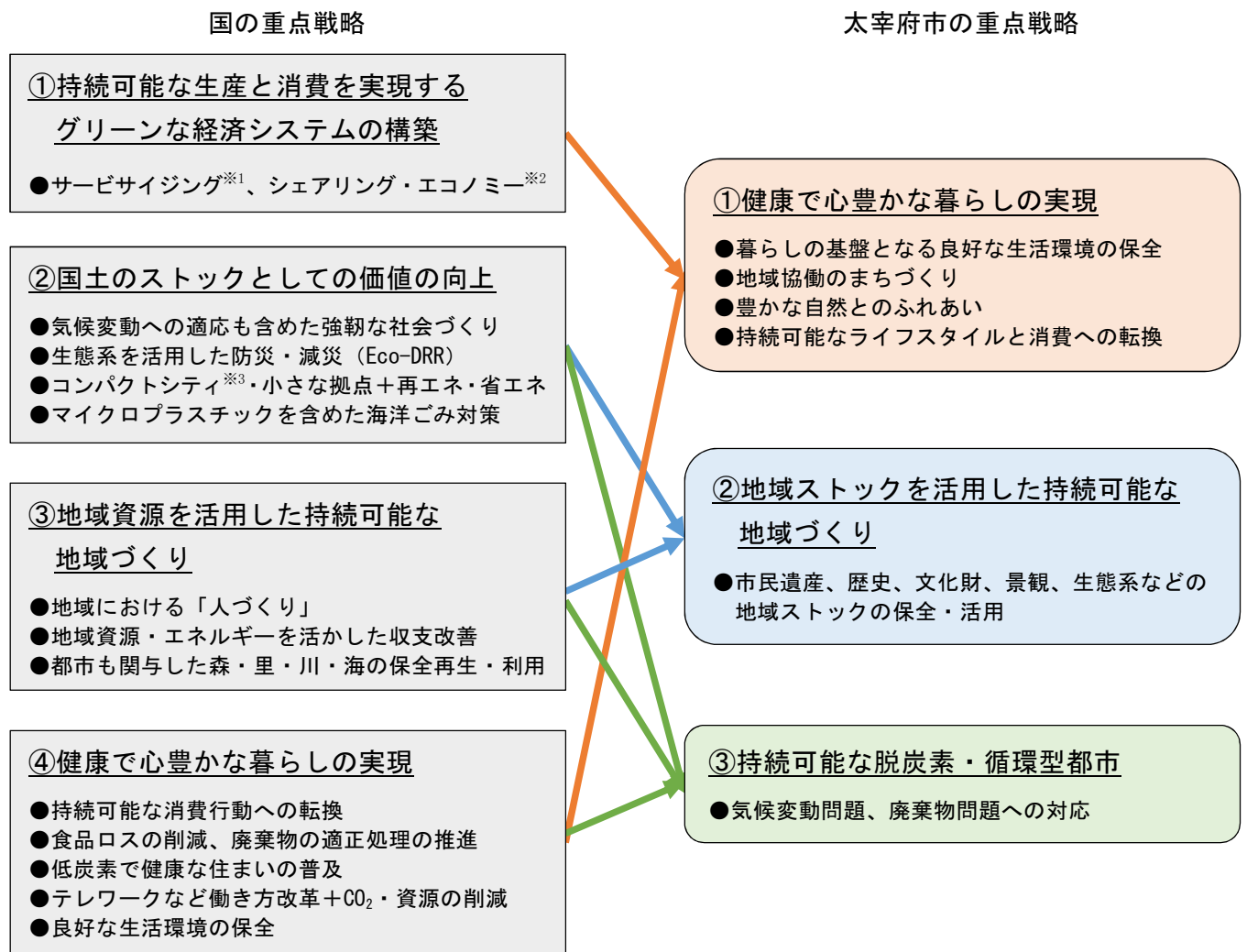


図 8 国の重点戦略と太宰府市の重点戦略の関係

※1 単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙っている。

※2 インターネットを介して、個人同士でモノや場所、スキルなどを取引するサービスのこと。

※3 徒歩による移動性を重視し、さまざまな機能が比較的小さなエリアに高密度に詰まっている都市形態のこと。

環境像

令和版 人と環境にやさしいまほろばの里・太宰府

基本理念

人と環境にやさしいまほろばの里をめざし 悠久の自然と歴史を今に活かし 市民の知恵と力を結集し
今の環境を磨き、歴史と文化の発信・人の交流を通じた令和発祥の都太宰府における
循環共生圏の形成をめざした新たな住み良いまちを創りあげ 百年後の子どもたちにつないでいく

重点戦略

1 健康で心豊かな暮らしの実現

2 地域ストックを活用した持続可能な地域づくり

3 持続可能な脱炭素・循環型都市

環境施策

(1) 生活環境の保全

(2) 循環型社会の形成

(3) 生物多様性の確保・自然共生

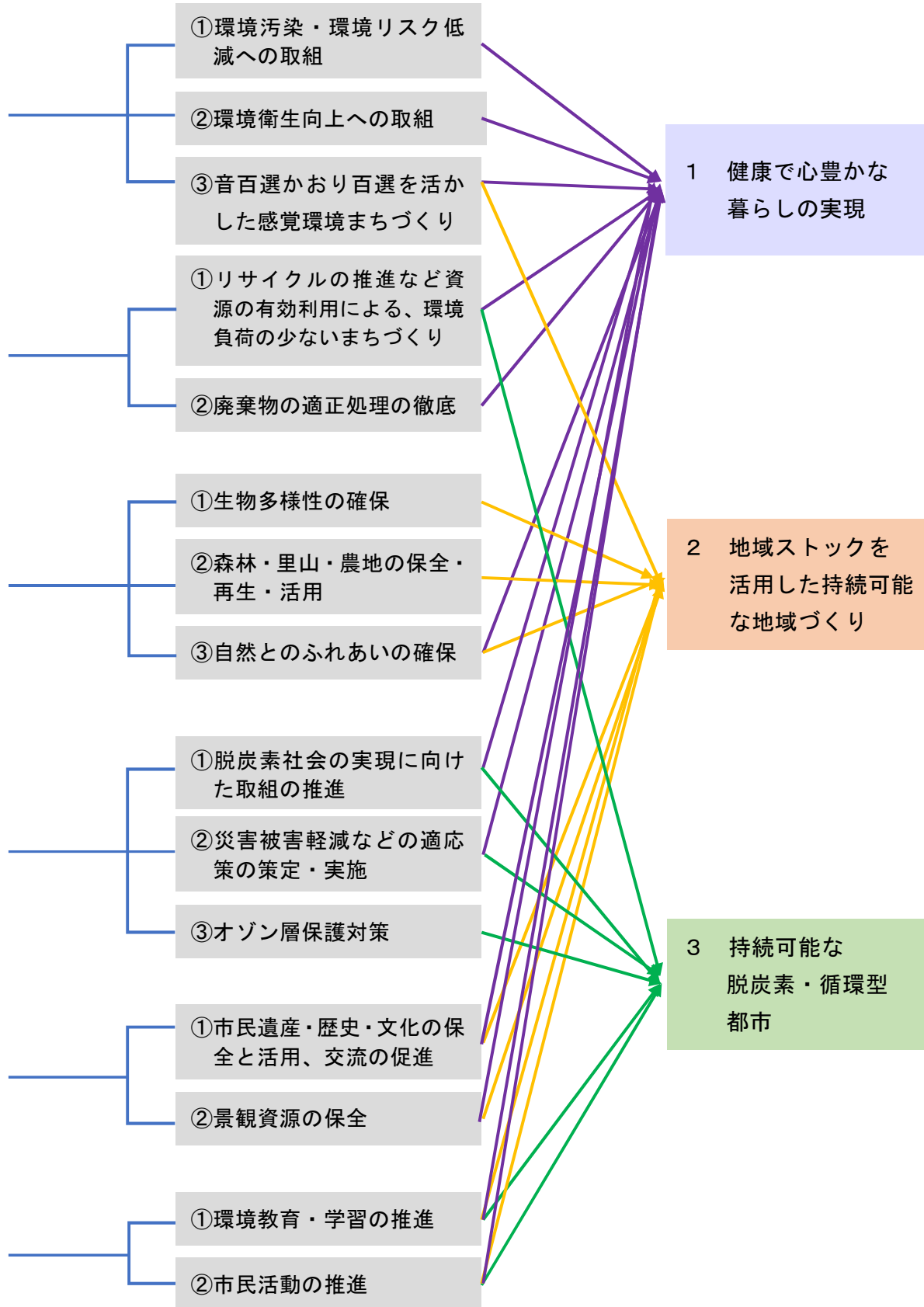
(4) 気候変動対策

(5) 歴史・景観まちづくり

(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

主な取組

主な取組と重点戦略との係わり



第4章 重点戦略とそれを支える環境施策の展開

国の第五次環境基本計画を踏まえ、太宰府市の特性、特徴を活かし、次に掲げる重点戦略を柱として、SDGs の考え方を活用し環境と経済・社会の統合的向上を具体化すること、及び幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化することで、地域循環共生圏の創造、持続可能な社会の実現を目指します。

1. 重点戦略

(1) 健康で心豊かな暮らしの実現

暮らしの基盤となる良好な生活環境を保全するとともに、市内各地域それぞれの地域環境特性を踏まえた、環境にやさしく安らぎある質の高い生活のできるまちであり続けることをめざし、ときには市域をも超えた地域間の連携をはかりつつ地域協働を育て、豊かな自然とのふれあいを進め、また持続可能なライフスタイルへの転換を図ります。

1) 暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

市民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、公害のないまちづくり、廃棄物の適正処理を進めるとともに、良好なかおり環境の創出、心地よい音環境の保全、光害[※]対策と星空観察の推進など、快適な感覚環境の創出を進めます。

※ 良好な「照明環境」の形成が、漏れ光によって阻害されている状況またはそれによる悪影響のことを「光（ひかり）害」と定義されている。狭義には、障害光による悪影響を指す。

重点戦略を支える各主体の取組

主体	取組	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活が公害苦情の発生につながらないように心がけます。 ●環境美化活動に参加・協力します。 ●太宰府ならではの良好な音環境、かおり環境、光環境が感じられる住み良い地域づくりに協力します。 	(1)生活環境の保全 (2)循環型社会の形成
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動に伴う公害を防止します。 ●公共空間の美化活動などに積極的に参加します。 ●太宰府ならではの良好な音環境、かおり環境、光環境が感じられる住み良い地域づくりに協力します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ●市民・事業者の法規制の遵守を促し、環境負荷の排出状況調査、環境衛生施設の適切な運用などにより、公害のないまちづくりを推進します。 ●廃棄物の適正処理を進めます。 ●音環境、かおり環境を活かした事業、光害対策など快適な感覚環境の創出を進めます。 	

2) 地域協働のまちづくり

地域を構成する市民、自治会、NPO、企業等のさまざまな主体と市が、地域の特性を踏まえた地域課題や将来像などを共有して、それぞれの得意分野などを生かして、役割分担しながらまちづくりを進めていきます。

重点戦略を支える各主体の取組

主体	取組	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●環境美化活動や環境保全活動に参加・協力します。 ●不法投棄の監視に協力します。 ●地域の防災力向上のため、日頃からご近所などとのコミュニケーションを図ります。 ●市民遺産・歴史・文化を活かしたまちづくりに協力します。 ●地域ぐるみでの景観向上に取り組めます。 ●まちづくり活動に積極的に参加します。 	(1)生活環境の保全 (2)循環型社会の形成 (3)生物多様性の確保・自然共生 (4)気候変動対策 (5)歴史・景観まちづくり (6)持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理などに積極的に参加します。 ●防災訓練への参加など、地域の防災活動に積極的に参加します。 ●災害時の緊急資材・食料の提供やライフラインの確保などについて市に協力します。 ●市民遺産・歴史・文化を活かしたまちづくりに協力します。 ●良好な景観形成に協力します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢化等の進展に伴う社会課題の変化に合わせてごみ収集業務の進め方等の市民サービスの維持・向上を図ります。 ●地域と連携を図りながら不法投棄の監視パトロールを行います。 ●環境保全団体、史跡解説団体など多様な活動団体が情報共有できる場の整備を検討します。 ●市民やNPO・ボランティアなどによる環境美化活動や環境保全活動を支援します。 ●洪水被害予想地図（ハザードマップ）[※]や避難訓練などを通じて、防災意識を啓発します。また、災害発生時の事業者との連携・協力体制を構築します。 ●市民遺産・歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。 ●良好な景観形成につながる活動を支援します。 ●多様な主体とのネットワークづくりを進めます。 <p>※ 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。</p>	

3) 豊かな自然とのふれあい

市には、宝満山、四王寺山、御笠川、鷺田川、社寺の巨樹・古木など、身近にふれあうことができる自然が多くあります。これらの場所を市民が訪れやすくしたり、そこで環境学習や遊びを通じた“ふれあい”を行いやすくしたりします。

重点戦略を支える各主体の取組

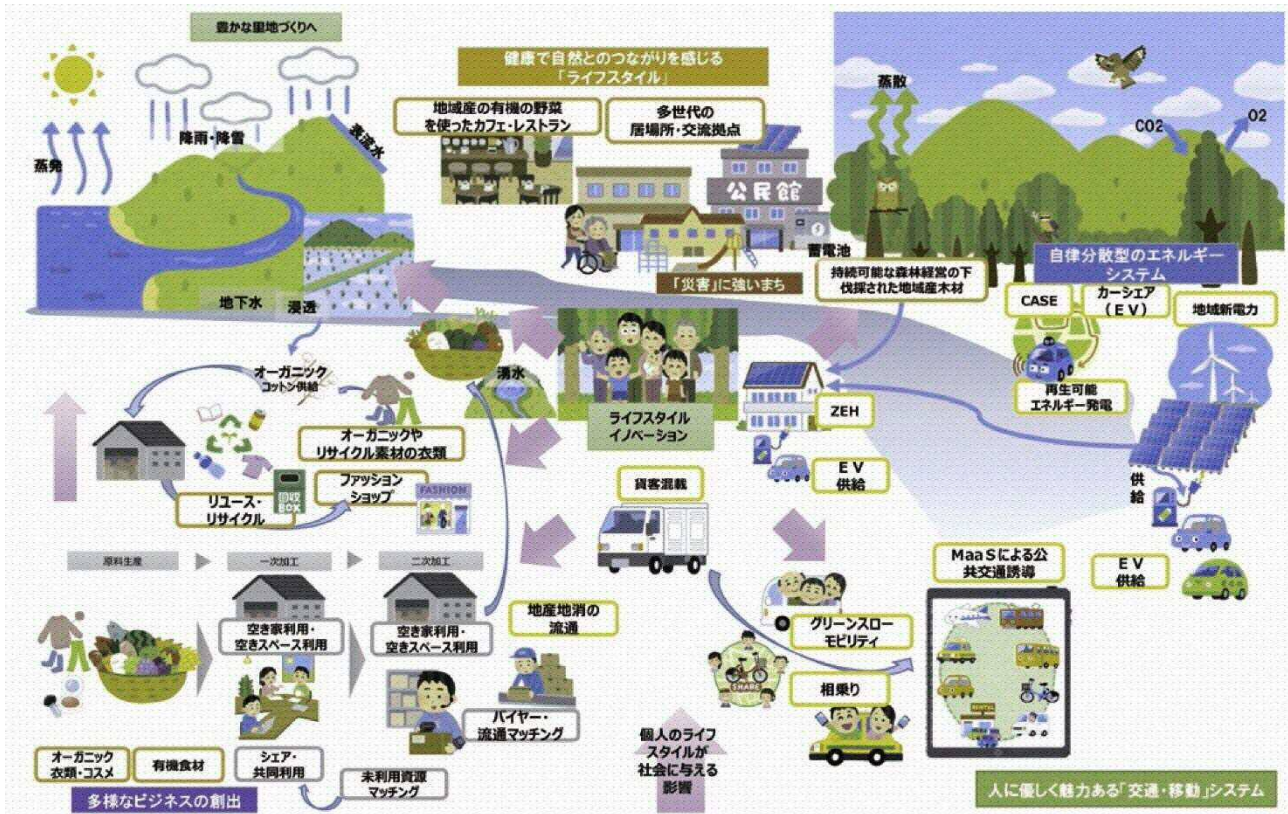
主体	取組	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●川やため池等の水辺やそこに生きる生きものに親しむとともに、人にも生きものにも気持ち良い環境とするため、清掃活動に参加します。 ●公共空間の緑化活動、公園管理の自主的取組などに参加します。 ●自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。 	(3)生物多様性の確保・自然共生
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●開発や建築の際は、既存の樹木の活用を図り、大木や鎮守の森[※]などを保全します。 ●自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。 <p>※ 神社の参道や社を囲むように植えられたり、残されたりしている樹林。</p>	
市	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が愛着を持てる公園の再整備を行います。また、高雄公園内のビオトープ池は、自然とのふれあいの場として適切な維持管理を行います。 ●移動自然博物館や御笠川生き物探検隊などNPOが開催する事業等への支援を行います。 	

4) 持続可能なライフスタイルと消費への転換

自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、「安さ」や「便利さ」のみを追求するのではなく、持続可能なライフスタイルへの理解を深め、行動していきます。

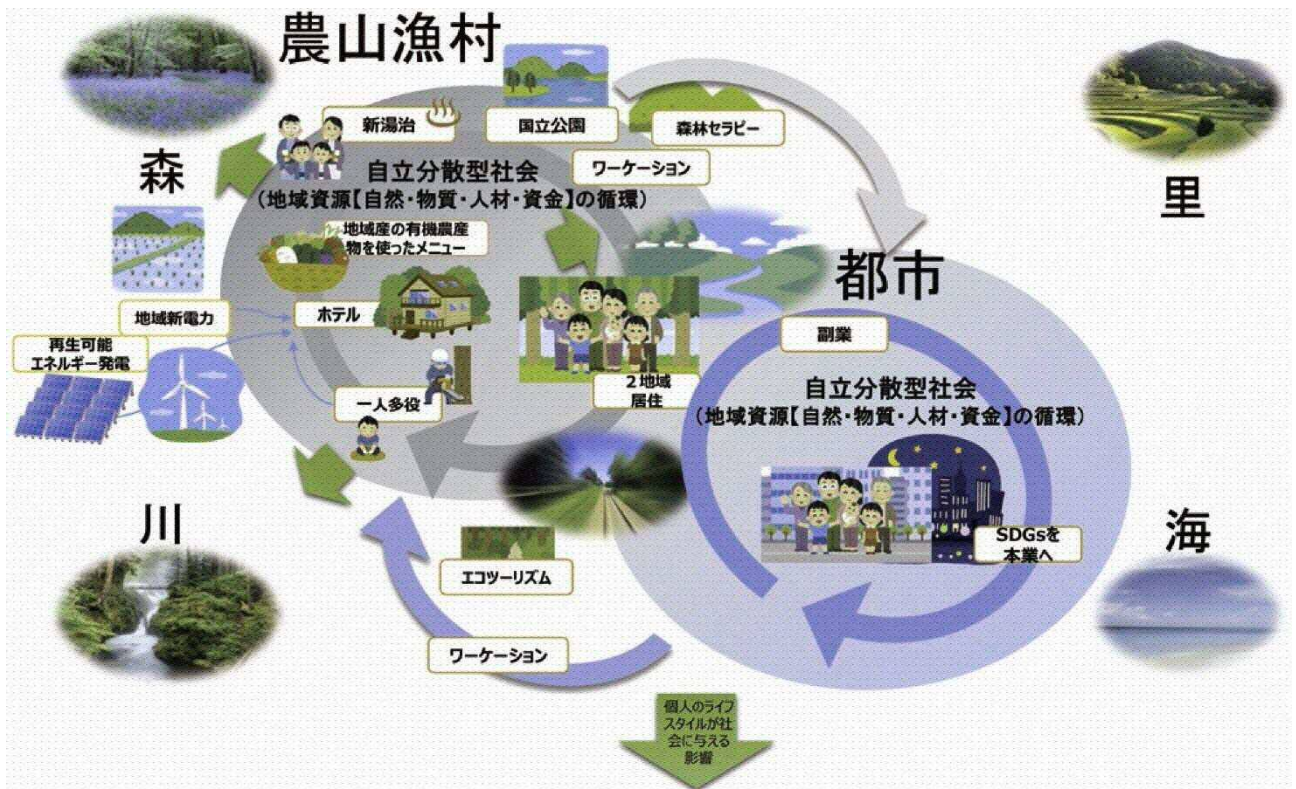
重点戦略を支える各主体の取組

主体	取組	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、人や社会、環境に配慮した消費行動を心がけます。 ●低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に参加します。 	(2)循環型社会の形成 (4)気候変動対策
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、人や社会、環境に配慮した事業活動を心がけます。 ●環境に配慮した商品・サービスを提供します。 ●低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」に参加します。 	
市	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能なライフスタイルへの理解を促す取組を進めます。 ●低炭素型の商品・サービスの利用といった賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を促進します。 ●グリーンリカバリーの考え方にに基づき、人や社会、環境に配慮した事務事業、公共事業を実施します。 	



出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図9 ライフスタイルイノベーションによるゼロエミッション都市づくり（衣食住）



出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

図10 ライフスタイルイノベーションによるゼロエミッション都市づくり（働き方・レジャー）

(2) 地域ストックを活用した持続可能な地域づくり

市民遺産、歴史、文化財、景観、生きもの、生態系などの太宰府市に豊かに与えられている地域のさまざまなストックを守り、市民・NPO、事業者、市が育てるとともに、地域循環共生圏の重要な要素としてこれらを活用します。

重点戦略を支える各主体の取組

主体	取組内容	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●太宰府ならではの音、かおり、光が感じられる住み良い地域づくりに協力します。 ●地域の豊かな自然や市民遺産・歴史・文化・景観を守り育てるまちづくりに参加するとともに、これらのストックを活用して国内外の来訪者との交流に努めます。 	(1)生活環境の保全 (3)生物多様性の確保・自然共生 (5)歴史・景観まちづくり
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●太宰府ならではの音、かおり、光が感じられる住み良い地域づくりに協力します。 ●地域の豊かな自然や市民遺産・歴史・文化・景観を活かしたまちづくりに参加するとともに、これらのストックを活用して国内外の来訪者との交流に努めます。 	(6)持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり
市	<ul style="list-style-type: none"> ●音環境やかおり環境を活かした事業、光害対策など快適な感覚環境の創出を進めます。 ●地域の豊かな自然や市民遺産・歴史・文化・景観を守り育てるまちづくりを推進し、国内外の来訪者への情報発信・交流を進めます。 	

(3) 持続可能な脱炭素・循環型都市

省エネルギーや食品ロスの削減、廃棄物の資源化に取り組み、気候変動問題や海洋プラスチック問題などへの対応を推進し、この側面からも太宰府市にふさわしい地域循環共生圏の構築をめざします。

重点戦略を支える各主体の取組

主体	取組内容	関連する環境施策
市民・NPO	<ul style="list-style-type: none"> ●食材の使い切り、宴会時の「3010 運動^{※1}」などにより、食品ロスの削減に努めます。 ●フードドライブ活動（家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体やフードバンクなどに寄付する活動）に参加します。 ●石油由来のプラスチック製品の購入・利用を控えます。 ●日常生活における省エネ行動に取り組みます。 ●省エネルギー型の設備・機器や再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。 ●徒歩や自転車、公共共通機関での移動を心がけます。 <p>※1 食品ロス削減のための取組の一つ。宴会時の行動指針を示したもので、以下の行動を呼びかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食べられる量を注文する、食べられないものは先に伝える。 ②宴会開始後 30 分間は自分の席で食事を楽しむ。 ③宴会終了前 10 分間は自分の席でもう一度食事を楽しむ。 	<p>(2)循環型社会の形成</p> <p>(4)気候変動対策</p> <p>(6)持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり</p>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動における食品ロスの削減に取り組みます。 ●資源化しやすい製品を開発します。 ●石油由来のプラスチック製品の販売・購入・利用を控えます。 ●省エネに配慮した事業活動に取り組みます。 ●省エネルギー型の設備・機器や再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。 ●徒歩や自転車、公共共通機関での移動を心がけます。 ●ICT^{※2}の活用によるテレワークやフレックスタイム制の導入、ペーパーレス化に取り組みます。 <p>※2 情報通信技術。メール、チャット、SNS の活用、通信販売、ネット検索など、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。</p>	

主体	取組内容	関連する環境施策
市	<ul style="list-style-type: none"> ●食品ロスの削減を普及・啓発します。 ●一部事務組合^{※3} 構成市町などと協力し、廃棄物の資源化を推進します。 ●公共施設への省エネルギー型の設備・機器や再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。 ●徒歩や自転車、公共共通機関での移動を心がけます。 ●ICTの活用によるテレワークやフレックスタイム制の導入、ペーパーレス化に取り組みます。 <p>※3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき、地方公共団体（都道府県、市町村）または特別区が、その事務の一部を共同して処理するため、これらの地方公共団体を構成員として設立する組合をいう。</p>	<p>(2)循環型社会の形成</p> <p>(4)気候変動対策</p> <p>(6)持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり</p>

2. 重点戦略を支える環境施策の展開

(1) 生活環境の保全



関連する SDGs のゴール

①環境汚染・環境リスク低減への取組

取組の方向性

御笠川などの水質はかなりきれいになってきており、環境基準^{※1}を達成しています。本市の下水道水洗化人口普及率は 97.2%まで進み、さらなる水質向上のため、下水道未整備地域について計画的に整備を進めていくとともに、公共下水道の区域においては、下水道未接続世帯を対象に下水道接続の普及促進に努め、流域の自然環境を守っていく必要があります。

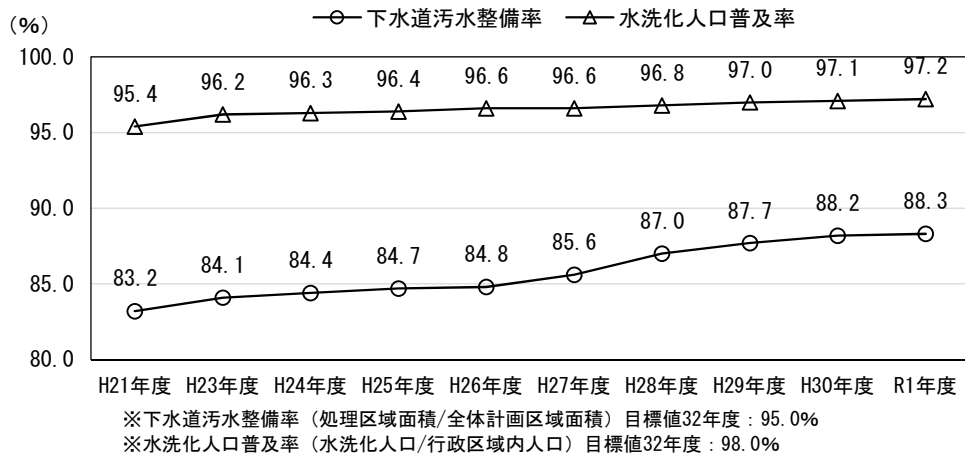
こうしたことから、水源地の保全はもとより流域まで、市民にうるおいを与える河川の水質の保全に取り組んでいきます。

本市では、「騒音防止法」等の各種法律に定める基準値を随時大幅に超えるような典型7公害の発生は見られないものの、高速道路や国道3号沿線の自動車騒音、航空機騒音、観光地周辺において大型バスからの自動車排出ガスについての苦情が寄せられています。そのため、騒音や振動、悪臭の防止などの身近な生活環境の保全対策に努めるとともに、PM2.5^{※2}や光化学オキシダント^{※3}に対する情報収集及び発信を行っていきます。

※1 環境基本法第16条およびダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、「人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。

※2 粒径 2.5 μm 以下の粒子状物質。単一の化学物質ではなく、炭素、硝酸塩、硫酸塩、金属を主な成分とするさまざまな物質の混合物となっている。呼吸器系や循環器系の疾患のある人、小児、高齢者は、より影響を受けやすい可能性があるため、普段から健康管理を心がけるとともに、体調の変化に注意することが必要。

※3 工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、光化学スモッグの原因となる物質。高濃度では眼、のど、呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。



[出典：上下水道施設課データ]

図 11 公共下水道普及率などの推移

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
河川水質検査のBOD値	0.9mg/L (平成 21 年度)	1.0mg/L (令和元年度)	現状維持 (令和 12 年度)	環境課
下水道汚水整備率（処理区域面積 /全体計画区域面積）	83.2% (平成 21 年度)	88.3% (令和元年度)	95.0% (令和 12 年度)	上下水道施設課
水洗化人口普及率（水洗化人口/ 行政区域内人口）	95.4% (平成 21 年度)	97.2% (令和元年度)	97.5% (令和 12 年度)	上下水道施設課 上下水道課

市民やNPOに期待される役割

- 河川にごみを捨てたり、油、ペンキ等汚水を流したりしないようにします。
- 御笠川、大佐野川等の河川清掃に参加・協力します。
- NPOは行政と連携して河川清掃活動などを企画・主導します。
- 公共下水道整備区域内では下水道への接続を行います。また、浄化槽等を設置している場合は浄化槽等を適切に維持管理します。
- 私たちの命の水である水源地や河川の水環境を良好に保つため、その源である山や森を大切にします。
- 行政機関が実施する公害調査に協力します。

事業者期待される役割

- 法令に従って排水処理を行うなどして、事業所排水による公害を防止します。
- 飲食店では、洗剤の適正使用やグリーストラップ*などの適正管理に努めます。
- 事業活動が環境に与える影響の低減に努めます。また、各種法律に定める規制を遵

守し、大気汚染物質の排出削減や騒音・振動・悪臭の防止など公害の未然防止に努めます。

- 化学物質の放出抑制や漏洩防止など適切な管理を行います。

※ レストランやホテル食堂、給食センターなどの業務用厨房から出される污水を集めて廃食油をせき止める器具のこと。営業用の調理場には設置することが水質汚濁防止法と下水道法によって義務付けられている。

行政の具体的な取組

●河川の水質検査【環境課】

水質を管理するため、定期的に河川の水質検査を実施します。

●県と連携した河川の保全・整備・活用【建設課】

環境に配慮しながら、福岡県那珂県土整備事務所と連携し、河川改修や維持管理を行うなど、河川の保全、整備を行い活用を図ります。

●公共下水道への接続、促進【上下水道施設課、上下水道課】

水源地の保全や河川水質の保全のために、下水道未接続世帯を対象に接続の促進に努めます。

●公害対策【環境課】

騒音、振動、悪臭に関する法定基準の遵守と適正な管理を促進し、福岡県筑紫保健福祉環境事務所と連携しながら公害防止対策に取り組むとともにPM2.5や光化学オキシダント等に関する情報の収集や適切な提供を行います。

表 18 苦情件数（典型7公害）の推移（単位：件）

苦情内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
大気	15	21	8	12	6
水質	13	8	7	12	8
騒音	19	26	30	7	7
悪臭	5	7	21	10	10
振動	1	2	0	0	1
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
計	53	64	66	41	32

[出典：太宰府市の環境]

関連計画

関連計画なし

②環境衛生向上への取組

取組の方向性

飼い犬の登録管理や飼い主のいない猫の過剰な繁殖の防止、あき地や空家の適正な管理、環境衛生関連施設の適正な運営、不法投棄防止対策など、環境衛生の一層の向上が求められています。また、市に寄せられる苦情の多くが、あき地等の雑草や樹木の繁茂、ごみの不法投棄や野外焼却による悪臭、ペットの鳴き声やふんの始末など、市民モラルに起因するものとなっており、身近な生活環境に関するマナーアップが求められています。

さらに、自治会を中心としたクリーンデー[※]の取組や環境関係団体による河川清掃などの環境美化活動が行われていますが、活動の長期化や地域の高齢化などにより、継続に課題を抱えています。また、ポイ捨てや不法投棄防止などのマナーアップの取組には、観光客等の来訪者への働きかけも重要です。

こうしたことから、環境衛生や環境マナーの向上を図るとともに、地域の環境美化をめざして、市民や事業者が主体的に活動できる総合的な取組を進めていきます。

※ 太宰府市で行っている地域清掃活動。6月を環境美化強調月間、12月の第1日曜日をクリーンデーと定め、各自治会で決めた日程に従って取組を行っている。

表 19 苦情件数（典型7公害以外）の推移（単位：件）

苦情内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
土砂の散乱	0	0	0	0	0
日照	0	0	0	0	0
不法投棄	51	27	29	27	65
雑草	120	92	76	64	76
犬・猫	48	40	54	47	46
その他	100	90	47	37	35
計	319	249	206	175	222

[出典：太宰府市の環境]



水から川る会による
河川清掃活動



老犬セミナー

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自宅周辺の環境が清潔で衛生的と感じる市民の割合	73.7% (平成 21 年度)	85.6% (令和元年度)	86.0% (令和 12 年度)	環境課
環境マナーが守られていると感じる市民の割合	62.8% (平成 21 年度)	76.9% (令和元年度)	78.0% (令和 12 年度)	環境課
地域の美化活動に参加している市民の割合	52.2% (平成 21 年度)	72.2% (令和元年度)	77.0% (令和 12 年度)	環境課
狂犬病予防注射の接種率	68.3% (平成 21 年度)	66.6% (令和元年度)	70.0% (令和 12 年度)	環境課

市民やNPOに期待される役割

- 飼い犬は、市に登録し毎年狂犬病予防注射を受け、散歩の時のふんの始末の徹底、放し飼いはしないなど、飼い主として近辺に迷惑がかからないようにします。
- 飼い主のいない猫など動物に餌をやるときは、近辺に迷惑がかからないようにします。
- ペットを飼うときは、ペットの習性、健康、安全を考慮し、近辺に迷惑がかからないよう適正に飼います。
- 所有（管理）している土地や建物は適切に維持・管理します。
- 周りの環境への関心を高め、環境マナー向上や地域美化に心がけます。
- 自宅前の道路のごみを拾ったり、敷地の草刈りを行い、害虫が発生しないよう自宅を清潔に保ちます。
- ごみの野焼きはしません。そして、ご近所のさわやかな空気を維持します。
- 大きな音（自動車の空ぶかしや大音量で音楽を聴くなど）を出すような近所迷惑になる行為はしません。
- 食品の安全・安心のための知識と理解を深めるように努めます。
- 地域のクリーンデーなど公共空間の美化活動に積極的に参加します。
- NPOは、これまで実施してきた「河川など公共空間の美化活動」を発展させるなどして取組を行います。

事業者期待される役割

- 所有している土地や建物は適切に維持・管理します。
- 事業所やその周辺の清潔さを保ちます。また、事業活動を行うにあたっては、周辺の生活風景を阻害しないようにします。
- 食品を提供する場合は、食中毒事故の発生を防止するために適切な衛生管理に努めます。
- 地域社会の一員として、公共空間の美化活動などに積極的に参加します。

行政の具体的な取組

●畜犬の登録管理【環境課】

畜犬の登録管理等を適切に行うとともに、狂犬病予防注射の接種率向上のため福岡県筑紫保健福祉環境事務所と連携して狂犬病予防集団注射を実施します。

●飼い主のいない猫不妊去勢手術の推進【環境課】

飼い主のいない猫の過剰な繁殖の抑制及び生活環境保全のために、不妊去勢手術を推進し地域猫活動^{※1}を支援します。

※1 飼い主のいない猫によるふん尿や鳴き声などの問題を地域の環境問題として捉え、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの活動を行おうとする住民（活動グループ）が主体となって不妊去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行う活動。

●市有地の適正な管理【関係課】

市有地の適正な管理促進という観点から、草刈り、樹木の剪定など、定期的に管理を行います。

●あき地の適正な管理促進【環境課】

所有者責任の自覚を促す啓発を行うとともに、あき地の雑草等の除去など季節に応じた適正な維持管理を促進します。

●空家対策の推進【都市計画課】

空家化の予防、適切な管理・活用、流通させる仕組みづくりを行うなど、空家等対策に関する取組を推進します。

●墓地・納骨堂の管理【環境課】

市有墓地等は周辺環境に配慮しながら安全かつ適切な管理を行うとともに、墓地の改葬手続き等を行います。

●筑慈苑施設組合^{※2}の運営【環境課】

構成市町との広域的な連携を図りながら、火葬場筑慈苑の適正な運営を行います。

※2 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市および筑前町で構成し、火葬場の設置、管理および運営に関し、共同で事務を行う一部事務組合で、太宰府市は平成21年（2009年）4月1日に加入。「一部事務組合」とは、複数の市町村で特定の事務を共同処理するために設置する組合。

●防疫・食品衛生対策【環境課】

福岡県筑紫保健福祉環境事務所や市保健センターと連携しながら、防疫・食品衛生に関する啓発を進めていきます。

●身近な生活環境対策と環境マナーアップの向上【環境課、観光推進課】

ポイ捨てや不法投棄、野焼き、ペットの飼い方、近隣騒音、駐輪マナーなど、身近な生活環境のトラブルに関する対応を行うとともに、特に相談の多い犬のふんの放置や飼い主のいない猫に対する無責任なエサやりに関しては、市民や事業者等のマナーアップを図るための条例を制定します。

また、観光地周辺におけるポイ捨てや路上喫煙の防止等、来訪者の環境マナーアップを啓発します。

●環境美化活動の推進【環境課、地域コミュニティ課】

市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者等との連携・協働を進め、地域の清掃活動やまちの美化活動を促進します。また、環境美化活動に対する助成を行うなど、市民や事業者等の主体的な環境美化活動を支援します。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市観光推進基本計画	令和元年～令和5年	平成31年	観光推進課
太宰府市空家等対策計画	令和2年～令和11年	令和2年	都市計画課

③音百選かおり百選を活かした感覚環境まちづくり

取組の方向性

感覚環境とは、音、かおり、光といった人間が感覚を通じて感じる環境を意味する用語で、まちの音環境、かおり環境、光環境などの感覚環境は、まちの文化・個性・快適性を形作る重要な要素です。

市内には環境省より「残したい日本の音風景100選」に選定された「観世音寺の鐘の音」や「かおり風景100選」に選定された「太宰府天満宮の梅林とクスノキの森」があります。このような「音風景」や「かおり」などの心地良い環境要素を再発見、そして保全、活用していくことが重要です。また、街路灯などの屋外照明についても、不必要な光を抑えたり、電子看板などの夜間に明るすぎる光を出すことによる光害（ひかりがい）を防止することによって、歴史ある太宰府にふさわしい美しい星空が見えるまちを育てていくことが必要です。

市では、暮らす・訪れる人とともに、景観まちづくりと一体となった、誰もが「心地良い・いい感じ」と感じる感覚環境まちづくりを進めていきます。



太宰府天満宮の梅



太宰府天満宮の大樟



打ち水イベント



観世音寺の梵鐘

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
まちを散歩して梅の香りがする場所があると思う市民の割合	未調査% (平成 21 年度)	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和 12 年度)	環境課
住んでいる場所で星空がきれいに見えると思う市民の割合	未調査% (平成 21 年度)	未調査% (令和元年度)	10.0% (令和 12 年度)	環境課

市民やNPOに期待される役割

- 良好な音環境やかおり環境が感じられる住み良い地域をつくるため、大きな音や不快なおいを出さないよう、一人ひとりが「できること」からはじめます。
- 家の前の道に打ち水をして、涼感あふれるまちの雰囲気づくりに努めます。
- 光害に関する理解を深めるとともに、よりよい光環境のための意識を高めます。
- 環境教育・学習で身につけた知識や情報を行動につなげます。
- 市やNPOなどが実施する環境まちづくりの活動に積極的に参加します。
- NPOは行政と連携して環境まちづくりの活動を企画・主導します。

事業者期待される役割

- 良好な音環境、かおり環境を妨げるような大きな音や不快なおいを出さないよう、事業活動で気遣いをします。
- 屋外照明において上方への光や洩れ光を少なくするよう工夫します。また、屋外広告物など照明による光害の防止に努めます。
- まちのにぎわいづくりや防犯面の要請と調整しながら、夜間の営業時間の見直しなど、時間帯に配慮した照明環境づくりに努めます。
- 市やNPOなどが実施する環境まちづくりの活動に積極的に協力します。

行政の具体的な取組

● 音環境を生かした事業推進【環境課、関係課】

“小川のせせらぎ”や“小鳥のさえずり”などの自然の音や歴史を感じる“観世音寺の鐘の音”など、まち歩きを通して“心地良い・いい感じ”の音を再発見し、その価値を広める取組を進めます。

● かおり環境を生かした事業推進【環境課、関係課】

“梅”の木の植栽推進・促進を図るなど、本市の象徴である“梅”のかおり環境を生かした取組を進めます。

●涼感あふれる“打ち水”の推進【環境課、関係課】

夏季のヒートアイランド対策や涼しい生活空間づくりを進めるため、涼感あふれる“打ち水”を推進します。

●光害対策【環境課、都市計画課】

市民の生活に必要な夜間照明を確保しつつ、不必要な光を抑え、夜間に明るすぎる光を出すことによる光害を防止するための情報発信を行っていきます。

●星空観察会等の開催【環境課、関係課】

“心地良い・いい感じ”の光環境の再発見事業として、学校やNPOと連携しながら「星空観察会」等の取組を進めます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり（太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画）	平成 22 年～	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課

(2) 循環型社会の形成



関連する SDGs のゴール

① リサイクルの推進など資源の有効利用による、環境負荷の少ないまちづくり

取組の方向性

国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」に示す7つの柱のうち、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理のさらなる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」は、本市の循環型社会の形成においても重要な課題です。

具体的には、シェアリングやリユースなどの普及、食品ロスの削減や食品リサイクル、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討、循環資源の広域的なりサイクルの推進、海洋プラスチック問題への対応としてのプラスチックの資源循環やバイオプラスチック他の素材への代替などを進めていく必要があります。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にあり、福岡県平均よりも低い値で推移しています。

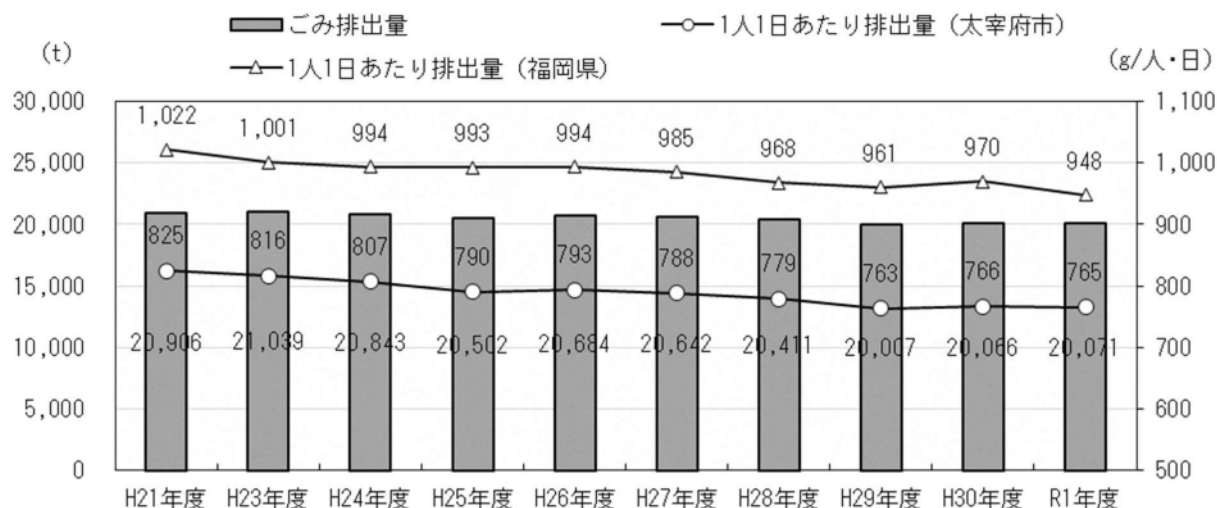
本市では、ごみ減量72,000人プロジェクト^{※1}を掲げ、生ごみの減量、紙類などのリサイクルに取り組んでおり、今後とも「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）^{※2}を推進し、市民をはじめ、地域と一体となつてごみの減量を推進していきます。

一般的にリサイクルは3Rのなかで最も認知度が高く、市民生活にもかなり浸透していますが、本市におけるリサイクル率は平成20年度以降17%台で推移しており、県全体の平均値より下回っています。

現在、自治会や子ども会、地域の環境関係団体等が取り組む古紙等集団回収の奨励金制度や生ごみ処理機購入費用の補助制度、ダンボールコンポスト利用促進などを実施していますが、さらにリサイクル率の向上につながる有効な制度の充実が必要です。

※1 太宰府市で取り組んでいるごみ減量プロジェクト。もえるごみの減量、雑がみのリサイクル、食品ロスの取組など、市民一人ひとりが取り組む必要のある活動を紹介し、ホームページでの呼びかけを行っている。

※2 リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字をとったもの。



[出典：環境課データ（太宰府市）、福岡県における一般廃棄物処理の現況（福岡県）]

図 12 ごみ排出量の推移

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
ごみ排出量 ^注	20,906 トン (平成 21 年度)	20,071 トン (令和元年度)	20,455 トン (令和 12 年度)	環境課
1 人 1 日 当 たり の ご み 排 出 量	825g/人・日 (平成 21 年度)	765g/人・日 (令和元年度)	693g/人・日 (令和 12 年度)	環境課
リサイクル率	17.2% (平成 21 年度)	17.5% (令和元年度)	20.0% (令和 12 年度)	環境課
古紙等資源再利用事業申請団体数	104 団体 (平成 21 年度)	117 団体 (令和元年度)	125 団体 (令和 12 年度)	環境課

注 将来予測人口が増えているため、目標値が増加しています。

市民やNPOに期待される役割

- エコバックを持って無駄な包装は断るようにします。
- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選びます。
- 耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使うようにします。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。
- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出します。
- 資源ごみの分別回収に協力します。
- 資源ごみの効率的な分別回収を広めます。
- リサイクル製品を積極的に利用します。

- 集団回収運動へ積極的に参加します。
- 古紙等は地域の資源回収に出します。

事業者期待される役割

- 製品を設計する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫します（耐久性、修理性等）。
- 製品を設計する時に、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫します（省資源化）。
- 製品をつくる時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫します。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努めます。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努めます。
- 機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努めます。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効に活用する仕組みをつくります。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選びます。
- 食品ロスを削減する仕組みを作ります。
- 製品を設計する時に、本体や部品のリユースがしやすいように工夫します。
- 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出します。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用します。
- 製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫します。
- 製品をつくる時に、できるだけリサイクル原材料を使います。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
- 発生した副産物・使用済製品を効率的にリサイクルします(仕組みづくりを含む)。

行政の具体的な取組

● リデュース、リユースの推進【環境課】

市民が主体的にリデュース、リユースに取り組むための啓発を行うとともに、詰め替え製品の利用奨励や3010運動、フードバンク活動*など、誰もが気軽に取り組めるごみの発生抑制策を推進します。

また、事業者が主体的に取り組む発生抑制策を推進し、過剰包装の見直しや適切な在庫管理など、環境に配慮した事業展開を促進するなどごみの発生抑制を図ります。

特に、市役所においては環境施策の先導的役割を果たすため、3Rを基本として、エコ・オフィスの取組を徹底し、市を挙げてごみの発生抑制に努めます。

※ 包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材をNPO等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動。

●排出されるごみの減量【環境課】

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民が無理なく取り組めるよう地域や環境関係団体等を通じてごみ減量の啓発を進め、減量目標の達成を目指すなど、総合的にごみ減量運動を展開します。

また、事業者から排出される廃棄物の実態を把握し、適正な処理を促進するとともに、商工団体等との連携を図りながら、事業者の主体的な取組を支援し、事業所ごみの減量を図ります。

●分別の徹底とリサイクルの推進【環境課】

限りある資源を有効利用し、より効果的なリサイクルを推進するために、ごみの分別の徹底を図ります。また、容器包装リサイクル法*に基づき、容器包装類の分別収集及び再資源化を行うとともに、古紙等集団回収や生ごみの堆肥化など、市民や事業者、地域、市民団体、学校等によるリサイクル活動への取組を推進し、総合的なリサイクルの仕組みづくりを行うための取組を進めます。

※ 正式名称は「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律」。一般廃棄物の減量および再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、製造・販売事業者は再商品化という役割分担を定めている。

表 20 雑がみ資源回収の取組

<p>雑がみとして出せるものリスト 《地域の資源回収》</p>	<p>紙製容器包装、紙パック、厚紙、色紙、お菓子の箱などの外箱、折り紙、折込チラシ、カタログ、紙袋、画用紙、カレンダー、家電等取扱説明書、コピー用紙、シュレッダーにかけた紙、ダイレクトメール、ティッシュの箱、手紙、ノート、トイレットペーパーの芯、はがき、パンフレット、ファイル（紙製）、封筒、付箋紙、プリント用紙、包装紙、ポスター、名刺、メモ用紙、ラップの箱・芯、ワイシャツの台紙、割ばしの袋</p>	<p>雑がみとして出せないものリスト 《地域の資源回収》</p>	<p>防水加工紙、ワックス加工紙、感熱紙、コーティング紙、その他（和紙類、インクジェット写真プリント用紙、圧着ハガキ、カーボン紙 など）</p>
-------------------------------------	--	--------------------------------------	--

[出典：「もえるごみ減量」の心得]

●プラスチック資源の回収、リサイクル【環境課】

ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、市民に対して不必要に使用・廃棄されることのないように啓発します。また、家庭から排出される使用済みプラスチックについては、分別回収によるリサイクルを推進します。

●リサイクル制度の充実【環境課】

古紙等集団回収奨励金や生ごみ処理機購入費補助、ダンボールコンポストの利用促進などの制度利用促進や対象拡大など、既存のリサイクル制度の充実を図ります。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画	令和3年～令和17年	令和3年	環境課
太宰府市分別収集計画（第9期）	令和2年～令和6年	令和2年	環境課
福岡都市圏南部地域及び久山町循環型社会形成推進地域計画	平成31年～令和5年	平成30年	環境課

②廃棄物の適正処理の徹底

取組の方向性

廃棄物処理において最も重要なことは、安全かつ適正な処理と環境への影響を最小限にとどめることです。ごみ・し尿の収集運搬及び処理の過程においては、安全確保と環境への配慮を最優先に、適正な処理が行われなければなりません。また、不燃ごみ処理施設である環境美化センターの管理運営にあたっては、極力資源化物のリサイクルを行い、最終処分場への埋立量低減を図るとともに、周辺地域の環境に影響を及ぼさないよう監視が必要です。可燃ごみについては、「福岡都市圏南部環境事業組合^{※1}」において「クリーン・エネ・パーク南部^{※2}」及び「グリーンヒルまどか^{※3}」で処理を行っています。

国の災害廃棄物対策指針では、地方公共団体が災害廃棄物処理計画^{※4}の策定を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行うこととされていることから、「災害廃棄物処理計画」を策定します。

- ※1 福岡市、春日市、大野城市、太宰府市および那珂川市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、平成 18 年（2006 年）5 月に一部事務組合を設立。
- ※2 福岡都市圏南部地域（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市）約 60 万の住民の燃やせるごみを処理する清掃工場。ごみ焼却時の熱を活用した発電など再生可能エネルギー発電に取り組んでいるほか、環境学習の拠点施設となっている。
- ※3 クリーン・エネ・パーク南部から出る適正に処理された可燃ごみの焼却残渣（焼却灰・飛灰）を埋立処理する施設。
- ※4 実際に災害が起きた時に、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。被害予測に基づく災害廃棄物の発生量推計に基づいた処理の方針、体制、分別処理フロー、環境対策とともに、それを実行するために必要となる人材、費用、施設、機材、情報等の調達・配置の方法やリストなどが示される。

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
環境美化センター地下水の水質	水質基準未満 (平成 21 年度)	水質基準未満 (令和元年度)	水質基準未満 (令和 12 年度)	環境課
最終処分率 (ごみ排出量に対して埋立処分されるごみの量の割合)	12.0% (平成 21 年度)	10.0% (令和元年度)	9.1% (令和 12 年度)	環境課

市民やNPOに期待される役割

- ごみ出しのルールを守るとともに、不法投棄はしません。
- ごみの不法投棄を知ったら市に連絡するなど、不法投棄撲滅に協力します。
- 浄化槽を設置している家庭では、適正な維持管理を行います。

事業者に期待される役割

- 事業所からの廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）は適正に処理します。
- 産業廃棄物の処理を委託するときは、マニフェストシステム^{※1}を用い、委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認します。
- 大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努めます。

※1 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェスト（産業廃棄物管理票）に産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物の流れを自ら把握・管理するしくみで、不適正な処理による環境汚染や不法投棄の未然防止のためのもの。

行政の具体的な取組

- ごみ出しルールの啓発**
市民・事業者に対してごみ出しルールの普及啓発を促進します。
- 高齢者・障がい者のごみ出しへの支援【環境課】**
社会課題の変化に応じ高齢者・障がい者等のごみ出しを支援する等、市民サービスの維持向上を図ります。
- ごみの適正な収集・運搬【環境課】**
安全かつ効率的な収集・運搬体制の整備を図るとともに、周辺環境に配慮しながら日頃の収集運搬業務を行うよう収集・運搬業者の指導を行います。
- し尿の適正な収集・運搬【環境課】**
衛生的かつ効率的な収集・運搬体制を維持するとともに、周辺環境に配慮しながら日頃の収集運搬業務を行うよう収集・運搬業者の指導を行います。
- 大野城太宰府環境施設組合^{※2}の適正な運営【環境課】**
大野城市と連携を図りながら、今後の組合のあり方について検討を進めるとともに、大野城環境処理センターの適正な運営を行います。

※2 大野城市および太宰府市で構成し、可燃ごみの共同処理を行うため、昭和53年（1978年）2月に一部事務組合を設立。現在の同組合における主な事務は、最終処分場（灰処分地）の管理および緑のリサイクル。

- 両筑衛生施設組合^{※3}の適正な運営【環境課】**
構成市町との広域的な連携を図りながら、し尿処理施設両筑苑の適正な運営を行います。

※3 筑紫野市、小郡市、太宰府市、大刀洗町、久留米市および筑前町で構成し、し尿の終末処理および施設の建設および維持管理など、共同で処理を行うため、昭和40年（1965年）8月に一部事務組合を設立。

●環境美化センターの適正な運営【環境課】

不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、最終処分場及び浸出水処理施設などの適正な管理運営を行うとともに、水質等の環境調査の実施など、周辺地域の環境保全を図ります。また、リサイクル拠点としての機能の充実を図ります。

●福岡都市圏南部環境事業組合の適正な運営【環境課】

構成市との広域的な連携を図りながら、クリーン・エネ・パーク南部及びグリーンヒルまどかの適正な運営を行います。

●不法投棄防止対策【環境課】

不法投棄を防止するため、多発地域の特定を図るとともに、監視カメラの計画的、効率的な設置や地域と連携をとりながら監視パトロールを行う等、不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。特に悪質な事案について、警察と連携して厳正に対処します。

●災害廃棄物処理計画の策定【環境課】

非常災害時にも速やかに対応できるよう、関係機関・関係団体との連携体制の構築、処理体制の整備等に努め、非常災害時に備えた、「災害廃棄物処理計画」の策定を令和3年度から検討します。

また、平時から災害廃棄物処理（分別方法、仮置場の運用情報、処理の方針等）に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、理解の促進に努めます。

●PCB^{※1}の適正処理【環境課】

国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画^{※2}及び「福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画^{※3}」に基づき、計画的処理完了期限内に安全かつ早期に処理を完了させます。

本市内の低濃度PCB廃棄物について令和8年度中の全量処理を目標として取り組みを進めます。

※1 Poly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、人工的に作られた、化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙などさまざまな用途で利用されていたが、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、さまざまな症状を引き起こすことから、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

※2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に都道府県や市町村で推進するため、国が必要な事項を定めたもの。

※3 人の健康及び生活環境に係る被害を生じさせるおそれがある県内のPCB廃棄物について、確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図るための計画。

●水銀の適正処理【環境課】

水銀に係る排出規制、水銀含有廃棄物の回収を進めます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画	令和3年～令和17年	令和3年	環境課
太宰府市分別収集計画（第9期）	令和2年～令和6年	令和元年	環境課
福岡都市圏南部地域及び久山町循環型社会形成推進地域計画	平成31年～令和5年	平成30年	環境課

(3) 生物多様性の確保・自然共生



関連する SDGs のゴール

①生物多様性の確保

取組の方向性

本市では、「環境省レッドリスト 2020^{※1}」もしくは「福岡県レッドデータブック 2011・2014 改訂版^{※2}」において、カヤネズミなど 38 種の希少動物^{※3}の生息及び 6 つの植物群落、植物 13 種の生育が確認されています。多様な生物と、それをとりまく環境は、生態系という仕組みの中で相互に深く関わり合い、つながり合っています。生態系は、人間をはじめ、すべての生きものにとってかかすことのできない存在基盤であり、私たち人間も野生の生きものたちと同様、生態系という仕組みの一部であることを忘れてはなりません。また、生物多様性が守られ、健全な生態系が維持されている自然は、災害の防止機能など、生活環境の安全をもたらしていることも見逃してはいけません。

こうしたことから、生物多様性を保全することは都市に暮らす私たちにとってきわめて重要であることを認識するとともに、どのような活動をする必要があるか、市民と共に考え、共に行動できるよう、情報提供や啓発を進めながら、環境教育・学習の活動と連携した取組を行っていきます。また、専門的な分野については、専門家や各関係機関と連携した生態系の健全性維持につながる取組を行っていきます。

※1 日本に生息する野生生物について、環境省が生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価しとりまとめたリスト。概ね 5 年ごとに全体的な見直しを行っており、令和元年度に公表したレッドリスト 2020 では、これまでと比較して絶滅危惧種が 40 種増加し、合計 3,716 種となった。

※2 福岡県の絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その現状や危機の要因などを明らかにしたもの。多くの人々にその現状を知ってもらい、保護や保全に結びつけることを目的としている。平成 23 年 11 月に植物群落、植物、哺乳類および鳥類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011」（掲載種 動植物 759 種、植物群落 89 箇所）、平成 26 年 8 月に爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類の改訂版「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014」（掲載種 動物 852 種）を発刊している。

※3 その個体数が少なかったり、生息環境が限定されていることなどから、保護の緊急性が高い動物。



オケラ
(福岡県 RDB : 絶滅危惧 I B 類)



ミツガシワ
(福岡県 RDB : 絶滅)



ミヤマヨメナ
(福岡県 RDB : 絶滅危惧 I B 類)



ヤマアカガエル
(福岡県 RDB : 絶滅危惧 II 類)



ナミルリモンハナバチ
(環境省 RL : 情報不足)



コツバメ
(福岡県 RDB : 絶滅危惧 II 類)

表 21 市内で見られる RDL・RDB 掲載種リスト（環境基本計画に係る自然環境調査より）

No.	分類	種名	環境省 RDL2020	福岡県 RDB	No.	分類	種名	環境省 RDL2020	福岡県 RDB
1	植物	ヤシヤブシ		CR	27	鳥類	オオムシクイ	DD	
2		サンヨウアオイ		VU	28		センダイムシクイ		VU
3		トサミズキ	NT		29		オオルリ		NT
4		トキワマンサク	EN		30	爬虫類	イシガメ	NT	VU
5		ミツガシワ		EX	31		スッポン	DD	DD
6		シタキソウ		EN	32		ヒバカリ		NT
7		スズサイコ	NT	VU	33	両生類	カスミサンショウウオ	VU	VU
8		ミヤマヨメナ		EN	34		ブチサンショウウオ	EN	NT
9		オケラ		EN	35		ニホンイモリ	NT	NT
10		アマナ		VU	36		ニホンヒキガエル		VU
11		コガマ		VU	37		ニホンアカガエル		VU
12		エビネ	NT	VU	38		ヤマアカガエル		VU
13		イチョウウキゴケ	NT		39	昆虫類	キイトトンボ		NT
14	哺乳類	キツネ		NT	40		ベニイトトンボ	NT	
15		カヤネズミ		VU	41		ハルゼミ		NT
16	鳥類	オシドリ	DD	NT	42		ミズカマキリ		NT
17		ササゴイ		NT	43		オオミノガ		NT
18		ジュウイチ		NT	44		ヒメキマダラセセリ		NT
19		ツツドリ		NT	45		コツバメ		VU
20		ケリ	DD	NT	46		ジャノメチョウ		NT
21		ハイタカ	NT		47		コガタノゲンゴロウ	VU	VU
22		オオタカ	NT	NT	48		ヘイケボタル		NT
23		ノスリ		NT	49	ナミルリモンハナバチ	DD		
24		亜種サンショウクイ	VU	CR	50	魚類	ドジョウ	NT	VU
25		サンコウチョウ		VU	51		ミナミメダカ	VU	NT
26		コシアカツバメ		NT					

注 環境省RDL2020：「環境省レッドリスト2020」（環境省2020年）掲載種

注 福岡県RDB：「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011・2014」（福岡県2011年、2014年）掲載種

注 CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
野鳥や昆虫等とのふれあう市民の満足度	56.4% (平成21年度)	46.4% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	環境課

市民やNPOに期待される役割

- 多様な生きものを育むため、庭や生け垣などの身近な緑の創出に努めるとともに、河川・ため池などの水辺、里山の環境保全活動に参加・協力します。
- 自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。
- NPOは、これまで実施してきた「生きものを通じた環境教育」を発展させるなどして取組を行います。
- 外来のペットは適正に管理し、野山、池、河川、あき地などには捨てません。

事業者に期待される役割

- 開発や土地利用においては自然の生態系に十分な配慮を行います。
- 緑化は、できるだけ外来種ではなく郷土種を用いて行います。
- 「生物多様性民間参画ガイドライン^{※1}」を踏まえ、原料の調達からはじまるあらゆる事業活動の場面で、生物多様性に配慮した事業活動を行います。
- 自然観察会や生きもの調査などに積極的に参加、協力します。
- 工事の実施にあたっては、希少種などの生態系に十分配慮し、必要に応じて適切な保全措置を講じるように努めます。

※1 事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針として、環境省が平成21年（2009年）に作成したガイドライン。

行政の具体的な取組

●生態系ネットワークの形成【環境課】

森林、農地、都市、河川における生息・生育地の保全・再生・創出及び人工構造物の改良による生物の移動経路の確保などにより、生物の生息・生育地の連続性を確保するため、市民、NPOや関係機関と連携し、生態系ネットワークの形成に努めます。

●関係団体との連携と情報収集【環境課】

各関係機関をはじめ、関係団体等と連携してネットワークを図るとともに、動植物の現況把握に努め、データの集約を行うなど、令和2年度に実施した自然環境調査の情報更新を行います。

●動植物の保全と情報発信【環境課】

関係団体等の協力を得て動植物の保全に努め、特に保全をすべき種を選定するなど保全の方向性を検討します。また、広報等で市内の生物多様性に関する情報を発信するとともに、自然観察ガイドブック^{※2}の改訂や自然観察会が実施される場所に案内板、解説版など設置を検討します。

※2 太宰府市の自然を「山の自然」「里や平地の自然」「水辺の自然」などに分け、それぞれの植物や動物の生態についてまとめたもの。小学生（4年生から6年生）及び中学生を対象とした環境教育の副読本として、また太宰府市の自然に興味をもつ多くの研究者、登山者に利用していただくことを目的として、平成10年3月に作成した。

●生物多様性への配慮【関係課】

市の公共工事の実施にあたっては、希少種などの生態系に十分配慮し、必要に応じて適切な保全措置を講じるよう努めます。また、環境配慮に関わる適切な指導ができるよう市内の自然環境調査データ等を県の担当窓口と共有します。

●自然観察会や生きもの調査への支援【環境課】

自然観察会や生きもの調査などNPOが開催する事業等への支援を行います。

●生物多様性地域戦略策定の検討【環境課】

生物多様性基本法では、地方公共団体に、地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標・施策を定める「生物多様性地域戦略^{※1}」の策定を促しています。本市でも自然環境調査を基礎資料として、生態系の保全、野生生物との共存・住み分け、生態系ネットワークの形成の方法などの戦略を示す計画の策定を検討します。

※1 「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略を策定するよう努めることとされている。

地域戦略に記載すべき事項は「対象区域」「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他必要な事項」である。

●外来生物侵入防止等の啓発、情報発信【環境課】

市民に向けては、飼っている外来のペット等は適正に管理し、みだりに野山、池、河川、あき地に捨てないよう啓発するとともに、事業者により意図せずに持ち込まれる可能性のある国内移入種^{※2}等についても情報の発信を行います。特に生態系などに大きな被害を与えるおそれがある特定外来生物については、近隣市町と連絡及び連携を図りながら、防除に努めます。

※2 日本産の生きものであっても、もともとその地域に生息しておらず、人為的に持ち込まれたものを国内移入種と呼ぶ。外来生物と同様に、持ち込まれた先の生態系を脅かす原因となっている。

関連計画

関連計画なし

②森林・里山・農地の保全・再生・活用

取組の方向性

四王寺山とその山麓、宝満山の大部分、大佐野の樹林地は、法や条例により保全され豊かな自然が残されていますが、市街地やその周辺では、住宅開発や土砂の採取等により、樹林地や農地等のみどりが減少しています。みどりは多様な公益的機能を有することから、今後も本市の骨格をなす山林のみならず、地域特有の景観や歴史・文化の基盤としても重要な里山地域の保全を図り整備を進めていく必要があります。また、森林の中には人の手入れがされずに荒廃している所も多く、災害防止の面からも、荒廃森林の再生を行っていく必要があります。農地については、福岡都市圏の膨張とともに都市化・住宅化が進展した結果、急速に転用が進み、市内農地の点在化・住宅化は一層進みました。その上、農家のほとんどが兼業農家で、農業従事者の高齢化、担い手不足もあり、耕作放棄地の増加が懸念されることから、発生抑制に向けた不作付農地（自己保全管理農地）の減少に取り組む必要があります。

こうした背景を踏まえ、これまで受け継いできた自然環境を守り育むために、地域の特性に合わせた手法を検討し、愛着がもてるみどりの保全の取組を行っていきます。



大佐野緑地



里山の管理

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自然環境が豊かであると感じる市民の割合	88.1% (平成 21 年度)	92.8% (令和元年度)	現状維持 (令和 12 年度)	都市計画課
緑地公有化面積割合	24.3% (平成 21 年度)	42.9% (令和元年度)	62.9% (令和 12 年度)	産業振興課
自己保全管理農地 (田)	22.3 ヘクタール (平成 21 年度)	25.6 ヘクタール (令和元年度)	20.5 ヘクタール (令和 12 年度)	産業振興課

市民やNPOに期待される役割

- 人間も自然の中に生きている生きものだということを自覚し、みどりを大切にします。
- 自然観察や農業体験に積極的に参加・協力し、自然の奥深さを知る努力をします。
- 竹木伐採などの里山保全活動に積極的に参加・協力するとともに、里山の景観や歴史・伝統文化を次世代に継承していきます。
- NPOは行政と連携して里山保全活動などを企画・主導します。

事業者期待される役割

- 開発や土地利用は、みどりへの影響を少なくしたり新たな緑化を行います。
- 所有する山林や農地の適切な維持管理と持続的な経営を行い、多面的な機能を発揮させます。
- 農業においては、農薬や化学肥料の使用を最低限にし、環境保全型農業^{※1}を行います。
- 農業体験や里山保全活動に積極的に参加・協力します。

※1 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいう。

行政の具体的な取組

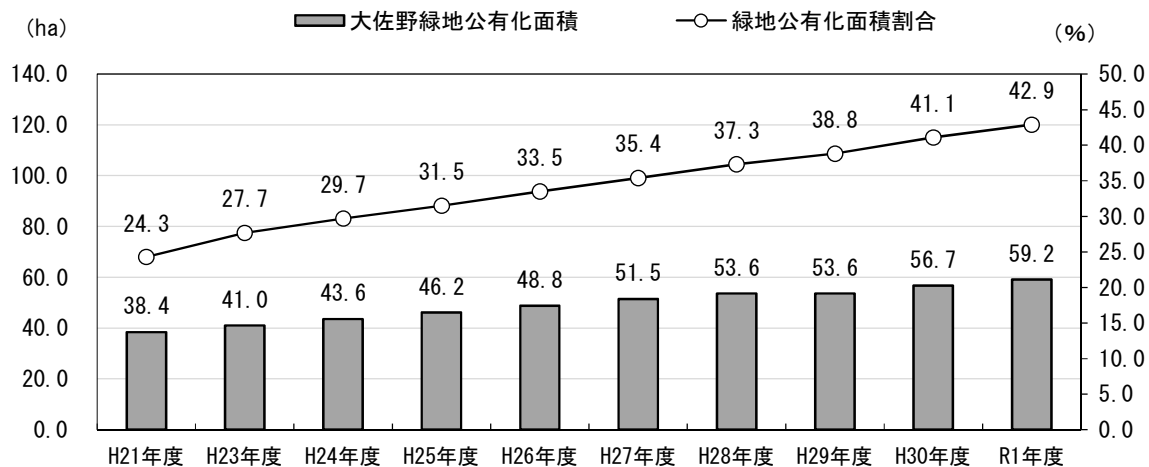
●宝満山・四王寺山・大佐野などの森林の保全と整備【産業振興課】

太宰府市緑地の保全に関する条例に基づき、大佐野ダム上流を緑地保全地区に指定しており、水源涵養林^{※2}としての機能低下防止、また森林の保全を推進するために緑地公有化事業を行います。また、宝満山・四王寺山一帯は「太宰府県立自然公園」に指定されており、自然景観の保全と活用について、県への働きかけを行い環境美化に努めるとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。

さらに、国の森林環境譲与税及び福岡県の森林環境税^{※3}を活用し、荒廃森林等の整備と木材利用の推進・普及啓発を実施します。

※2 水源として雨水を貯留し河川に流れ込む水の量を平準化することで、洪水の防止、河川の保護などを行う機能を持つ森林。

※3 「福岡県森林環境税条例」に基づき、個人は年間 500 円、法人は年間 1,000 円～40,000 円の森林環境税を納付し、県は、森林環境税により「荒廃した森林の再生」と「県民参加の森林（もり）づくり」の事業に取り組む。平成 20 年度（2008 年度）から開始。



[出典：産業振興課データ]

図 13 緑地公有化面積と割合の推移

●四王寺山及び市民の森等四王寺山周辺的环境保全と整備・活用【文化財課、都市計画課、産業振興課、環境課】

樹林の伐採整理等の環境整備を行うとともに、市民やNPOなどによる荒廃竹林の改善などの里山保全活動を支援します。また、市民の森は市民の憩いの場や環境教育の場として積極的に活用できるよう、市民やNPOなどと協働しながら定期的な維持管理を行い、良好な自然環境を保持し、森林と人との共生を推進します。

●里山や農地の保全と整備・活用及び都市近郊農業の振興【産業振興課・農業委員会】

優れた緑地景観を持ち歴史的、文化的遺産と一体となった里山について、良好な自然環境を保持し、森林と人との共生を推進します。

また、兼業農家の持続的経営を確保するため、多様な担い手の育成や米作と他作物の生産を組み合わせた都市近郊農業を推進するとともに、農業への理解や健康増進のための市民農園の利用を促進します。併せて、農地利用の適正化に向けた農地パトロールを実施します。

●環境保全型農業の推進【産業振興課】

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の低減に配慮した持続可能な農業を推進します。

●有害鳥獣[※]及び野生動物対策【産業振興課、環境課、防災安全課】

近年増加するイノシシやアライグマなどの有害鳥獣による農作物への被害防止のため、近隣市町と連絡及び連携を図りながら対策を行います。また、人に危害を与えるおそれがある野生動物の出没情報があった場合は注意喚起のための情報発信に努めます。

※ 法令による有害な鳥獣の定義はないが、一般的には人間生活に対し、生命的、経済的に害を及ぼすものを有害鳥獣といい、鳥獣本来の食性によって人、家畜、農作物、樹林、農林水産物等を食害するものが大部分。

表 22 有害鳥獣別捕獲件数の推移

種名	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
イノシシ (頭)	159	279	236	245	204	250
アライグマ (匹)	1	9	5	8	19	13
その他	5	0	0	0	0	1
計	165	288	236	253	223	264

[出典：産業振興課データ]

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課
史跡宝満山保存活用計画	令和 2 年～令和 11 年	令和 2 年	文化財課

③自然とのふれあいの確保

取組の方向性

人は自然とふれあうことで大きなやすらぎを得ることができ、また、地域のことを深く知ることができます。市民の地域への愛着を深めるためには、市民と自然とのふれあいの機会を増やすことが重要と言えます。本市には、宝満山、四王寺山、御笠川、鷺田川、社寺の巨樹・古木など、身近にふれあうことができる自然が多くあります。これらの場所を市民が訪れやすくしたり、そこで環境学習や遊びを行いやすくしたりする必要があります。

このため、森林や身近な里山、農地の保全を図るとともに、気候変動による暑熱への「適応^{※1}」対策として街路樹の整備、住宅の緑化を進めるなど、豊かなみどりとのふれあい空間づくりを進めます。また、歴史を感じさせる史跡地の持つ特性を生かし、市民参加の仕組みをつくりながら、みどりとふれあうことのできる史跡地の活用を図っていくことが求められています。花いっぱい運動等を展開することにより、おもてなしの心による史跡地の活用を継続しみどりのネットワーク^{※2}づくりを進めます。

また、美しい河川を保全し創造するために、全国的に進められている「多自然川づくり^{※3}」の考え方に基づいた、生きものがすみやすく、人が親しみやすい水辺づくりの取組を、河川の改良・改修時に県と連携して進めていきます。

- ※1 気候変動（地球温暖化）対策として、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間のあり方を調整すること。もう一つの対策は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するなどの「緩和」である。
- ※2 水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、都市に自然を取り戻し、生き物とのふれあいや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。
- ※3 河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせてうつくしい自然環境を保全あるいは創出する河川整備。河川改修等に当たって、瀬と淵を保存または再生し、法勾配は緩勾配とし、植生や自然石を利用した護岸を採用するなどが主な内容。



花いっぱい運動（水城跡）



御笠川生きもの探検隊



高雄公園ビオトープ観察会



ため池

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
公園の箇所数	130箇所 (平成21年度)	137箇所 (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	建設課

市民やNPOに期待される役割

- 自宅にみどりを少しでも増やす努力をするとともに、それらを美しく保ちます。
- 川やため池等の水辺やそこに生きる生きものに親しむとともに、人にも生きものにも気持ち良い環境とするため、清掃活動に参加します。
- 公共空間の緑化活動、公園管理の自主的取組などに参加します。
- NPOは、これまで実施してきた「まちのみどりの保全・創出活動」を発展させるなどして取組を行います。

事業者期待される役割

- 工場、事業所などで、敷地緑化、屋上緑化、壁面緑化などに取り組みます。
- 事業所周辺の公共空間の緑化活動、公園や緑の管理などに積極的に参加します。
- 開発や建築の際は、既存の樹木の活用を図り、大木や鎮守の森などを保全します。

行政の具体的な取組

●公園の整備【建設課】

市内の公園については、地域住民が愛着を持てる公園の再整備を行います。また、高雄公園内のビオトープ池は、自然とのふれあいの場として適切な維持管理を行います。

●交流施設整備【都市計画課】

四王寺山麓を舞台に活動している環境保全団体、史跡解説団体など多様な活動団体が情報共有できる場の整備を検討します。

●花いっぱい運動の推進【産業振興課、文化財課】

水城跡や観世音寺周辺などの史跡地にて花いっぱい運動に取り組めます。

●みどりのネットワークづくり（沿線の街路樹の保全と活用等）【建設課】

街路樹や公園のみどりは良好な景観の形成や野生生物の生息空間として、また、市民や来訪者のまち歩きの際の良好な景観や涼しい木陰として、宅地内のみどりとともに沿道等の街路樹の保全と活用を図りつつ、みどりのネットワークづくりを進めます。

●多自然川づくりの推進及び河川・水路など親水性に配慮した水辺空間の整備【建設課】

河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮する多自然川づくりを推進するとともに、美しい自然環境を保全あるいは創出するために、親水性のある水辺空間や防災・減災（Eco-DRR）の視点にも配慮し整備を進めます。福岡県管理の河川の整備にあたっては、河川の改良や改修時に、県と協議を行いながら、水辺の環境整備を進めます。

●ため池の保全と活用【建設課、環境課】

ため池は、水を蓄える、ヒートアイランド現象[※]の抑制、水量の調節（洪水抑制等）の機能を有するほか、絶滅危惧種の生息や野鳥の飛来地であるなど、生物を育む貴重な場となっています。そのため耐震調査及び改修工事や特定外来生物の駆除など外来生物対策に取り組み、総合的にため池の保全と活用を進めていきます。

※ 都市域において、人工物の増加、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われる割合の増加、それに伴う自然的な土地の割合の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻くため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

●市民やNPO等の河川美化活動への支援【環境課、地域コミュニティ課】

市民やNPO・ボランティアなどによる河川の花美化活動への支援に努めます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府市緑の基本計画	平成 14 年～	平成 14 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり（太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画）	平成 22 年～	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課

(4) 気候変動対策



関連する SDGs のゴール

①脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

取組の方向性

人間活動の拡大によって、温室効果ガスの排出が増大し、地球温暖化は進行し続けており、平均気温上昇約1℃の現在でも既に豪雨災害の多発など多大な影響が顕在化しています。今後さらに影響が増大することが懸念されており、まさに気候変動の非常事態にあることを踏まえ、パリ協定において合意された目標^{*1}から更に踏み込んで、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとし、平均気温上昇幅を1.5℃以内に抑えることが必要です。本市においても、令和3年6月25日に気候非常事態ゼロカーボンシティ宣言を発出し、2050年に温室効果ガスの排出量を実質的にゼロ^{*2}とすることを目標とした長期的な取組を進めます。

主要な温室効果ガスである二酸化炭素(CO₂)^{*3}の排出を抑制するため、市民や事業者に対して、環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルを促し、地球温暖化防止の情報の提供及び啓発を通じて、日常生活や事業活動においてエネルギーの消費抑制、効率利用を心がけるなど、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、本市は、幹線道路や鉄道といった広域交通の利便性が高いものの、観光地であることから地域内交通において自家用自動車の利用が多く、それらによる渋滞が見られます。その一方で、鉄道利用者数は全体的に減少傾向にあり、また、歩行ネットワークの不足を指摘する市民の声もあります。このような状況の中、自動車は、本市からの二酸化炭素(CO₂)の最大の排出源となっています。

本市における交通渋滞は、観光目的など、主に来訪者による自動車交通が原因となる特異なものであるため、ライブカメラによる道路状況の配信や市内駐車場の満空情報の配信、道路改良・拡幅を進めており、今後も円滑な交通処理の方策などの渋滞緩和策に取り組みます。また、来訪者に対する公共交通の利用促進策を検討するなど、そのための取組を進めていきます。

※1 平均気温上昇を2℃より十分低く保つため、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※2 CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。令和3年の改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、このような均衡が保たれた社会を「脱炭素社会」と呼ぶと規定している。

※3 石炭、石油などを燃やすことにより発生する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が温室効果を促進するおそれがあるとして、発生量の抑制対策などが進められている。

関連データ

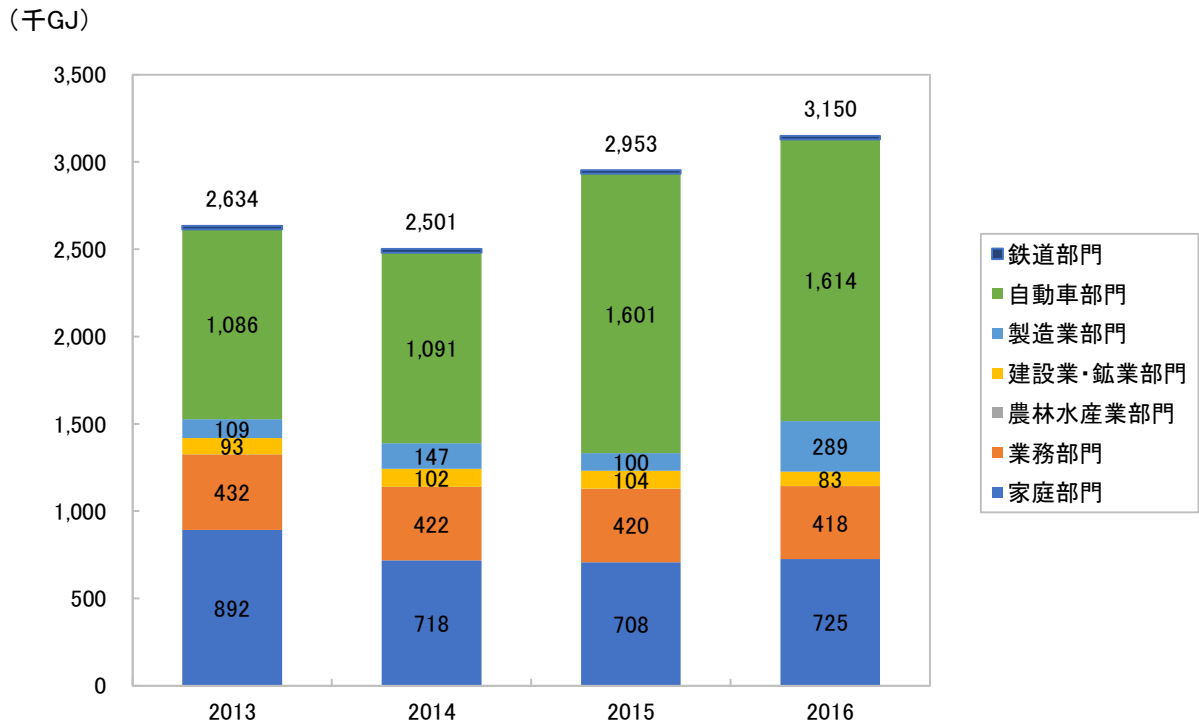


図 14 太宰府市域のエネルギー消費量

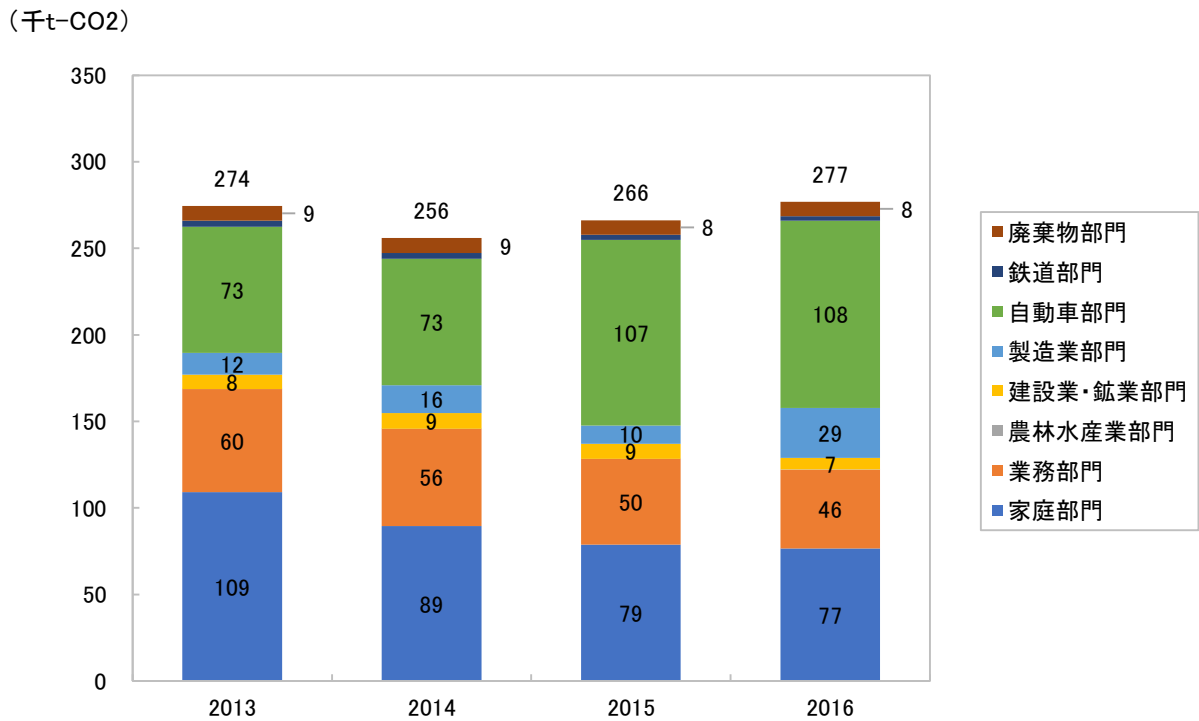


図 15 太宰府市域の二酸化炭素排出量



ごじょう保育所太陽光発電施設



太宰府市総合体育館太陽光発電施設

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
市域の二酸化炭素 (CO ₂) 排出量 ^{注1}	—	277 千トン (平成 28 年度)	148 千トン (令和 12 年度)	環境課
省エネルギー・省資源を実践している市民の割合	82.1% (平成 21 年度)	87.8% (令和元年度)	89.0% (令和 12 年度)	環境課
エコ事業所の登録数	13 件 (平成 21 年度)	40 件 (令和元年度)	45 件 (令和 12 年度)	環境課
エコファミリーの登録数 ^{注2}	67 件 (平成 21 年度)	396 件 (令和元年度)	200 件 (令和 12 年度)	環境課
外出の際に、なるべく自動車を使わず、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用している市民の割合	62.7% (平成 21 年度)	20.4% (令和元年度)	36.0% (令和 12 年度)	環境課
市内の道路が渋滞なく円滑に移動できると感じる市民の割合	28.0% (平成 21 年度)	48.7% (令和元年度)	60.0% (令和 12 年度)	建設課
庁舎や学校等の公共施設における排出二酸化炭素 (CO ₂) 換算量	3,539 トン (平成 21 年度)	3,400 トン (令和元年度)	2,506 トン (令和 12 年度)	環境課

注1 市域の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、算定方法を変更しているため、第三次計画策定時を「—」としています。

注2 エコファミリーの登録数は、アプリへの移行に伴いリセットされているため、目標値の方が少なくなっています。

市民やNPOに期待される役割

- 省エネ・低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルの選択など、賢い選択「COOL CHOICE」を実践します。
- 電気はこまめに消す、冷暖房は強くしすぎないようにする、使わないコンセントを抜くなど、家庭での省エネ行動を行います。
- 「ふくおかエコファミリー応援アプリ (エコふぁみ) ^{※1}」または、「ふくおかエコライフ応援 book^{※2}」を参考に、電気やガス、水道使用量の削減など、省エネルギー・節電に取り組む「エコファミリー」に参加します。
- LED^{※3} 照明などの省エネ型機器への買い替えなど高効率エネルギー設備の導入や断熱化を行います。

- 太陽光発電システムなど再生可能エネルギー設備を導入し、家庭で創エネ^{※4}を行います。
- 自家用車はエコドライブで運転します。
- 自家用車を買うときはエコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車）を選びます。
- 外出の際にはなるべく自家用車を使わず、徒歩、自転車、バスや電車などの公共交通機関を利用するよう心がけます。また、コミュニティバス「まほろば号」を利用します。
- 地域の祭りなどを開催する際は、ごみの分別の徹底や過度に照明を使用しないなど、環境への配慮に努めます。
- 環境負荷の指標であるフードマイレージを考慮した商品選択を行います。
- NPOは、これまで実施してきた「温暖化対策普及・啓発活動」を発展させるなどして取組を行います。

※1 省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民（エコファミリー）を支援する福岡県公式の環境アプリ。九州7県のキャラクターたちと一緒に、地球環境にやさしい活動に取り組み、ポイントを貯め、ポイントが貯まるとプレゼントの抽選に参加できる。

※2 環境家計簿様式の資料。環境に配慮した暮らしの目安になるもので、記入することで毎月の水道・光熱費の使用量、ごみの排出量などが一目でわかるようになっている。これらをチェックすることで、日常生活でどのくらいのエネルギーを使っているか、二酸化炭素を出しているかを知ることができる。

※3 Light Emitting Diode（発光ダイオード）の略称で、電気を流すと発光する半導体の一種。白熱電球・蛍光灯と比べて消費電力が非常に少なく、寿命が非常に長いという特長がある。

※4 一般家庭や企業、自治体において太陽光発電システムや燃料電池などを設置して、自らエネルギーを創り出すこと。

事業者には期待される役割

- 温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育を行います。
- 冷房や照明の適正化、昼休みの消灯など、オフィスや事業場での省エネを進めます。
- 事業所は、採光、通風、断熱などに配慮した環境共生型の施設にし、また、太陽光、燃料電池、コージェネレーション^{※5}、廃熱利用等の省エネ・新エネ設備を導入します。
- 「エコ事業所」や「エコアクション21^{※6}」に取り組み、環境負荷の少ない事業活動を進めます。
- 徒歩、自転車、公共交通機関を利用した通勤や観光を促進します。
- 営業車や社用車はエコドライブで運転します。
- 営業車や社用車を導入するときはエコカー（低公害車、低燃費車、電気自動車、燃料電池車）を選びます。
- 配送システムなどの物流の効率化を図ります。
- 公共交通事業者は、高齢者や障がいを持っている人をはじめすべての市民が利用しやすい公共交通サービスの提供に努めます。
- イベント等を開催する際は、ごみの排出削減やLEDを使用するなど、環境への配慮

に努めます。

※5 発電と同時に発生した排熱も利用して冷暖房や給湯等の熱需要に利用するエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

※6 ISO14001 認証取得が資金等の面で困難な中小企業等の幅広い事業者が利用できるよう環境省が作成した「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ことの認証・登録制度。

行政の具体的な取組

●市民への省エネ対策の促進【環境課】

広報だざいふやイベント等で啓発を行うとともに、出前講座や地域活動において実施される省エネルギーに関する研修や取り組みを支援します。

●事業者への省エネ対策の促進【環境課】

温暖化防止の必要性の認識を高めるための社員教育や事例等の情報提供、啓発による省エネルギー対策の取組を促進します。

また、環境省が進めている「エコアクション 21」の取組や福岡県が進めている「エコ事業所登録」を事業者に対して普及啓発します。

●太陽光発電^{※1}などの再生可能エネルギー導入の促進【環境課】

市民や事業者に対し、情報提供や啓発の充実を図りながら、エネルギー消費にともなう環境負荷の低減を図るための太陽熱利用システムや太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー導入の促進を図ります。

※1 シリコン半導体の光電効果を利用して、太陽の光を直接電気エネルギーに変換するもの。太陽エネルギーは無尽蔵であるほか、二酸化炭素(CO₂)や汚染物質を出さないクリーンさが注目されている。

●地球温暖化防止活動推進センター^{※2}及び近隣自治体等との連携【環境課】

福岡県の指定機関である「地球温暖化防止活動推進センター」や地球温暖化防止活動推進員^{※3}と連携し、各種イベントや地域活動などの機会をとらえて市民や事業者に対する省エネルギーや再生可能エネルギーの啓発を行います。

また、福岡県筑紫保健福祉環境事務所や近隣市町と連携し、広域的な取組を行います。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、福岡県知事から県内の地球温暖化対策に関する普及啓発の拠点として指定された機関。

※3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて県知事が委嘱し、温暖化対策に関する家庭や地域における取組を促進するための普及啓発を行う。

●市内の大規模事業所への啓発【環境課】

多量のエネルギーを使用する工場、スーパー及び学校等の大規模事業所に対して「エコ事業所」の参加呼びかけやエコ診断等の周知、活用促進を行います。

●交通渋滞対策【建設課、都市計画課】

地域や警察等の関係機関と協議し計画的な幹線道路整備や交通渋滞箇所の交差点の改良を進めるとともに、地域や県公安委員会と協議しながら、順次交通規制による円滑な交通処理を推進します

また、必要に応じてライブカメラの増設や満空情報の配信をするなど、太宰府天満宮や竈門神社周辺における交通渋滞対策を行います。

●自動車から公共交通、自転車への利用転換の促進【都市計画課、建設課】

自動車の使用抑制及び渋滞緩和による二酸化炭素排出量削減のため、自動車から公共交通や自転車に利用転換するための施策を検討します。また、現在整備しているパーク・アンド・ライド^{*1}駐車場や自転車駐車場を適切に管理し、利用促進を図ります。

※1 鉄道などのターミナル駅の周辺の駐車場を整備・活用して、自家用車と公共交通機関との乗り継ぎ利便性を高めることにより、自動車利用を減らして公共交通機関利用を促進し、自動車からの環境負荷や市街地の渋滞緩和を軽減する方策。

●エコ・オフィスの推進【管財課、環境課】

クールビズ^{*2}やウォームビズ^{*3}の徹底による電力使用の抑制をはじめ、消耗品や備品などのグリーン購入^{*4}の促進、ごみの減量、上水道の節水など、二酸化炭素(CO₂)の排出抑制に努めます。

また、電力契約にあたっては、温室効果ガス排出係数も考慮します。

※2 冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

※3 暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。

※4 製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

●環境に配慮したイベント等の開催【関係課】

イベント等を開催する際は、廃棄するごみの分別を徹底することや、使用する照明はLEDを使用するなど、環境に配慮します。

●環境に配慮した公用車の導入【管財課】

公用車の新規購入に際して、電気自動車などの環境に配慮した公用車の導入を進めます。

●環境に配慮した公共施設への転換【管財課、観光推進課、文化学習課、文化財課】

公共施設については、施設や設備の機能更新時に、省エネ対応など環境に配慮した施設への転換を図ります。また、再生可能エネルギー導入に向けた調査研究を進めます。

●地球温暖化対策実行計画区域施策編及び気候変動適応計画策定の検討

太宰府市域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を定める「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応に関する施策を推進するための「気候変動適応計画」の策定を検討します。

関連計画

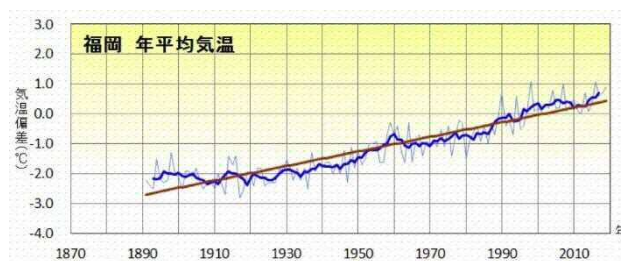
計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市地球温暖化対策実行計画【第5期】 (事務事業編)	令和3年～令和7年	令和3年	環境課
太宰府市地域防災計画	平成26年～	平成26年	防災安全課
太宰府市公共施設等総合管理計画	平成29年～	平成29年	管財課

②災害被害軽減などの適応策の策定・実施

取組の方向性

気候変動の影響は、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響など、私たちのくらしのさまざまなところに既に現れています。

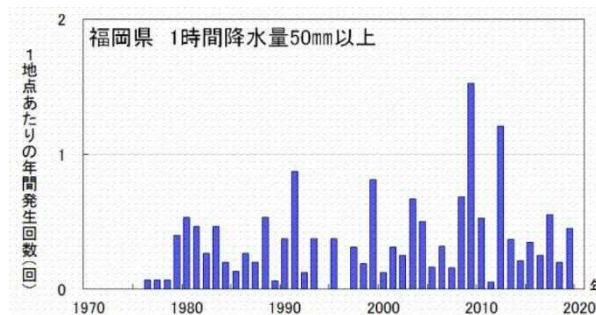
長期的な脱炭素社会の実現の取組を進めるとしても、当面は気候変動の影響の増大が避けられない見込みです。温室効果ガスの排出量を抑制するための「緩和策」などに加えて、これからの時代は、市域にのみならず、関係機関と広域的に協働しながら、気候変動の影響に対応して生活を守るための持続可能な「適応策」を実施し、気候変動による市民生活や社会経済活動への被害を可能な限り抑える取組を進めます。



※青細線：各年の年平均、青太線：5年移動平均、赤線：長期変化傾向

[出典：「九州・山口県の気候変動監視レポート2019」（福岡管区气象台）より]

図 16 福岡の年平均気温変化



[出典：「九州・山口県の気候変動監視レポート2019」（福岡管区气象台）より]

図 17 1時間降水量 50mm 以上の年間発生回数の経年変化

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
日頃から災害に備えている市民の割合	47.4% (平成 21 年度)	48.3% (令和元年度)	65.0% (令和 12 年度)	防災安全課
雨水幹線整備率	81.5% (平成 21 年度)	88.4% (令和元年度)	92.3% (令和 12 年度)	上下水道施設課

市民やNPOに期待される役割

- 気象災害に備えるために、天気予報や防災アプリを確認したり、洪水被害予想地図（ハザードマップ）や避難経路を確認します。また、災害発生時には地域で助け合います。
- 地域の防災力向上のため、日頃からご近所などとのコミュニケーションを図ります。（近隣の独居高齢者など災害時要支援者の確認など）
- 大雨の被害や水不足を減らすため、家庭やビルで雨水貯留タンク^{※1}や、雨水浸透ます^{※2}の設置など雨水の有効利用を行います。
- 熱中症を防止するために、水分・塩分補給をこまめにしたり、エアコンを適切に使用します。また、高齢者の方には、地域で声かけを行います。
- 感染症にならないよう、虫刺されに気を付けたり、身の回りの水たまりで蚊が発生しないように注意します。

※1 建物の屋根に降った雨水を貯留して雨水の流出を一時的に抑制する施設。

※2 雨とい等から流入してくる雨水を受けるバケツのような「枡（ます）」で、側面および底面に浸透孔から雨水を地中に浸透させる構造のもの。

事業者期待される役割

- 事業全般に及ぼす気候関連のリスクと機会等を評価します。
- 気象災害発生時の被害予防、早期復旧を図ります。
- 防災訓練への参加など、地域の防災活動に積極的に参加します。
- 災害時の緊急資材・食料の提供やライフラインの確保などについて市に協力します。
- 気候変動関連の市場ニーズを反映した商品開発を行います。
- 気候変動影響に対する原材料調達の安定化を図ります。
- 気候変化による操業コスト等の影響を軽減します。
- 熱中症等による従業員への影響を予防します。
- 気温上昇等による周辺環境への影響を防止します。

行政の具体的な取組

● 気候変動適応センターとの連携【環境課、関係課】

福岡県の指定機関である「福岡県気候変動適応センター^{※3}」と連携し、地域特性に応じた気候変動の予測や影響（自然災害、健康、農業等）、適応策に関する情報を発信していきます。

※3 福岡県が「気候変動適応法」（平成30年12月）に基づき、設置したセンター。気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、県内各地における気候変動影響の予測や、気候変動影響による被害を防止・軽減するための適応策の先進事例などについて、自然災害や健康、農林水産業などの分野別に取りまとめ、市町村や県民、事業者発信することで、県内における適応策を推進する。

●**熱中症に関する普及啓発【元気づくり課】**

熱中症に関するポスター等を掲示し、熱中症への注意喚起を行うとともに、年配者への近隣からの声かけの取組を検討します。

●**熱中症警戒アラート伝達システムの検討【関係課】**

熱中症予防のための新たな情報伝達システムの導入等電子媒体を活用した情報発信を検討します。

●**感染症に関する普及啓発【元気づくり課、子育て支援課】**

日本脳炎などの感染症予防接種の勧奨を広報に掲載し、感染症への注意喚起を行います。

●**水道インフラにおける緊急時連絡管の整備【上下水道施設課、上下水道課】**

二つの配水池をつなぎ、緊急時の水道安定供給を目指すとともに、重要連絡管を水害等の自然災害にも耐えられる耐震管に更新します。

●**気象災害への対策の強化【防災安全課】**

風水害、地震、森林火災などの防災対策として、ハザードマップや避難訓練などを通じて、防災意識を啓発します。また、災害発生時の事業者との連携・協力体制を構築します。

●**地域防災計画の見直し【防災安全課】**

防災体制の充実・強化を図るため、地域防災計画を見直します。

●**自主防災組織の育成【防災安全課】**

防災は初期活動における近隣や地域社会との連携・協働がきわめて重要であることから、各自治会における自主防災組織の育成、強化を図ります。

●**防災施設の整備・充実【防災安全課】**

避難所となるコミュニティセンターの整備を行います。

●**治山・治水の推進、促進【産業振興課、建設課】**

近年の気候変動による集中豪雨等への「適応」対策として、主要な河川及び山系にかかる治山・治水等のハード対策を県に要望していきます。

●**雨水幹線の整備推進と洪水調整施設の整備検討【上下水道施設課】**

集中豪雨などの被害地域を中心に、計画的に雨水幹線の整備を進めるとともに、洪水を緩和するための調整機能等を有した施設整備を検討します。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市地域防災計画	平成 26 年～	平成 26 年	防災安全課
太宰府市水防計画	平成 13 年～	平成 13 年	防災安全課

③オゾン層保護対策

取組の方向性

オゾン層^{※1}の破壊の主な原因とされているフロンは、安価で扱い易く、人体へも害が小さいため、冷蔵庫やエアコンの冷媒や、スプレーの噴射剤などに使用されてきました。

しかし、オゾン層の破壊が確認されてからは、フロン等のオゾン層破壊物質は世界的に生産が規制されるようになりました。規制を受けて、オゾン層を破壊しない代替フロン^{※2}と呼ばれる物質が開発され、さまざまな用途に使われています。

しかし、フロン、代替フロンは、強力な温室効果ガスでもあります。特に、代替フロンである HFC（ハイドロフルオロカーボン^{※3}）などは、京都議定書の削減対象物質となっており、それらの排出抑制が必要です。

フロン類の大気中への放出を防ぐため、「フロン排出抑制法^{※4}」、「家電リサイクル法」及び「自動車リサイクル法^{※5}」に基づき、フロン類の回収・適正処理を進めていきます。

※1 地上から 10-50km 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン (O₃) が豊富な層のこと。ここで生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しているほか、地球の気候の形成に大きく関わっている。

※2 HFC（ハイドロフルオロカーボン）、PFC（パーフルオロカーボン）を代替フロンと呼ぶ。このうち政令で定められたものは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」において温室効果ガスとして掲げられている。

※3 冷蔵庫などの冷媒として利用されていた特定フロン（CFC、HCFC）がオゾン層を破壊することから、その代替として使用されはじめた物質。HFC はオゾン層の破壊はしないものの、二酸化炭素の数百から数万倍の温室効果があり、地球温暖化の原因となっている。

※4 正式名称は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。代替フロン HFC の環境中への放出量の急増や、冷凍空調器からのフロン類の回収率の低迷や機器使用中の漏えい量が多いことの判明などに鑑み、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が講じられるよう、フロン回収・破壊法を大幅に改正するとともに名称も改めて制定された法律。

※5 正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律。

成果指標

成果指標なし

市民やNPOに期待される役割

- 冷蔵庫やヒートポンプ式*電気給湯機を買う時はノンフロン製品を選びます。
- 家庭用の冷蔵・冷凍庫やエアコン、洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する時は、家電小売店等に回収を依頼し、収集・運搬料金とリサイクル料金を支払います。
- 自動車を廃棄する時は、登録を受けた引取業者に引き渡します。

※ 少ないエネルギーで、空気中などから熱を集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のこと。エアコンや冷蔵庫などに利用されている省エネ技術。

事業者期待される役割

- 冷蔵庫や冷凍庫、ヒートポンプ式電気給湯機、自動販売機を購入・更新する時はノンフロン製品を選びます。
- 建築物の断熱材はノンフロン製品を選びます。
- 業務用の空調機器・冷凍機器（ビル空調・食品のショーケース、冷凍・冷蔵庫等）を使用するビルオーナー、商店主等は、点検、修理依頼、記録等を通じて使用時漏えい対策に取り組みます。
- 業務用の空調機器・冷凍機器（ビル空調・食品のショーケース、冷凍・冷蔵庫等）を廃棄する時と整備する時は、登録を受けたフロン類充填回収業者にフロン類の回収を依頼します。

行政の具体的な取組

●フロン対策【環境課】

家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、適正なフロン回収・破壊がされるよう、事業者に対して監督強化を図るとともに、フロン類排出抑制法に基づく国・県の取組への協力を行います。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第四次太宰府市一般廃棄物処理基本計画	令和3年～令和17年	令和3年	環境課

(5) 歴史・景観まちづくり



関連する SDGs のゴール

①市民遺産・歴史・文化の保全と活用、交流の促進

取組の方向性

古代から連綿と受け継がれてきた本市固有の歴史文化や風土を伝承するため、本市の文化財保護のマスタープランである「歴史文化基本構想」を基礎とし、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律^{*1}」を有効活用し、本市の文化遺産をいかしたまちづくりに努めます。具体的には、文化遺産の総合的把握の取組により、文化遺産の価値の発見、更新を行い、これら文化遺産をデータベース化することにより、まちづくりの根拠として生かします。また、大宰府跡など本市を代表するエリアを重点地区に設定し、歴史の散歩道やその周辺も含め歴史的風致の維持向上に努めます。

さらに、歴史的価値がある通りとそのまちなみの核となるものを位置づけ整備していくとともに、特別史跡「大野城跡」や「大宰府跡」などの本市の財産である史跡を、市民をはじめ来訪者が散策できるよう、これらにつながる道を整備していきます。また、地域活性化複合施設や観光道標の整備により、観光客や市民の利便性を高めていくとともに、観光客と市民がふれあう空間が、より快適になるよう取り組みます。

また、歴史的建造物、庚申塔^{*2}（こうしんとう）、恵比寿様などの文化遺産は、市街地の景観を構成している重要な資源です。ところが、建築物の建て替えや道路工事などに伴い、いつの間にかその姿が無くなってしまふことがあります。そのため、主要な市街地における地域固有の歴史的環境を維持向上していくため、ソフト及びハード事業を展開していきます。これは、本市の歴史資源を点から線へと結び、回遊性を持たせる取組です。

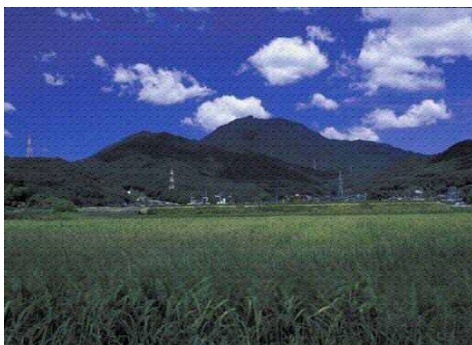
一方、太宰府天満宮周辺の駐車場の増加による景観の悪化も指摘されており、このような歴史的雰囲気や景観を阻害する場所の修景なども必要となっています。

本市には、令和3年3月に我が国最初の史跡に指定されて100年の節目を迎えた大宰府跡と水城跡など、古代日本の形成に深く関わりがある重要な史跡が広く点在しており、その面積は、市域の約16%を占めています。悠久の歴史を刻む遺跡とその周辺環境は、太宰府の原風景であり、また史跡とともに歩んできた本市の100年の歴史を物語るものです。これら貴重な文化遺産は、人々によって守り、育まれてきたものであり、確

実に将来へ継承していくことが必要であり、併せて、国民共有の財産として捉え、その価値を還元していくことが求められています。このため、文化財をより身近に感じてもらえるよう、地域住民等との協働のもと、文化財を地域の核として保存と活用を図ることにより、本市の伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりを推進します。

また、本市には、大宰府跡をはじめとする8つの史跡や未だ知られていない多くの文化遺産が眠っています。さらに、文化財としての位置づけのない文化遺産は、中世や近世を起源とする集落や農地、山林、溜池、旧道や水路等がこれら史跡に覆いかぶさるよう展開しているものです。今も人々の日常生活は、文化遺産とともに営まれています。史跡の保存管理及び整備については、史跡のみに目を向けるのではなく、地域住民の生活を包含した視点からも、史跡地の環境を保全することが求められています。今後は、令和発祥の都として、元号の名のとおりに美しい調和を基調とし、史跡地を含む周辺地域を一体的なものとして捉え、自然環境保全に努め、人と文化遺産の共存が継続できるよう、関係部署と連携を図り生活環境づくりを推進します。

- ※1 この法律のもとで、歴史的風致の維持・向上の方針や文化財の保存又は活用に関する事項等を定めた「歴史的風致維持向上計画」を市町村が策定し、国の認定を受けることにより、歴史（文化財保護）や景観（街なみ環境整備や屋外広告物）等さまざまなまちづくりの事業に対して国の支援が受けられる。
- ※2 中国から伝来した道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた塔のこと。江戸時代以降、村の入口や街道沿いに置かれたが、拡張工事等によって多くが撤去、移転されるケースが増えている。



宝満山



水城跡

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
文化遺産情報に掲載された文化遺産の数	700件 (平成22年度)	1,162件 (令和元年度)	1,300件 (令和12年度)	文化財課
これまでに修理・修景された歴史的建造物の数(累計) ^注	0件 (平成22年度)	16件 (令和元年度)	26件 (令和12年度)	都市計画課
史跡地公有化率	52.1% (平成21年度)	68.4% (令和元年度)	73.0% (令和12年度)	文化財課
市指定文化財の指定件数	10件 (平成21年度)	32件 (令和元年度)	37件 (令和12年度)	文化財課
市民遺産の認定件数	0件 (平成21年度)	15件 (令和元年度)	20件 (令和12年度)	文化財課

注 これまでに修理・修景された歴史的建造物の数は、年度ごとの数ではなく、累計に変更しています。

市民やNPOに期待される役割

- 地域のお祭りなどに参加したり、郷土文化や伝統芸能の保存活動を行うなどして、まちの歴史的雰囲気への継承に貢献します。
- 庭にウメやヤマツツジなど万葉集ゆかりの植物を植えるなどして、自宅周辺の歴史的景観づくりを行います。
- 歴史的な通りやまちなみの整備に協力します。
- 自分たちが大事と思う文化遺産や、残してほしいものの情報を市に提供します。
- 文化財や文化遺産を大切に、伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりに協力します。
- NPOは、これまで実施してきた「史跡に関するまちづくり活動」を発展させるなどして取り組めます。

事業者期待される役割

- 歴史的な通りやまちなみの整備に協力します。
- 歴史的市街地内では緑化を行い、潤いのあるまちなみの創造に協力します。
- 文化財や文化遺産を大切に、伝統的な文化を活用した魅力あるまちづくりに協力します。

行政の具体的な取組

● 歴史的建造物や史跡の修理・修景【都市計画課、文化財課】

歴史的建造物や史跡は重要な景観資源です。これを修理・修景することにより、歴史的風致を保全育成します。

●**歴史的な通りとまちなみの整備【都市計画課】**

歴史と伝統を反映した人々の営みが残っている通りやまちなみを、生活感のある活きた歴史資源として整備していきます。

●**歴史的市街地の緑化推進【都市計画課】**

歴史的市街地内にある空地や駐車場は、まちなみの連続性を損なうことから、このあき地や駐車場を緑化し、潤いのある歴史的市街地を創造します。

●**「歴史の散歩道」の再整備【都市計画課】**

史跡の解説広場、防護柵等の整備や修景を行うことにより、楽しく歩き、歴史資源を巡ることのできる歩行者空間として再整備します。

●**歴史的な道筋におけるサイン等の整備【都市計画課、観光推進課、文化財課】**

神幸式の行列が歩くどんかん道やさいふまいりの人々が歩く旧日田街道などにサインを設置することで、そこが歴史的な道であることが多くの市民や来訪者に認識され、散策を促す空間となるように整備を行います。

●**史跡地公有化事業【文化財課】**

市内8つの史跡の保存と活用を推進するため、国、県の補助を活用し、史跡地の公有化を行います。

●**史跡地管理事業【文化財課】**

史跡地を良好な状態に保つため、史跡環境保全のための取組を継続的に行うとともに、現状変更許可申請などの手続きに際し、適正化を進めます。

●**大宰府跡等整備事業【文化財課】**

史跡地内の広場の整備を行い、解説板の設置を進めるとともに、古い解説板のリニューアルも行います。

また、水城跡の周知化を図りながら保存と活用を推進していきます。土塁については保存を第一とし継続的な維持管理を行い、来訪者の利便性を高めるために、多目的広場や園路の整備を進めます。

●**市民遺産の活用推進【文化財課】**

太宰府市民遺産活用推進計画に基づき、「文化遺産をそのものとして見守る」、「文化遺産を文化財として保護する」、「文化遺産を太宰府市民遺産として育成する」ための取組を推進していきます。

また、市民遺産の普及啓発活動を行うとともに、市民全体で文化遺産を保存活用していく持続的な取組を推進するため、団体の支援を行います。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課
太宰府市文化財保存活用地域計画（仮称）	令和 3 年～	令和 3 年	文化財課
太宰府市民遺産活用推進計画	平成 28 年～令和 3 年	平成 23 年	文化財課
特別史跡水城跡保存整備基本設計	平成 27 年～令和 7 年	平成 27 年	文化財課
大宰府関連史跡に関する保存活用方針	平成 28 年～	平成 28 年	文化財課
大宰府跡客館地区整備基本構想	平成 28 年～	平成 28 年	文化財課
特別史跡大宰府跡保存活用計画	平成 29 年～令和 9 年	平成 29 年	文化財課
史跡宝満山保存活用計画	令和 2 年～令和 11 年	令和 2 年	文化財課
太宰府市観光推進基本計画	令和元年～令和 5 年	平成 31 年	観光推進課

②景観資源の保全

取組の方向性

本市は1,300年にわたる時代の積層を持つ「歴史のまち」です。太宰府らしさを感じさせる景観には大宰府跡、太宰府天満宮、観世音寺、水城跡、竈門(かまど)神社、戒壇院などの多くの文化財・文化遺産があげられ、また、豊かな自然環境に恵まれており景観に関する市民の評価も高くなっています。一方で、「大規模な建物等の色彩」、「幹線道路沿道の屋外広告物」が目立つことや、中層マンション周辺の戸建て住宅への配慮や背景の山並みとの調和が問題となっています。さらに、景観は一つの市町村で完結するものではないため、筑紫平野全体の市町と協力して景観まちづくりを進めていくことも課題です。このため、みどり豊かな歴史のまちのイメージに影響を与える建築行為や開発行為等に対して、周辺環境と調和した規模、配置、形態意匠等となるような基準をつくり、誘導を図っていきます。

特別史跡大野城跡をはじめ大宰府跡や水城跡は、本市のみどり豊かな歴史景観を形成する重要な要素となっています。これら貴重な歴史景観を適切に保護するため、新たに行為規制等を設ける必要があります。ただし、一律に行為規制を設けるのではなく、文化遺産の周辺環境や特性、地域性に応じたものとなるよう工夫を図るとともに、そこに住む人々の文化的な生活にも適応したものとなるよう施策を講じていきます。



歴史的建造物や史跡の修理・修景
(日吉神社)



たざいふ景観・市民遺産フェスタ

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
自然が美しいと感じられる市民の割合	85.5% (平成21年度)	89.3% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課
歴史的景観が美しいと感じられる市民の割合	91.3% (平成21年度)	93.7% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課
良好なまちなみと感じられる市民の割合	76.8% (平成21年度)	87.9% (令和元年度)	現状維持 (令和12年度)	都市計画課

市民やNPOに期待される役割

- 家の形・素材・色等を、「太宰府市景観計画」の地域ごとの景観形成・育成基準に基づき、太宰府の自然や歴史になじんだものにします。
- みどりあふれる良好な景観づくりを行います。
- 景観協定を結ぶなどして、地域ぐるみでの景観向上に取り組みます。

事業者期待される役割

- 事業所の建物や屋外広告物の形・大きさ・素材・色を、太宰府の自然や歴史になじんだものにします。
- 事業所敷地内の緑化を進め、良好な景観形成に協力します。

行政の具体的な取組

●景観・市民遺産育成団体の登録【文化財課、都市計画課】

景観協定の締結や市民遺産の提案など、具体的な活動を行っていく最小単位の団体であり、組織の充実とともに多くの団体の登録を進めます。

●景観・市民遺産会議への支援【文化財課、都市計画課】

良好な景観形成と太宰府市民遺産の育成を併せて協議・調整する組織です。市民遺産の認定・変更などの活動を支援していきます。また、認定太宰府市民遺産の広報普及を積極的に行います。

●景観教育の推進【都市計画課】

良好な景観形成に積極的に取り組むとともに文化遺産の大切さを認識し、伝統を継承していく人材を育成するために、活動団体等と協力しながら幅広い世代を対象とした景観教育を推進します。

●顕彰制度の実施【都市計画課】

良好な景観形成や市民遺産の育成に貢献した個人や団体に今後のさらなる活発な活動を促し、他の個人、団体に模範となるように顕彰制度を実施します。

●緑地保全管理活動への支援【都市計画課、環境課】

みどりを身近に感じることができる良好な景観形成のために、市民やNPO、事業者が緑地を保全し管理するための活動を支援していきます。

●広告物景観育成地区における広告物基準の見直し【都市計画課】

太宰府市屋外広告物等に関する条例に基づき太宰府らしい広告景観を創造するため広告物景観育成地区における広告物基準は、必要に応じて見直しを行っていきます。

●景観協定の活用【都市計画課】

住民発意による良好な景観形成を進めるため、景観法に基づく景観協定の活用を図ります。

●高度地区の指定【都市計画課】

建築物の高さをルール化することにより、眺望景観の保全に取り組みます。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
第二次太宰府市都市計画マスタープラン	平成 29 年～令和 18 年	平成 29 年	都市計画課
太宰府の景観まちづくり（太宰府市景観まちづくり計画・太宰府市景観計画）	平成 22 年～	平成 22 年	都市計画課
太宰府市歴史的風致維持向上計画	平成 22 年～令和 4 年	平成 22 年	都市計画課
太宰府市緑の基本計画	平成 14 年～	平成 14 年	都市計画課
太宰府市歴史文化基本構想	平成 22 年～	平成 17 年 ・ 23 年	文化財課

(6) 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり



関連する SDGs のゴール

①環境教育・学習の推進

取組の方向性

深刻化・多様化・複雑化する環境問題を解決へ導いていくためには、次世代を担う子どもたち、現代を支えている人たちへの環境教育により知識を深め、一人ひとりがライフスタイルを見直し、体験を通じて実際の行動に取り組みやすくすることが大切です。そのことが日々の生活環境の向上、地域におけるパートナーシップの向上につながっていきます。また、環境教育・学習を効果的に進めるには、生涯学習活動や公民館活動などと連携した取組が必要です。



移動自然博物館事業



環境フェスタ



環境美化センター見学



出前講座

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
環境関係団体NPO法人等登録数	14 団体 (平成 21 年度)	14 団体 (令和元年度)	17 団体 (令和 12 年度)	環境課
こどもエコクラブの登録クラブ数	1 団体 (平成 21 年度)	2 団体 (令和元年度)	5 団体 (令和 12 年度)	環境課
環境学習会や環境講演会等に参加したことがある市民の割合	12.3% (平成 21 年度)	16.1% (令和元年度)	19.0% (令和 12 年度)	環境課
環境に関する出前講座プログラム数	－ (平成 21 年度)	7 講座 (令和元年度)	10 講座 (令和 12 年度)	環境課
環境活動を実施している自治協議会	2 自治協議会 (平成 21 年度)	2 自治協議会 (令和元年度)	4 自治協議会 (令和 12 年度)	地域コミュニティ課

市民やNPOに期待される役割

- 環境イベントや環境教室に積極的に参加し、知識を得ます。
- NPOは、これまで実施してきた「環境教育・学習活動」を発展させるなどして取組を行います。
- 次世代の子どもたちも安心して暮らせるよう、家庭や地域で「環境にやさしい知恵や技」を少しずつ身につけます。

事業者期待される役割

- 従業員の環境意識向上のための社内研修などを行います。
- 環境イベントを共催するなどして、環境教育・学習の機会提供に協力します。

行政の具体的な取組

- 環境教育・学習の効果的な取り組み【環境課、関係課】**
子どもから高齢者まで多様な世代が体系的かつ計画的に学ぶなど、環境教育・学習を推進するため、出前講座などの学習プログラムを作成し実行します。
- 小中学校における環境教育・学習の推進【学校教育課】**
小中学校では、環境問題に関する基礎的な知識の習得、環境を守る態度の育成をねらいとして、教育活動全体（各教科等）で実践的な環境教育・学習の取組を進めます。
- 移動自然博物館や副読本の提供【環境課、関係課】**
市内小学校にて、関係団体の協力のもと移動自然博物館事業を実施します。また、自然環境調査の結果を踏まえた副読本を作成し配布します。

●環境イベントなど学習機会の提供【環境課、関係課】

環境について考え、日々の行動につなげる体験型の環境教育・学習の機会づくりや場づくりとして、市民主体で取り組む環境イベントを開催します。

●環境施設見学会の開催【環境課】

環境施設の重要性を学習、認識し、環境保全行動につなげる施設見学会を開催します。

関連計画

計画名	計画期間	発行年	所管課
太宰府市教育施策要綱	単年度	毎年度改訂	社会教育課

②市民活動の推進

取組の方向性

より良い環境づくり、地域づくりを進めるためには、一人ひとりが取り組むこと、さらに継続的に取り組むことが大切です。そのためにはわたしたちの生活がすべて環境につながっており、地域だけでなく、地球全体の環境に影響を及ぼしていることを理解し、関連する知識や情報を実際の行動につなげる必要があります。

市では、市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者及び行政など、多様な主体との環境保全行動を促していくため、関係機関との連携による人材育成をはじめ、多様な主体のネットワークづくりに取り組んでいきます。

成果指標

指標項目	第三次計画策定時 (年度)	現況値 (年度)	目標値 (年度)	所管課
庭、ベランダ、屋上等の緑化に取り組んでいる市民の割合	68.4% (平成 21 年度)	63.4% (令和元年度)	70.0% (令和 12 年度)	環境課
地域の緑化活動に参加している市民の割合	19.3% (平成 21 年度)	18.0% (令和元年度)	20.0% (令和 12 年度)	環境課
里地・里山の管理活動に参加している市民の割合	3.9% (平成 21 年度)	6.6% (令和元年度)	8.0% (令和 12 年度)	環境課
環境に関する意見交換会の実施回数 ^注	— (平成 21 年度)	— (令和元年度)	4 回 (令和 12 年度)	環境課

注 環境に関する意見交換会は、今後実施する取組です。

市民やNPOに期待される役割

- 環境学習を続け、環境まちづくりのリーダーへのステップアップを図ります。
- 住み良い地域をつくるため、私一人これくらいはいいだろうと思わないで、ほんのちょっとしたことでも、一人ひとりが「できること」からはじめます。
- 環境教育・学習で身につけた知識や情報を行動につなげます。
- 市やNPOなどが実施する環境まちづくりの活動に積極的に参加します。
- NPOは行政と連携して環境まちづくりの活動を企画・主導します。

事業者期待される役割

- 活動の場や人材の提供を行い、学校や地域における環境まちづくり活動に積極的な協力を行います。

行政の具体的な取組

●環境教育のための人材育成【環境課】

さまざまな関係機関等と連携し、地域の環境保全行動のリーダー的役割を担うための多様な人材を育成します。

●市民主体の環境教育活動への支援【環境課】

さまざまな環境関係団体など、市民主体の環境教育活動を持続可能なものとするための支援を行います。

●多様な主体とのネットワークづくり【環境課】

市民、自治会、NPO・ボランティア、学校、事業者及び行政など多様な主体とのネットワークづくりを進めます。

●地域で行う環境保全活動への支援【環境課】

校区自治協議会や自治会等の地域で行う自主的な環境保全活動を創造、発展させ持続可能なものとするための支援を行います。

関連計画

関連計画なし

第5章 計画の推進体制、進行管理

1. 計画の推進体制

市民、自治会、校区自治協議会をはじめ、NPO・ボランティア、学校、事業者などの多様な主体と行政が連携・協働して本計画を推進していくために、関係づくりをはじめ、話し合う場づくり、環境保全活動の機会や場づくりなど、環境施策を総合的に推進できる体制の整備を図ります。計画の推進には取り扱う課題の内容によって、個別エリア、個別テーマでの取り組みが必要となるものもあるため、体制づくりはその都度、活動に関わるステークホルダー（利害関係者）等を考慮の上、随時検討するものとします。

以下の組織は、計画の推進のために特に重要な役割を果たします。

(1) 市民、NPO・ボランティア、事業者とのパートナーシップによる推進体制

1) エリア型^{※1}

市民、自治会、校区自治協議会、学校、事業者等は、市及びNPO・ボランティアと連携・協力しながら、地域の環境保全活動の担い手となっていきます。

※1 NPO・ボランティア組織を、なりたち、目的の違いによって区分したものの。エリア型は、自治会・町内会・PTAなど、居住地域を対象とした組織。

2) テーマ型^{※2}

NPO・ボランティアは、市、市民、自治会、校区自治協議会、学校、事業者等と連携・協力しながら、環境保全活動のリーダー的役割を果たしていきます。

※2 テーマ型は、NPO・ボランティア、スポーツクラブなど特定の目的で集まった組織。

(2) 行政（市）内部の推進体制

1) 太宰府市環境基本計画推進委員会

環境の分野は多岐にわたるため、庁内各部局による横断的組織として「太宰府市環境基本計画推進委員会」を設置しています。

この委員会において、庁内各部局が持つ専門的知識や情報などを環境の保全・創造に生かすための協議などを行います。また、毎年、計画推進状況をチェックし、公表などを行います。

2) 市経営会議

景観・歴史関連など市の全計画の横断的調整を市経営会議が行います。

（構成メンバー：市長、副市長、教育長、各部長）

(3) 行政（市）外部の推進体制

1) 太宰府市環境審議会※

太宰府市環境審議会は、毎年、太宰府市環境基本計画推進委員会から、計画推進状況についての年次報告を受け、それを評価し、改善のための助言を行います。

また、環境基本条例に掲げた事項の審議のため、必要に応じて開催します。

※ 太宰府市環境審議会規則に基づいて設置された市の附属機関。10人の委員で組織され、任期は2年。

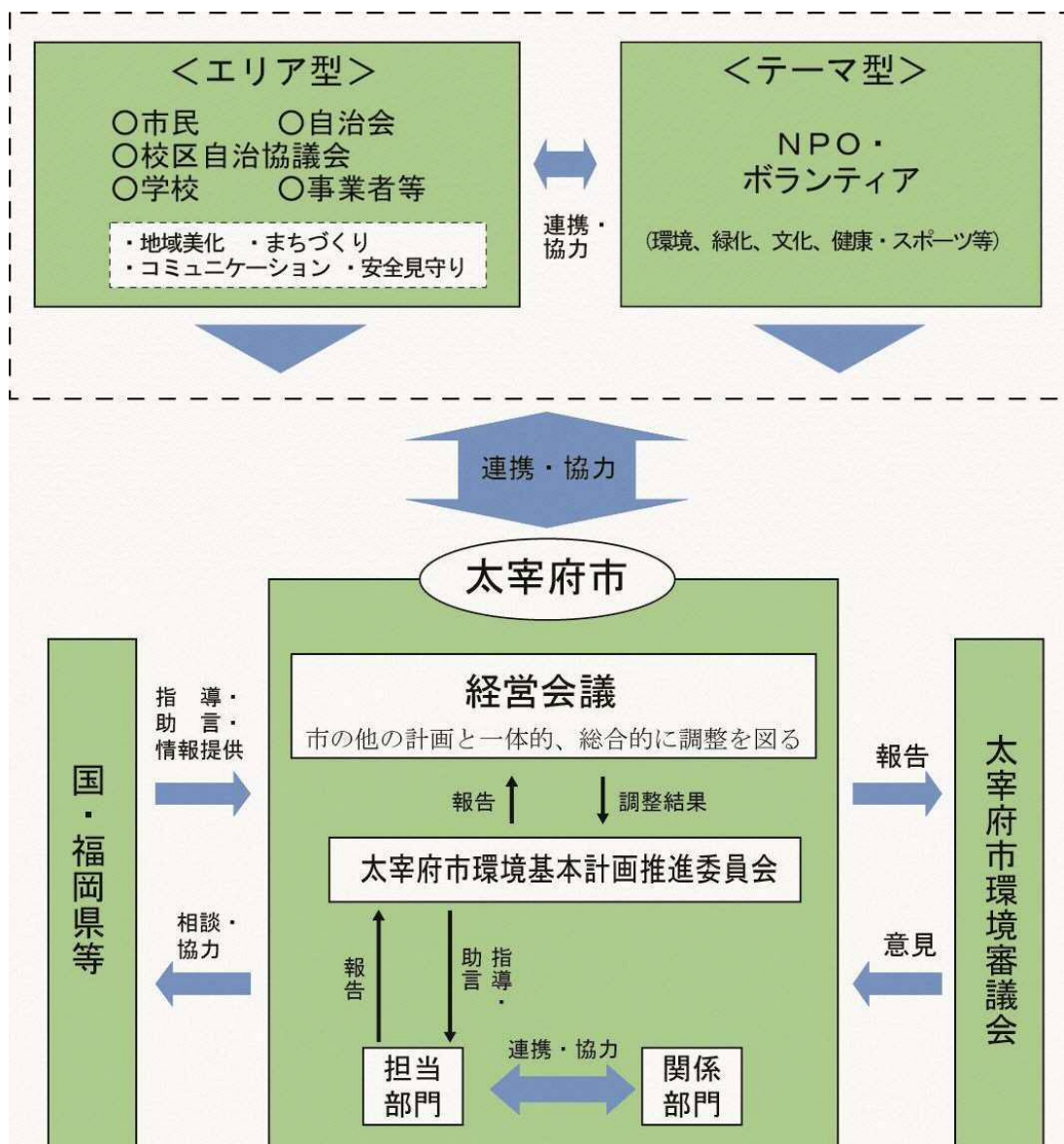


図 18 推進体制図

2. 進行管理の方法

本計画の実施状況と市の環境の状況を定期的に点検し、その結果に基づき取組内容の充実・改善を図っていきます。そのために、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の立案（PLAN）、計画の実施（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）という流れを継続して繰り返し、進行管理を着実にを行います。

具体的には、太宰府市環境基本計画推進委員会が、毎年、環境施策や事業の進捗状況等についての年次報告書（点検結果レポート）を取りまとめ、太宰府市環境審議会に報告し、環境審議会は報告に対して助言などを行います。

また、環境審議会報告後、ホームページにて公表します。

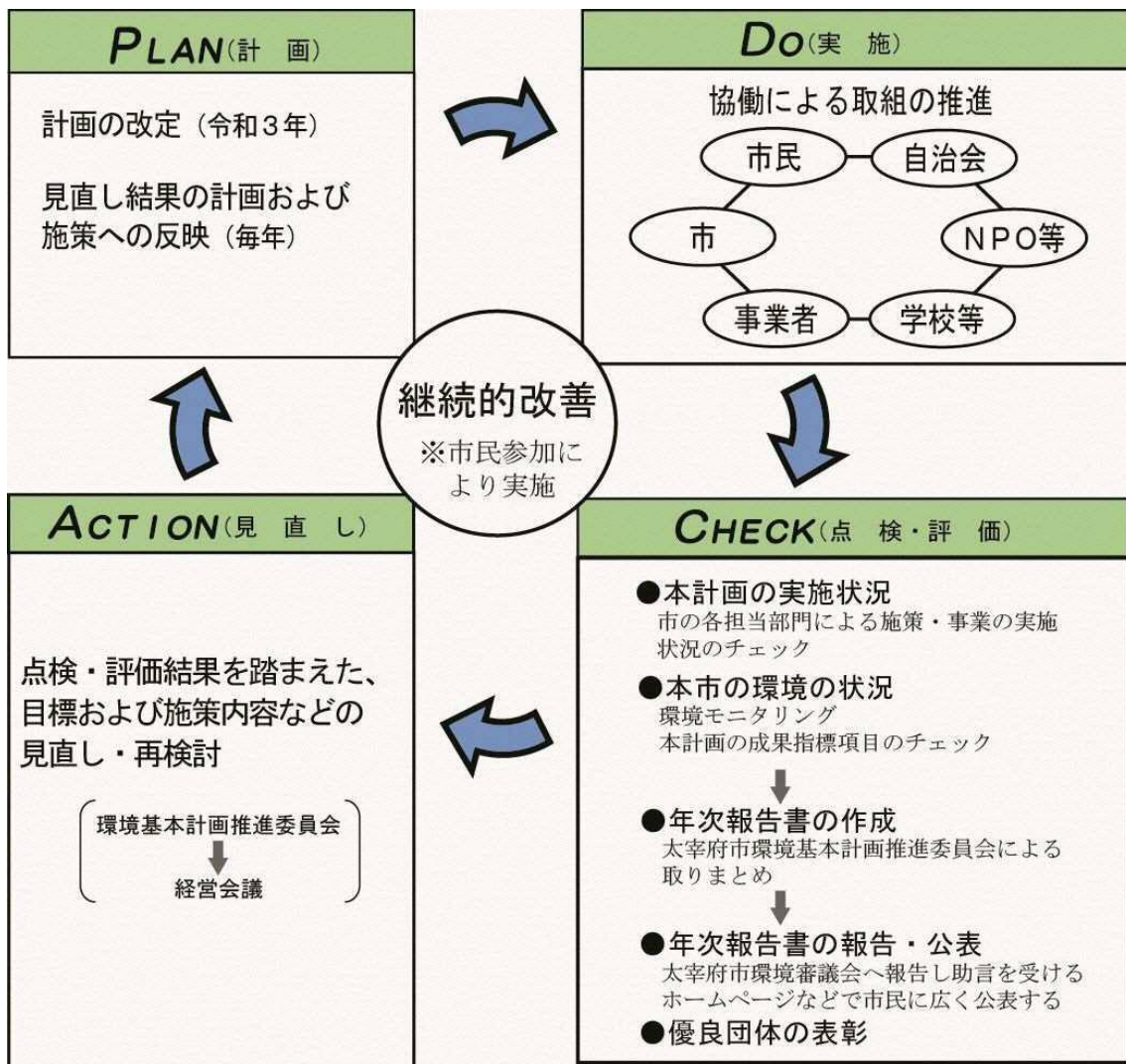


図 19 PDCAサイクルによる進行管理